

修正前（令和2年10月） 目次	修正後（令和5年9月） 目次																																																																																												
第5章 噴火警戒レベル5（山頂噴火・山腹噴火）…………… マ-55 1 噴火警戒レベルと避難対応の目安…………… マ-55 2 各機関の活動態勢…………… マ-55 3 各機関の対応…………… マ-56	第5章 噴火警戒レベル5（山頂噴火・山腹噴火）…………… マ-55 1 噴火警戒レベルと避難対応の目安…………… マ-55 2 各機関の活動態勢…………… マ-55 3 各機関の対応…………… マ-56  <<詳細資料>>…………… マ-67 ・島内避難計画（避難対象地域別避難計画）…………… マ-67 ・島外避難計画（避難港まで）…………… マ-72 ・島外避難計画（避難港から受入港まで）…………… マ-79																																																																																												
修正前（令和2年10月） 3	修正後（令和5年9月） 3																																																																																												
<h4>4 用語例</h4> <p>本計画で使用する用語等は、次のとおりとする。</p> <p style="text-align: center;">表 地域等の標記</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>標記</th> <th>説明</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>区市町村</td> <td>東京都に属する全区市町村をいう。</td> </tr> <tr> <td>島しょ</td> <td>東京都の地域のうち、島しょ町村の所在する地域をいう。</td> </tr> <tr> <td>島内</td> <td>伊豆大島内の地域をいう。</td> </tr> <tr> <td>島外</td> <td>伊豆大島以外の地域をいう。</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">表 機関名等の標記</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>標記</th> <th>機関等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>町</td> <td>大島町</td> </tr> <tr> <td>都</td> <td>東京都</td> </tr> <tr> <td>支庁</td> <td>東京都大島支庁（東京都教育庁大島出張所、東京都島しょ保健所大島出張所を含む。）</td> </tr> <tr> <td>警察署</td> <td>大島警察署</td> </tr> <tr> <td>消防本部</td> <td>大島町消防本部</td> </tr> <tr> <td>消防団</td> <td>大島町消防団</td> </tr> <tr> <td>火山監視・警報センター</td> <td>気象庁地震火山部火山課火山監視・警報センター</td> </tr> <tr> <td>火山防災連絡事務所</td> <td>気象庁地震火山部火山課火山監視・警報センター伊豆大島火山防災連絡事務所</td> </tr> <tr> <td>海上保安本部</td> <td>第三管区海上保安本部</td> </tr> <tr> <td>観光協会</td> <td>一般社団法人伊豆大島観光協会</td> </tr> <tr> <td>東海汽船</td> <td>東海汽船株式会社</td> </tr> <tr> <td>東京バス協会</td> <td>一般社団法人東京バス協会</td> </tr> <tr> <td>大島旅客自動車</td> <td>大島旅客自動車株式会社</td> </tr> <tr> <td>N T T 東日本</td> <td>東日本電信電話株式会社</td> </tr> <tr> <td>N T T 伊豆大島サービスセンタ</td> <td>株式会社N T T 東日本ー南関東東京事業部東京西支店設備部門伊豆大島サービスセンタ</td> </tr> <tr> <td>N T T 西日本</td> <td>西日本電信電話株式会社</td> </tr> <tr> <td>東京電力大島事務所</td> <td>東京電力パワーグリッド株式会社東京総支社島嶼業務センター大島事務所</td> </tr> </tbody> </table>	標記	説明	区市町村	東京都に属する全区市町村をいう。	島しょ	東京都の地域のうち、島しょ町村の所在する地域をいう。	島内	伊豆大島内の地域をいう。	島外	伊豆大島以外の地域をいう。	標記	機関等	町	大島町	都	東京都	支庁	東京都大島支庁（東京都教育庁大島出張所、東京都島しょ保健所大島出張所を含む。）	警察署	大島警察署	消防本部	大島町消防本部	消防団	大島町消防団	火山監視・警報センター	気象庁地震火山部火山課火山監視・警報センター	火山防災連絡事務所	気象庁地震火山部火山課火山監視・警報センター伊豆大島火山防災連絡事務所	海上保安本部	第三管区海上保安本部	観光協会	一般社団法人伊豆大島観光協会	東海汽船	東海汽船株式会社	東京バス協会	一般社団法人東京バス協会	大島旅客自動車	大島旅客自動車株式会社	N T T 東日本	東日本電信電話株式会社	N T T 伊豆大島サービスセンタ	株式会社N T T 東日本ー南関東東京事業部東京西支店設備部門伊豆大島サービスセンタ	N T T 西日本	西日本電信電話株式会社	東京電力大島事務所	東京電力パワーグリッド株式会社東京総支社島嶼業務センター大島事務所	<h4>4 用語例</h4> <p>本計画で使用する用語等は、次のとおりとする。</p> <p style="text-align: center;">表 地域等の標記</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>標記</th> <th>説明</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>区市町村</td> <td>東京都に属する全区市町村をいう。</td> </tr> <tr> <td>島しょ</td> <td>東京都の地域のうち、島しょ町村の所在する地域をいう。</td> </tr> <tr> <td>島内</td> <td>伊豆大島内の地域をいう。</td> </tr> <tr> <td>島外</td> <td>伊豆大島以外の地域をいう。</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">表 機関名等の標記</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>標記</th> <th>機関等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>町</td> <td>大島町</td> </tr> <tr> <td>都</td> <td>東京都</td> </tr> <tr> <td>支庁</td> <td>東京都大島支庁（東京都教育庁大島出張所、東京都島しょ保健所大島出張所を含む。）</td> </tr> <tr> <td>警察署</td> <td>大島警察署</td> </tr> <tr> <td>消防本部</td> <td>大島町消防本部</td> </tr> <tr> <td>消防団</td> <td>大島町消防団</td> </tr> <tr> <td>火山監視・警報センター</td> <td>気象庁地震火山部火山監視課火山監視・警報センター</td> </tr> <tr> <td>火山防災連絡事務所</td> <td>気象庁地震火山部火山監視課火山監視・警報センター伊豆大島火山防災連絡事務所</td> </tr> <tr> <td>海上保安本部</td> <td>第三管区海上保安本部</td> </tr> <tr> <td>観光協会</td> <td>一般社団法人伊豆大島観光協会</td> </tr> <tr> <td>東海汽船</td> <td>東海汽船株式会社</td> </tr> <tr> <td>東京バス協会</td> <td>一般社団法人東京バス協会</td> </tr> <tr> <td>大島旅客自動車</td> <td>大島旅客自動車株式会社</td> </tr> <tr> <td>N T T 東日本</td> <td>東日本電信電話株式会社</td> </tr> <tr> <td>N T T 伊豆大島サービスセンタ</td> <td>株式会社N T T 東日本ー南関東東京事業部東京西支店設備部門伊豆大島サービスセンタ</td> </tr> <tr> <td>N T T 西日本</td> <td>西日本電信電話株式会社</td> </tr> <tr> <td>東京電力大島事務所</td> <td>東京電力パワーグリッド株式会社東京総支社島嶼業務センター大島事務所</td> </tr> </tbody> </table>	標記	説明	区市町村	東京都に属する全区市町村をいう。	島しょ	東京都の地域のうち、島しょ町村の所在する地域をいう。	島内	伊豆大島内の地域をいう。	島外	伊豆大島以外の地域をいう。	標記	機関等	町	大島町	都	東京都	支庁	東京都大島支庁（東京都教育庁大島出張所、東京都島しょ保健所大島出張所を含む。）	警察署	大島警察署	消防本部	大島町消防本部	消防団	大島町消防団	火山監視・警報センター	気象庁地震火山部火山監視課火山監視・警報センター	火山防災連絡事務所	気象庁地震火山部火山監視課火山監視・警報センター伊豆大島火山防災連絡事務所	海上保安本部	第三管区海上保安本部	観光協会	一般社団法人伊豆大島観光協会	東海汽船	東海汽船株式会社	東京バス協会	一般社団法人東京バス協会	大島旅客自動車	大島旅客自動車株式会社	N T T 東日本	東日本電信電話株式会社	N T T 伊豆大島サービスセンタ	株式会社N T T 東日本ー南関東東京事業部東京西支店設備部門伊豆大島サービスセンタ	N T T 西日本	西日本電信電話株式会社	東京電力大島事務所	東京電力パワーグリッド株式会社東京総支社島嶼業務センター大島事務所
標記	説明																																																																																												
区市町村	東京都に属する全区市町村をいう。																																																																																												
島しょ	東京都の地域のうち、島しょ町村の所在する地域をいう。																																																																																												
島内	伊豆大島内の地域をいう。																																																																																												
島外	伊豆大島以外の地域をいう。																																																																																												
標記	機関等																																																																																												
町	大島町																																																																																												
都	東京都																																																																																												
支庁	東京都大島支庁（東京都教育庁大島出張所、東京都島しょ保健所大島出張所を含む。）																																																																																												
警察署	大島警察署																																																																																												
消防本部	大島町消防本部																																																																																												
消防団	大島町消防団																																																																																												
火山監視・警報センター	気象庁地震火山部火山課火山監視・警報センター																																																																																												
火山防災連絡事務所	気象庁地震火山部火山課火山監視・警報センター伊豆大島火山防災連絡事務所																																																																																												
海上保安本部	第三管区海上保安本部																																																																																												
観光協会	一般社団法人伊豆大島観光協会																																																																																												
東海汽船	東海汽船株式会社																																																																																												
東京バス協会	一般社団法人東京バス協会																																																																																												
大島旅客自動車	大島旅客自動車株式会社																																																																																												
N T T 東日本	東日本電信電話株式会社																																																																																												
N T T 伊豆大島サービスセンタ	株式会社N T T 東日本ー南関東東京事業部東京西支店設備部門伊豆大島サービスセンタ																																																																																												
N T T 西日本	西日本電信電話株式会社																																																																																												
東京電力大島事務所	東京電力パワーグリッド株式会社東京総支社島嶼業務センター大島事務所																																																																																												
標記	説明																																																																																												
区市町村	東京都に属する全区市町村をいう。																																																																																												
島しょ	東京都の地域のうち、島しょ町村の所在する地域をいう。																																																																																												
島内	伊豆大島内の地域をいう。																																																																																												
島外	伊豆大島以外の地域をいう。																																																																																												
標記	機関等																																																																																												
町	大島町																																																																																												
都	東京都																																																																																												
支庁	東京都大島支庁（東京都教育庁大島出張所、東京都島しょ保健所大島出張所を含む。）																																																																																												
警察署	大島警察署																																																																																												
消防本部	大島町消防本部																																																																																												
消防団	大島町消防団																																																																																												
火山監視・警報センター	気象庁地震火山部火山監視課火山監視・警報センター																																																																																												
火山防災連絡事務所	気象庁地震火山部火山監視課火山監視・警報センター伊豆大島火山防災連絡事務所																																																																																												
海上保安本部	第三管区海上保安本部																																																																																												
観光協会	一般社団法人伊豆大島観光協会																																																																																												
東海汽船	東海汽船株式会社																																																																																												
東京バス協会	一般社団法人東京バス協会																																																																																												
大島旅客自動車	大島旅客自動車株式会社																																																																																												
N T T 東日本	東日本電信電話株式会社																																																																																												
N T T 伊豆大島サービスセンタ	株式会社N T T 東日本ー南関東東京事業部東京西支店設備部門伊豆大島サービスセンタ																																																																																												
N T T 西日本	西日本電信電話株式会社																																																																																												
東京電力大島事務所	東京電力パワーグリッド株式会社東京総支社島嶼業務センター大島事務所																																																																																												

修正前（令和2年10月） 本-1	修正後（令和5年9月） 本-1
<p><b>第1部 伊豆大島の概要</b></p> <p><b>第1章 基本情報</b></p> <p><b>1 自然条件・社会条件</b></p> <p><b>(1) 自然条件</b>  伊豆大島は、東京の南方海上約110kmに位置する東西9km、南北15km、周囲52km、面積90.76 ㎢の伊豆諸島最大の島であり、伊豆諸島からマリアナ諸島へ連なる火山島のうち最も北に位置する島である。島の中央には三原山（標高758m）がそびえ、南西部と北部から東部にかけては高さ最大350m（東部）に達する海食崖が発達しているが、西部は勾配の緩やかな平地である。  気候は、黒潮の影響を受け、気温の年較差・日較差が小さい温暖多湿な海洋性気候である。年平均気温は約16℃であり、年平均降水量は約2,800mmと多雨である。風向は北東・西・南西が卓越して全体の9割を占め、風速10m/s以上の強風日数は年間の3分の1に達する。台風は、年平均で2～3個が接近する。寒候期の季節風、春と秋の発達した低気圧、夏から秋にかけての台風の影響により、強風・高波となることが多い。</p> <p><b>(2) 社会条件</b>  町の人口は7,521人、世帯数は4,560世帯であり、海岸に沿って7つの集落（元町、北の山、岡田、泉津、野増、差木地、波浮港）が形成されている（令和2年3月現在）。  島内を一周する道路は、大島一周道路（都道208号大島循環線および都道207号大島公園線の一部）が唯一であり、公共交通手段として、大島旅客自動車路線バスを運行している。  本土との交通には、海路と空路がある。海路は、東京の竹芝桟橋と大型客船および高速ジェット船で、熱海と高速ジェット船で結ばれている。空路は、調布飛行場と飛行機で、利島および三宅島とヘリコプターで結ばれている。  来島者は年間約22万人であり、宿泊施設（ホテル、旅館、ペンション、民宿）は62か所（総収容者数2,231人）である（平成29年1月1日現在）。</p>	<p><b>第1部 伊豆大島の概要</b></p> <p><b>第1章 基本情報</b></p> <p><b>1 自然条件・社会条件</b></p> <p><b>(1) 自然条件</b>  伊豆大島は、東京の南方海上約110kmに位置する東西9km、南北15km、周囲52km、面積90.76 ㎢の伊豆諸島最大の島であり、伊豆諸島からマリアナ諸島へ連なる火山島のうち最も北に位置する島である。島の中央には三原山（標高758m）がそびえ、南西部と北部から東部にかけては高さ最大350m（東部）に達する海食崖が発達しているが、西部は勾配の緩やかな平地である。  気候は、黒潮の影響を受け、気温の年較差・日較差が小さい温暖多湿な海洋性気候である。年平均気温は約16℃であり、年平均降水量は約2,800mmと多雨である。風向は北東・西・南西が卓越して全体の9割を占め、風速10m/s以上の強風日数は年間の3分の1に達する。台風は、年平均で2～3個が接近する。寒候期の季節風、春と秋の発達した低気圧、夏から秋にかけての台風の影響により、強風・高波となることが多い。</p> <p><b>(2) 社会条件</b>  町の人口は7,035人、世帯数は4,348世帯であり、海岸に沿って9つの集落（元町、北の山、岡田、泉津、野増、間伏、差木地、クダッチ、波浮港）が形成されている（令和5年8月現在）。  島内を一周する道路は、大島一周道路（都道208号大島循環線および都道207号大島公園線の一部）が唯一であり、公共交通手段として、大島旅客自動車路線バスを運行している。  本土との交通には、海路と空路がある。海路は、東京の竹芝桟橋と大型客船および高速ジェット船で、熱海と高速ジェット船で結ばれている。空路は、調布飛行場と飛行機で、利島および三宅島とヘリコプターで結ばれている。  来島者は年間約22万人であり、宿泊施設（ホテル、旅館、ペンション、民宿）は62か所（総収容者数2,231人）である（平成29年1月1日現在）。</p>

2 伊豆大島火山の概要

2 伊豆大島火山の概要



図 伊豆大島の地形図(気象庁, 2013)

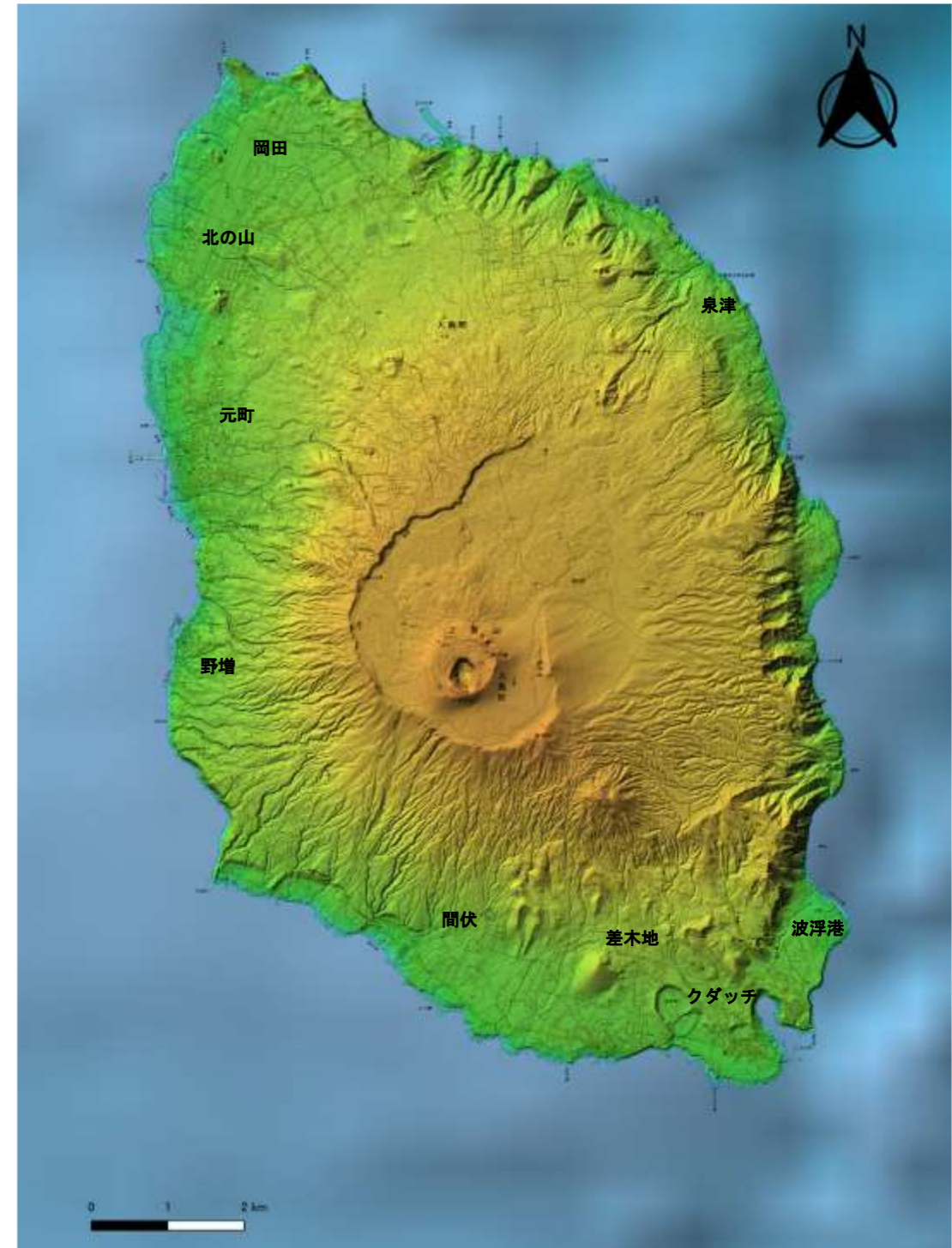


図 伊豆大島の色別標高図と標準地図の重ね合わせ (地理院地図より作成)

### 3 伊豆大島火山の噴火履歴

伊豆大島火山の形成史、有史以降の火山活動、累積噴出物量、火口分布、火山地質図、災害実績、避難実績を以下に示す。

#### (1) 形成史

伊豆大島火山の活動は、現在のカルデラ地形形成以前の先カルデラ火山の形成と、カルデラ形成・後カルデラ火山の形成の2つに区分できる。

#### ア 先カルデラ火山

先カルデラ火山の活動は、古期山体の形成と新期山体の形成に細分される。古期山体の形成は、約3～4万年前に海底噴火活動で始まった。この活動は、粗粒な火砕物を主とし、少量の玄武岩溶岩流、降下火砕物を伴う。新期山体の形成は約2万年前から始まり、降下スコリア堆積物、溶岩流からなり、古期山体の上を覆って厚く堆積している。

#### イ カルデラ形成・後カルデラ火山

現在見られるカルデラは、約1700～1500年前に起こった山頂部での爆発的噴火により最終的な地形が作られた。カルデラ形成・後カルデラ火山では、噴出量が数億トンの大規模噴火が10回起きている。噴出量は、19世紀以降の中・小規模噴火より一桁大きい。

(参考：伊豆大島火山地質図，p3，川辺(1998))

なお、伊豆大島火山ではカルデラ形成・後カルデラ火山の活動期の火山噴出物において、層ごとに名称が設けられている。参考として、各層の名称と年代を次表に示す。

表 層名称一覧表

層名称	噴火年代
S2	3～4世紀
S1	4～5世紀
N4	5～8世紀
N3	838年?
N2	10～11世紀
N1	11～12世紀または1112年?
Y6	12世紀
Y5	1338年?
Y4	1421年
Y3	1552年
Y2	1684～1690年
Y1	1777～1792年

(参考：新たに得られた伊豆大島火山新規大島層群噴火堆積物の放射性炭素年代，川辺(2012)、日本活火山総覧(第4版)伊豆大島，p915～923，気象庁(2013))

### 3 伊豆大島火山の噴火履歴

伊豆大島火山の形成史、有史以降の火山活動、累積噴出物量、火口分布、火山地質図、災害実績、避難実績を以下に示す。

#### (1) 形成史

伊豆大島火山の活動は、現在のカルデラ地形形成以前の先カルデラ火山の形成と、カルデラ形成・後カルデラ火山の形成の2つに区分できる。

#### ア 先カルデラ火山

先カルデラ火山の活動は、古期山体の形成と新期山体の形成に細分される。古期山体の形成は、約3～4万年前に海底噴火活動で始まった。この活動は、粗粒な火砕物を主とし、少量の玄武岩溶岩流、降下火砕物を伴う。新期山体の形成は約2万年前から始まり、降下スコリア堆積物、溶岩流からなり、古期山体の上を覆って厚く堆積している。

#### イ カルデラ形成・後カルデラ火山

現在見られるカルデラは、約1700～1500年前に起こった山頂部での爆発的噴火により最終的な地形が作られた。カルデラ形成・後カルデラ火山では、噴出量が数億トンの大規模噴火が10回起きている。噴出量は、19世紀以降の中・小規模噴火より一桁大きい。

(参考：伊豆大島火山地質図，p3，川辺(1998))

なお、伊豆大島火山ではカルデラ形成・後カルデラ火山の活動期の火山噴出物において、層ごとに名称が設けられている。参考として、各層の名称と年代を次表に示す。

表 層名称一覧表

層名称	噴火年代
S2	3～4世紀
S1	4～5世紀
N4	5～8世紀
N3	838年?
N2	10～11世紀
N1	11～12世紀または1112年?
Y6	12世紀
Y5	1338年?
Y4	1421年
Y3	1552年
Y2	1684～1690年
Y1	1777～1792年

(参考：新たに得られた伊豆大島火山新期大島層群噴火堆積物の放射性炭素年代，川辺(2012)、日本活火山総覧(第4版)伊豆大島，p915～923，気象庁(2013))

3 伊豆大島火山の噴火履歴

(6) 災害実績

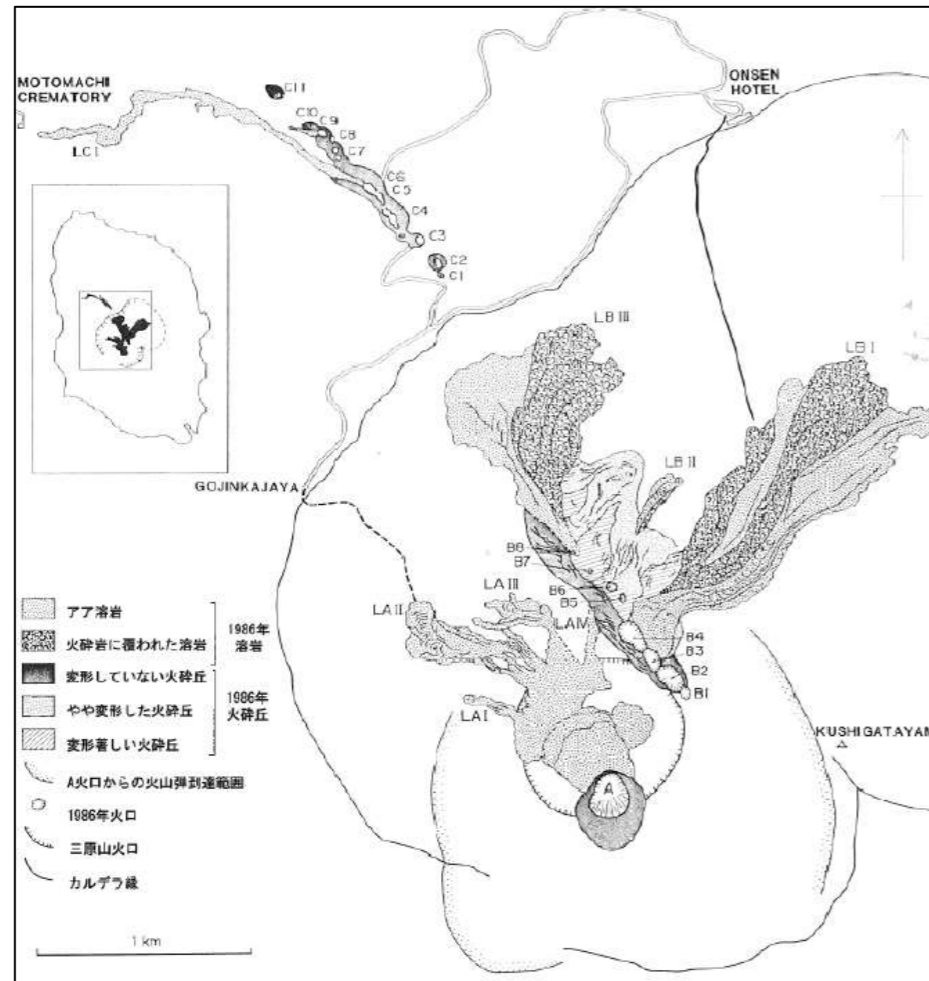


図 伊豆大島1986年噴火の噴火口および噴出物分布(阪口ほか, 1998、気象庁, 2013)

3 伊豆大島火山の噴火履歴

(6) 災害実績

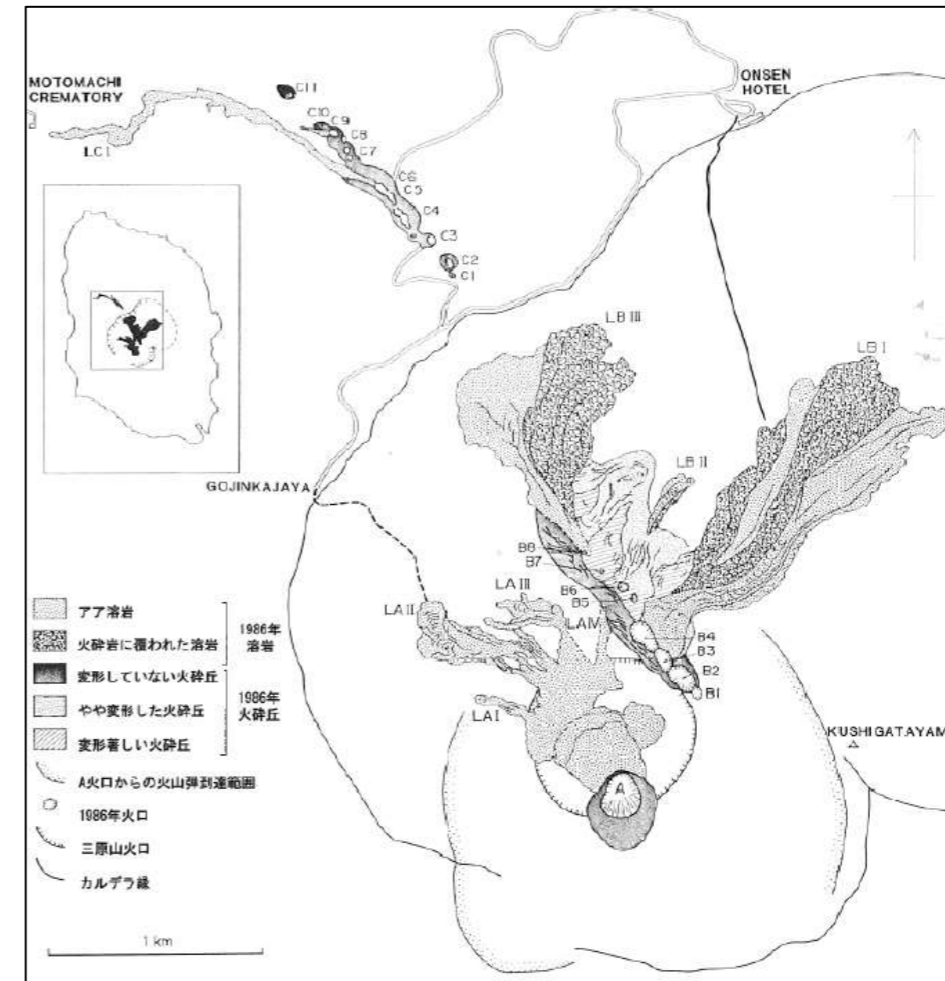


図 伊豆大島1986年噴火の噴火口および噴出物分布(阪口ほか, 1988、気象庁, 2013)

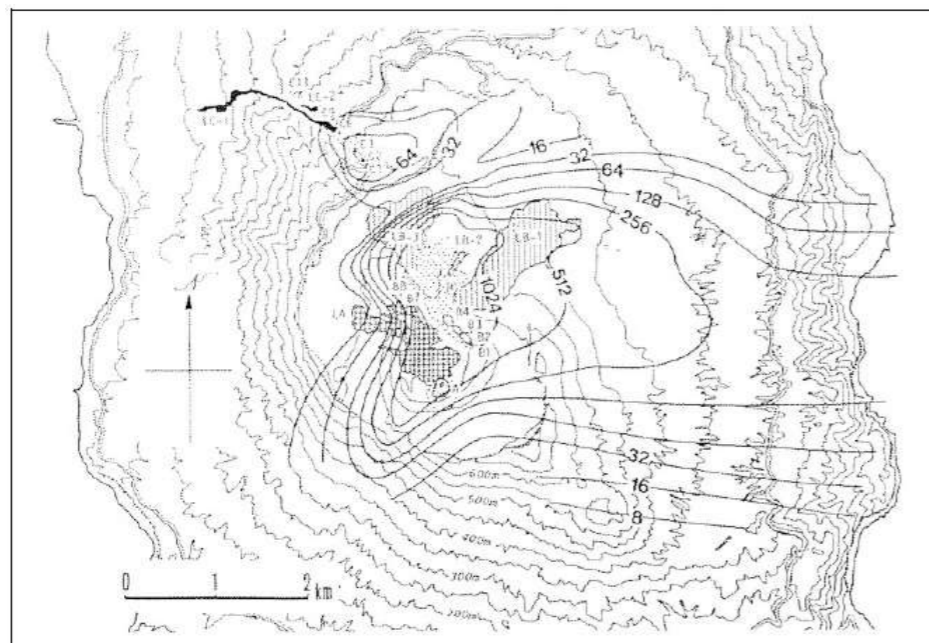


図 伊豆大島1986年噴火に伴うテフラの等層厚線 (mm) と溶岩分布(遠藤ほか, 1988)

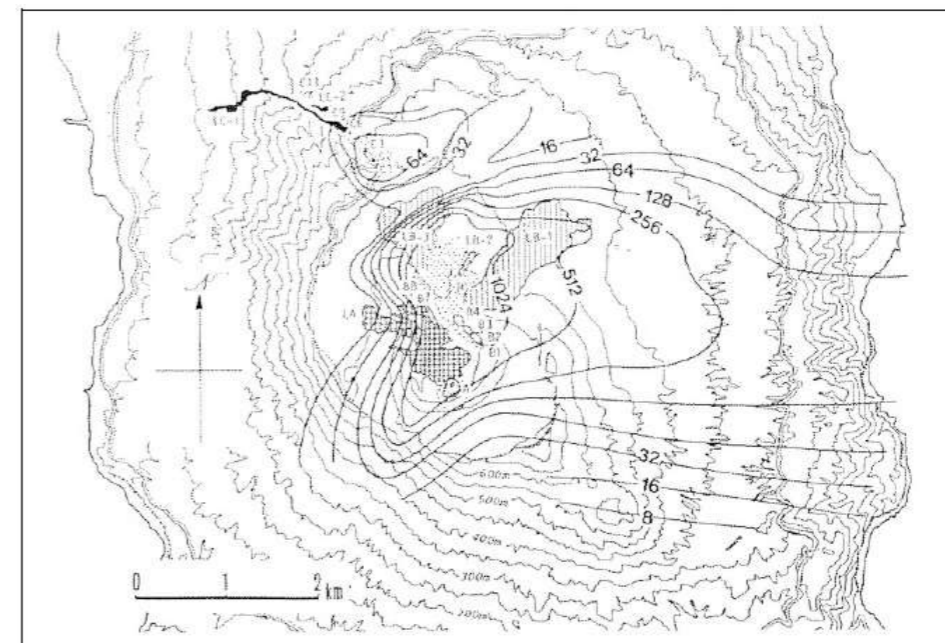


図 伊豆大島1986年噴火に伴うテフラの等層厚線 (mm) と溶岩分布(遠藤ほか, 1988)

修正前 (令和2年10月) 本-22		修正後 (令和5年9月) 本-22	
<b>4 参考文献</b>		<b>4 参考文献</b>	
文献名	備考	文献名	備考
テフロクロノロジーの手法に基づく1986～1987年伊豆大島噴火の経緯と噴出物の特徴	遠藤邦彦・千葉達朗・谷口英嗣・隅田まり・太刀川茂樹・宮原智哉・宇野リベカ・宮地直道(1988) 火山, 33(特集号), S32 - S51	テフロクロノロジーの手法に基づく1986～1987年伊豆大島噴火の経緯と噴出物の特徴	遠藤邦彦・千葉達朗・谷口英嗣・隅田まり・太刀川茂樹・宮原智哉・宇野リベカ・宮地直道(1988) 火山, 33(特集号), S32 - S51
大島火山の歴史時代における活動記録	一色直記(1984) 地質調査月報, 35, 477 - 499	大島火山の歴史時代における活動記録	一色直記(1984) 地質調査所月報, 35, 477 - 499
大島地域の地質(1/5万地質図幅)	一色直記(1984)	大島地域の地質	一色直記(1984) 地域地質研究報告(5万分の1 地質図幅), 地質調査所, 133
伊豆大島火山地質図	川辺禎久(1998) 火山地質図No. 10, 地質調査総合センター	伊豆大島火山地質図	川辺禎久(1998) 火山地質図No. 10, 地質調査総合センター
新たに得られた伊豆大島火山新期大島層群噴火堆積物の放射性炭素年代	川辺禎久(2012) 地質調査研究報告, 第63巻, 第11/12号, 283-289	新たに得られた伊豆大島火山新期大島層群噴火堆積物の放射性炭素年代	川辺禎久(2012) 地質調査研究報告, 第63巻, 第11/12号, 283-289
伊豆大島の噴火シナリオ高度化に向けて	川辺禎久・石塚治(2013) 地質調査総合センター研究資料 No. 573	伊豆大島の噴火シナリオ高度化に向けて	川辺禎久・石塚治(2013) 地質調査総合センター研究資料 No. 573
火山噴火予知連絡会 伊豆部会 伊豆大島の火山活動に関する勉強会 報告書 -伊豆大島噴火シナリオ-(平成20年9月)	気象庁(2008)	火山噴火予知連絡会 伊豆部会 伊豆大島の火山活動に関する勉強会 報告書 -伊豆大島噴火シナリオ-(平成20年9月)	気象庁(2008)
日本活火山総覧(第4版)	気象庁(2013)	日本活火山総覧(第4版)	気象庁(2013)
伊豆大島火山カルデラ形成以降の噴火史	小山真人・早川由紀夫(1996) 地学雑誌, 105, 133 - 162	伊豆大島火山カルデラ形成以降の噴火史	小山真人・早川由紀夫(1996) 地学雑誌, 105, 133 - 162
Volcano-Stratigraphic Study of Ohshima Volcano, Izu(伊豆大島火山の火山層位学的研究)	Nakamura, K(1964) 東京大学地震研究所彙報, 第42冊第4号649 - 728	Volcano-Stratigraphic Study of Ohshima Volcano, Izu(伊豆大島火山の火山層位学的研究)	Nakamura, K(1964) 東京大学地震研究所彙報, 第42冊第4号649 - 728
火山とプレートテクトニクス	中村一明(1989) 東大出版会	火山とプレートテクトニクス	中村一明(1989) 東大出版会
平成5年度大島火山噴火災害危険区域予測図作成業務報告書	大島町総務課(1994)	平成5年度大島火山噴火災害危険区域予測図作成業務報告書	大島町総務課(1994)
伊豆大島火山1986年噴火と噴出物	阪口圭一・高田 亮・宇都浩三・曾屋龍典(1988)火山, 33(特集号), S20 - S31	伊豆大島火山1986年噴火と噴出物	阪口圭一・高田 亮・宇都浩三・曾屋龍典(1988)火山, 33(特集号), S20 - S31
昭和61年伊豆大島噴火災害活動誌	東京都(1988)	昭和61年伊豆大島噴火災害活動誌	東京都(1988)
伊豆大島における火山噴火の特質等に関する調査・研究報告(大島編)(平成2年5月)	東京都防災会議(1990)	伊豆大島における火山噴火の特質等に関する調査・研究報告(大島編)(平成2年5月)	東京都防災会議(1990)
伊豆大島火山噴火緊急減災対策砂防計画(案)(平成23年3月)	東京都建設局河川部(2011)	伊豆大島火山噴火緊急減災対策砂防計画(平成30年3月)	東京都建設局河川部(2018)
伊豆大島火山:史料に基づく最近3回の大規模噴火の推移と防災対応	津久井雅志・段木一行・佐藤正三郎・林幸一郎(2009) 火山, 54(3), 93 - 112	伊豆大島火山:史料に基づく最近3回の大規模噴火の推移と防災対応	津久井雅志・段木一行・佐藤正三郎・林幸一郎(2009) 火山, 54(3), 93 - 112
伊豆大島火山, カルデラ形成期の火砕物密度流堆積物:差木地層S2部層の層序・岩相・年代の再検討	山元孝広(2006) 火山, 51(4), 257 - 271	伊豆大島火山, カルデラ形成期の火砕物密度流堆積物:差木地層S2部層の層序・岩相・年代の再検討	山元孝広(2006) 火山, 51(4), 257 - 271
1:25,000火山土地条件図「伊豆大島」	国土地理院(2006)	1:25,000火山土地条件図「伊豆大島」	国土地理院(2006)

## 第2章 想定される火山活動等

### 4 火山ハザードマップ

火山ハザードマップとは、各火山災害要因（大きな噴石、溶岩流など）の影響が及ぶおそれのある範囲を地図上に特定し、視覚的に分かりやすく描画したものである。また、火山ハザードマップに、防災上必要な情報（避難先等に関する情報、噴火警報等の解説、住民等への情報伝達手段など）を付加したものを火山防災マップという。

伊豆大島火山では、伊豆大島火山防災マップ（下図）が作成されているほか、「溶岩流」および「降灰後土石流」については、「伊豆大島火山噴火危険範囲予測データベース作成委託（東京都建設局河川部，2012）」において、数値シミュレーションが実施されている。

※下図の電子データは、[防災科学技術研究所のHP](http://vivaweb2.bosai.go.jp/v-hazard/L_read/58izu-oshima/58izu-o_1h01-L.pdf)から取得できる。  
[http://vivaweb2.bosai.go.jp/v-hazard/L\\_read/58izu-oshima/58izu-o\\_1h01-L.pdf](http://vivaweb2.bosai.go.jp/v-hazard/L_read/58izu-oshima/58izu-o_1h01-L.pdf)

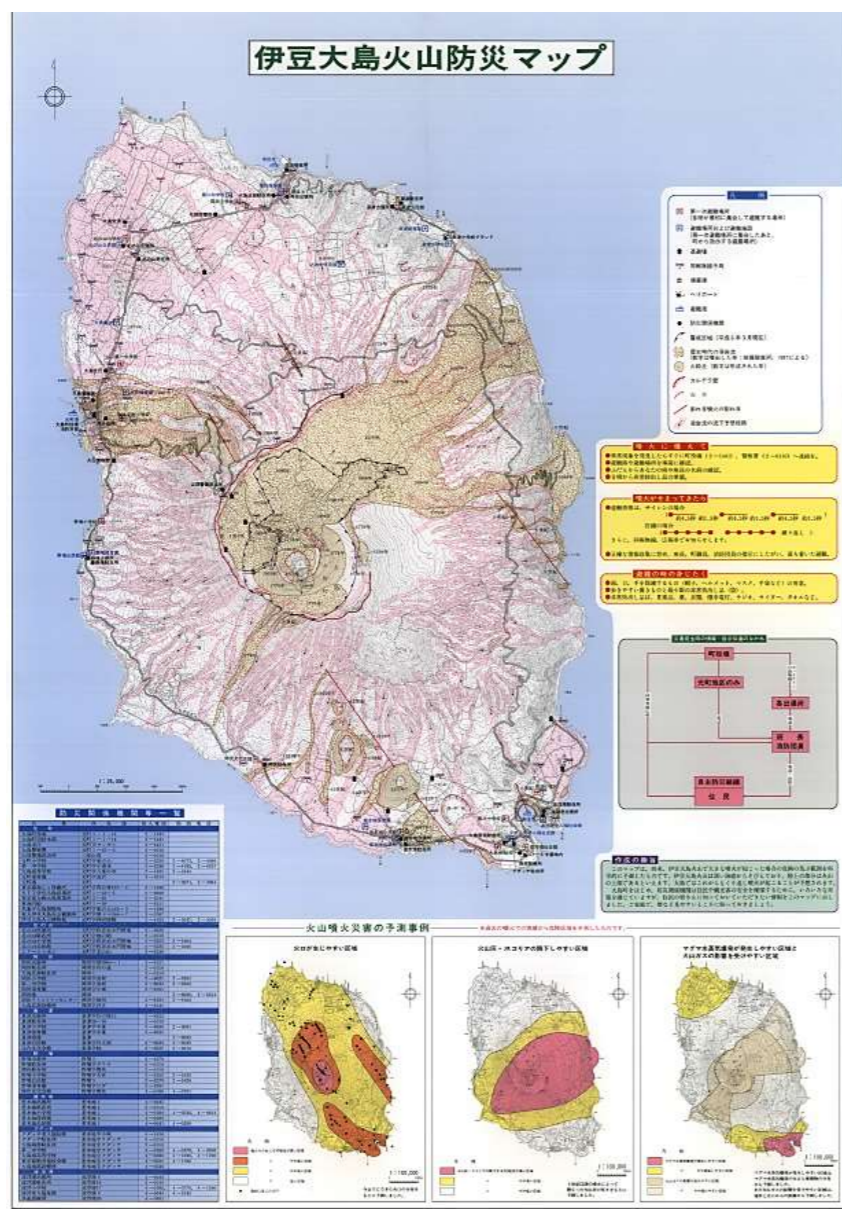


図 伊豆大島火山防災マップ(大島町, 1994)

## 第2章 想定される火山活動等

### 4 火山ハザードマップ

火山ハザードマップとは、各火山災害要因（大きな噴石、溶岩流など）の影響が及ぶおそれのある範囲を地図上に特定し、視覚的に分かりやすく描画したものである。また、火山ハザードマップに、防災上必要な情報（避難先等に関する情報、噴火警報等の解説、住民等への情報伝達手段など）を付加したものを火山防災マップという。

伊豆大島火山では、伊豆大島火山防災マップ（下図）が作成されているほか、「溶岩流」および「降灰後土石流」については、[東京都建設局河川部にてプレアナリシス型リアルタイムハザードマップのシミュレーションが実施されている。](https://www.town.oshima.tokyo.jp/soshiki/bousai/bousai-kazan.html)

※下図の電子データは、[大島町のHP](https://www.town.oshima.tokyo.jp/soshiki/bousai/bousai-kazan.html)から取得できる。  
<https://www.town.oshima.tokyo.jp/soshiki/bousai/bousai-kazan.html>



図 伊豆大島火山防災マップ(大島町, 令和3年6月)

5 噴火警戒レベル

噴火警戒レベルとは、火山活動の状況に応じて「警戒が必要な範囲」と防災機関や住民等の「とるべき防災対応」を5段階に区分した指標である。

噴火警戒レベルが運用されている火山では、火山防災協議会で合意された避難計画等に基づき、気象庁は「警戒が必要な範囲」を明示し、噴火警戒レベルを付して噴火警報・予報を発表し、市町村等の防災機関は入山規制や避難勧告等の防災対応をとる。



伊豆大島の噴火警戒レベル

レベル	火山活動の状況	防災機関の対応	住民等の対応
1	噴火警戒レベル1（平常時）	噴火警戒レベル1（平常時）	噴火警戒レベル1（平常時）
2	噴火警戒レベル2（噴火警戒範囲の拡大）	噴火警戒レベル2（噴火警戒範囲の拡大）	噴火警戒レベル2（噴火警戒範囲の拡大）
3	噴火警戒レベル3（噴火警戒範囲の拡大）	噴火警戒レベル3（噴火警戒範囲の拡大）	噴火警戒レベル3（噴火警戒範囲の拡大）
4	噴火警戒レベル4（噴火警戒範囲の拡大）	噴火警戒レベル4（噴火警戒範囲の拡大）	噴火警戒レベル4（噴火警戒範囲の拡大）
5	噴火警戒レベル5（噴火警戒範囲の拡大）	噴火警戒レベル5（噴火警戒範囲の拡大）	噴火警戒レベル5（噴火警戒範囲の拡大）

（平成29年5月，気象庁）

5 噴火警戒レベル

噴火警戒レベルとは、火山活動の状況に応じて「警戒が必要な範囲」と防災機関や住民等の「とるべき防災対応」を5段階に区分した指標である。

噴火警戒レベルが運用されている火山では、火山防災協議会で合意された避難計画等に基づき、気象庁は「警戒が必要な範囲」を明示し、噴火警戒レベルを付して噴火警報・予報を発表し、市町村等の防災機関は入山規制や避難指示等の防災対応をとる。



（令和3年12月，気象庁）

伊豆大島の噴火警戒レベル

レベル	火山活動の状況	防災機関の対応	住民等の対応
1	噴火警戒レベル1（平常時）	噴火警戒レベル1（平常時）	噴火警戒レベル1（平常時）
2	噴火警戒レベル2（噴火警戒範囲の拡大）	噴火警戒レベル2（噴火警戒範囲の拡大）	噴火警戒レベル2（噴火警戒範囲の拡大）
3	噴火警戒レベル3（噴火警戒範囲の拡大）	噴火警戒レベル3（噴火警戒範囲の拡大）	噴火警戒レベル3（噴火警戒範囲の拡大）
4	噴火警戒レベル4（噴火警戒範囲の拡大）	噴火警戒レベル4（噴火警戒範囲の拡大）	噴火警戒レベル4（噴火警戒範囲の拡大）
5	噴火警戒レベル5（噴火警戒範囲の拡大）	噴火警戒レベル5（噴火警戒範囲の拡大）	噴火警戒レベル5（噴火警戒範囲の拡大）

（令和3年12月，気象庁）



## 6 参考文献

文献名	備考
大島地域の地質(1/5万地質図幅)	一色直記(1984)
Long-distance magma transport from arc volcanoes inferred from the submarine eruptive fissures offshore Izu-Oshima volcano, Izu-bonin arc	Ishizuka, et. al. (2014) J.V.G.R, 285, 1 - 17
伊豆大島火山地質図	川辺禎久(1998) 火山地質図No. 10, 地質調査総合センター
伊豆大島の噴火警戒レベル	気象庁(2007)
火山噴火予知連絡会 伊豆部会 伊豆大島の火山活動に関する勉強会 報告書-伊豆大島噴火シナリオ-(平成20年9月)	気象庁(2008)
日本活火山総覧(第4版)	気象庁(2013)
伊豆大島火山カルデラ形成以降の噴火史	小山真人・早川由紀夫(1996) 地学雑誌, 105, 133 - 162
伊豆大島火山防災マップ	大島町(1994)
伊豆大島火山噴火緊急減災対策砂防計画(案)(平成23年3月)	東京都建設局河川部(2011)
伊豆大島火山噴火危険範囲予測データベース作成委託(平成24年4月)	東京都建設局河川部(2012)
伊豆大島における火山噴火の特質等に関する調査・研究報告(大島編)(平成2年5月)	東京都防災会議(1990)
伊豆大島における火山噴火の特質及び火山防災に関する調査研究(平成4年10月)	東京都防災会議(1992)
伊豆大島火山：史料に基づく最近3回の大規模噴火の推移と防災対応	津久井雅志・段木一行・佐藤正三郎・林幸一郎(2009) 火山, 54(3), 93 - 112

## 6 参考文献

文献名	備考
大島地域の地質(1/5万地質図幅)	一色直記(1984)
Long-distance magma transport from arc volcanoes inferred from the submarine eruptive fissures offshore Izu-Oshima volcano, Izu-bonin arc	Ishizuka, et. al. (2014) J.V.G.R, 285, 1 - 17
伊豆大島火山地質図	川辺禎久(1998) 火山地質図No. 10, 地質調査総合センター
伊豆大島の噴火警戒レベル	気象庁(2007)
火山噴火予知連絡会 伊豆部会 伊豆大島の火山活動に関する勉強会 報告書-伊豆大島噴火シナリオ-(平成20年9月)	気象庁(2008)
日本活火山総覧(第4版)	気象庁(2013)
伊豆大島火山カルデラ形成以降の噴火史	小山真人・早川由紀夫(1996) 地学雑誌, 105, 133 - 162
伊豆大島火山防災マップ	大島町(2021)
伊豆大島火山噴火緊急減災対策砂防計画(平成30年3月)	東京都建設局河川部(2018)
リアルタイムハザードマップデータベース作成委託(大島支庁管内)	東京都建設局河川部(2023)
伊豆大島における火山噴火の特質等に関する調査・研究報告(大島編)(平成2年5月)	東京都防災会議(1990)
伊豆大島における火山噴火の特質及び火山防災に関する調査研究(平成4年10月)	東京都防災会議(1992)
伊豆大島火山：史料に基づく最近3回の大規模噴火の推移と防災対応	津久井雅志・段木一行・佐藤正三郎・林幸一郎(2009) 火山, 54(3), 93 - 112

## 第2部 平常時からの備え

### 第3章 防災関係機関等との連携

#### 2 伊豆大島火山防災協議会

伊豆大島火山防災協議会は、活動火山対策特別措置法に基づき、伊豆大島において想定される火山現象の状況に応じた警戒避難体制を整備するため、都および町が共同で設置している。

協議会には、協議会の所掌事務について連絡調整、事前協議などを行うため、幹事会を設置している。また、幹事会には、協議会の所掌事務の詳細検討のため、その検討内容に深く関与する機関実務者等による検討部会を設置することができる。

表 伊豆大島火山防災協議会の概要

構成員	会長	都知事		
	副会長	町長		
	委員	都	副知事、教育長、危機管理監、消防総監、警視総監、関係局長	
		町	消防長	
		国	気象庁、東京管区气象台、関東地方整備局、関東地方測量部、海上保安本部、関東地方環境事務所、陸上自衛隊、海上自衛隊、航空自衛隊	
		火山専門家		
その他	観光協会、東海汽船、東京バス協会			
所掌事務	次のことについて協議等を行う。 <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 警戒避難体制の整備に関すること。</li> <li>○ 避難施設の整備等に関すること。</li> <li>○ 防災訓練の実施に関すること。</li> <li>○ <u>避難勧告・指示</u>、警戒区域の設定などに関する検討および大島町への助言に関すること。</li> <li>○ 東京都防災会議からの意見聴取に関すること。</li> <li>○ 大島町防災会議からの意見聴取に関すること。</li> <li>○ その他必要と認められること。</li> </ul>			

## 第2部 平常時からの備え

### 第3章 防災関係機関等との連携

#### 2 伊豆大島火山防災協議会

伊豆大島火山防災協議会は、活動火山対策特別措置法に基づき、伊豆大島において想定される火山現象の状況に応じた警戒避難体制を整備するため、都および町が共同で設置している。

協議会には、協議会の所掌事務について連絡調整、事前協議などを行うため、幹事会を設置している。また、幹事会には、協議会の所掌事務の詳細検討のため、その検討内容に深く関与する機関実務者等による検討部会を設置することができる。

表 伊豆大島火山防災協議会の概要

構成員	会長	都知事		
	副会長	町長		
	委員	都	副知事、教育長、危機管理監、消防総監、警視総監、関係局長	
		町	消防長	
		国	気象庁、東京管区气象台、関東地方整備局、関東地方測量部、海上保安本部、関東地方環境事務所、陸上自衛隊、海上自衛隊、航空自衛隊	
		火山専門家		
その他	観光協会、東海汽船、東京バス協会			
所掌事務	次のことについて協議等を行う。 <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 警戒避難体制の整備に関すること。</li> <li>○ 避難施設の整備等に関すること。</li> <li>○ 防災訓練の実施に関すること。</li> <li>○ <u>避難指示</u>、警戒区域の設定などに関する検討および大島町への助言に関すること。</li> <li>○ 東京都防災会議からの意見聴取に関すること。</li> <li>○ 大島町防災会議からの意見聴取に関すること。</li> <li>○ その他必要と認められること。</li> </ul>			

修正前（令和2年10月） 本-35	修正後（令和5年9月） 本-36
<p><b>第3部 避難計画</b></p> <p><b>第1章 基本方針等</b></p> <p><b>1 基本方針</b></p> <p><b>(1) 火山活動の状況に応じた避難</b>        避難は、気象庁が発表する「噴火警戒レベル」に基づき、「噴火ケース（山頂噴火・山腹噴火）」に応じて行う。ただし、次のことに留意する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 火山活動は始まってからの推移を予測するのが難しく、噴火の規模や場所、噴火に伴い発生する現象が多様であり、さらに、これらが変化することがあるため、火山活動の推移に伴う避難行動への影響を考慮する必要がある。</li> <li>○ 山腹噴火の場合は、ごく短時間で居住地域に影響が及ぶことから避難のためのリードタイムが短いため、迅速な避難が必要である。</li> <li>○ 火山活動の状況によっては、事前に噴火警戒レベルが引き上げられないまま突発的に噴火が発生する可能性があることや、必ずしも噴火警戒レベルが段階を追って引き上げられるとは限らないことに注意が必要である。</li> <li>○ 突発的に噴火が発生した場合は、噴石等から身を守るため、退避壕・退避舎や堅牢な建物などの少しでも安全な場所への避難が必要である。</li> </ul> <p><b>(2) 避難対象者に応じた避難</b>        避難は、住民を「一般住民」と「避難行動要支援者（社会福祉施設入所者および入院患者を含む。）」に区分し、「来島者」を加えた3つの区分に応じて行う。なお、区分ごとの配慮や避難支援、避難時期の方針は、次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 一般住民のうち要配慮者については、避難対応や避難生活などにおいて十分配慮する。</li> <li>○ 避難行動要支援者については、町、支庁、警察署、消防団などの避難支援等関係者が連携して避難支援を行うとともに、避難に時間を要することから一般住民よりも早い段階で避難準備または避難を行う。</li> <li>○ 来島者については、一般住民よりも早い段階で避難を呼びかける。</li> </ul> <p>《参考》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・要配慮者  <u>高齢者や障害者など</u>、避難行動や避難生活などにおいて特に配慮を必要とする者</li> <li>・避難行動要支援者            要配慮者のうち、円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を必要とする者            ※本計画においては、社会福祉施設入所者および入院患者を含む。</li> </ul> <p><b>(3) 島内避難と島外避難</b>        避難対象者の区分ごとの「島内避難」と「島外避難」の方針は、次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 一般住民については、避難対象地域が一部の居住地域である場合は「島内避難」、避難対象地域が全ての居住地域に及ぶ場合または島内避難生活が困難な場合等は「島外避難」とする。</li> <li>○ 避難行動要支援者については、火山活動の状況等から必要な場合は「島外避難」とする。</li> <li>○ 来島者については、原則「島外避難」とする。</li> </ul>	<p><b>第3部 避難計画</b></p> <p><b>第1章 基本方針等</b></p> <p><b>1 基本方針</b></p> <p><b>(1) 火山活動の状況に応じた避難</b>        避難は、気象庁が発表する「噴火警戒レベル」に基づき、「噴火ケース（山頂噴火・山腹噴火）」に応じて行う。ただし、次のことに留意する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 火山活動は始まってからの推移を予測するのが難しく、噴火の規模や場所、噴火に伴い発生する現象が多様であり、さらに、これらが変化することがあるため、火山活動の推移に伴う避難行動への影響を考慮する必要がある。</li> <li>○ 山腹噴火の場合は、ごく短時間で居住地域に影響が及ぶことから避難のためのリードタイムが短いため、迅速な避難が必要である。</li> <li>○ 火山活動の状況によっては、事前に噴火警戒レベルが引き上げられないまま突発的に噴火が発生する可能性があることや、必ずしも噴火警戒レベルが段階を追って引き上げられるとは限らないことに注意が必要である。</li> <li>○ 突発的に噴火が発生した場合は、噴石等から身を守るため、退避壕・退避舎や堅牢な建物などの少しでも安全な場所への避難が必要である。</li> </ul> <p><b>(2) 避難対象者に応じた避難</b>        避難は、住民を「一般住民」と「避難行動要支援者（社会福祉施設入所者および入院患者を含む。）」に区分し、「来島者」を加えた3つの区分に応じて行う。なお、区分ごとの配慮や避難支援、避難時期の方針は、次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 一般住民のうち要配慮者については、避難対応や避難生活などにおいて十分配慮する。</li> <li>○ 避難行動要支援者については、町、支庁、警察署、消防団などの避難支援等関係者が連携して避難支援を行うとともに、避難に時間を要することから一般住民よりも早い段階で避難準備または避難を行う。</li> <li>○ 来島者については、一般住民よりも早い段階で避難を呼びかける。</li> </ul> <p>《参考》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・要配慮者  <b>高齢者、障害者、難病患者、妊産婦、乳幼児、外国人等</b>、避難行動や避難生活などにおいて特に配慮を必要とする者</li> <li>・避難行動要支援者            要配慮者のうち、円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を必要とする者            ※本計画においては、社会福祉施設入所者および入院患者を含む。</li> </ul> <p><b>(3) 島内避難と島外避難</b>        避難対象者の区分ごとの「島内避難」と「島外避難」の方針は、次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 一般住民については、避難対象地域が一部の居住地域である場合は「島内避難」、避難対象地域が全ての居住地域に及ぶ場合または島内避難生活が困難な場合等は「島外避難」とする。</li> <li>○ 避難行動要支援者については、火山活動の状況等から必要な場合は「島外避難」とする。</li> <li>○ 来島者については、原則「島外避難」とする。</li> </ul>

修正前（令和2年10月） 本-36	修正後（令和5年9月） 本-37
<p><b>2 噴火警戒レベルと避難対応の目安</b></p> <p>(1) 噴火警戒レベル1 火口付近等の立入規制を行う。(火口付近等規制)</p> <p>(2) 噴火警戒レベル2 山頂火口から約1 kmまでの範囲の立入規制を行う。(火口周辺規制)</p> <p>(3) 噴火警戒レベル3 以下のような状況に応じた入山規制を行う。  <b>ア カルデラの中だけに重大な影響を及ぼす噴火が発生あるいは可能性</b> カルデラ内及び山頂火口から約2 kmまでの範囲の立入規制を行う。(入山規制)</p> <p><b>イ カルデラ（外輪山）の外まで重大な影響を及ぼす噴火が発生あるいは可能性</b> カルデラ内及びカルデラ縁から外側約1 kmまでの範囲の立入規制を行う。(入山規制) 避難行動要支援者の避難準備、来島者への島外避難の呼びかけを行う。</p> <p>(4) 噴火警戒レベル4 <u>以下のような状況に応じた登山道規制を行う。</u>  <b>ア 山頂噴火または居住地域から遠い場所で発生する山腹噴火</b> 居住地域の境界から山頂火口までの範囲の登山道、林道、遊歩道の全ての道路または一部の道路の立入規制を行う。(登山道規制) 一般住民の避難準備、避難行動要支援者の島内避難または島外避難、来島者への島外避難の呼びかけを行う。</p> <p>(5) 噴火警戒レベル5 <u>以下のような状況に応じた登山道規制、あるいは立入規制を行う。</u>  <b>ア 山頂噴火または居住地域から遠い場所で発生する山腹噴火</b> 居住地域の境界から山頂火口までの範囲の登山道、林道、遊歩道の全ての道路または一部の道路の立入規制を行う。(登山道規制) 一般住民・避難行動要支援者の島内避難または島外避難、来島者の島外避難を行う。</p> <p><b>イ 居住地域に近い場所で発生する山腹噴火</b> 噴火の影響が及ぶ範囲・及ぶおそれのある範囲の立入規制を行う。(立入規制) 一般住民・避難行動要支援者の島内避難または島外避難、来島者の島外避難を行う。</p>	<p><b>2 噴火警戒レベルと避難対応の目安</b></p> <p>(1) 噴火警戒レベル1 火口付近等の立入規制を行う。(火口付近等規制)</p> <p>(2) 噴火警戒レベル2 山頂火口から約1 kmまでの範囲の立入規制を行う。(火口周辺規制)</p> <p>(3) 噴火警戒レベル3 以下のような状況に応じた入山規制を行う。  <b>ア カルデラの中だけに重大な影響を及ぼす噴火が発生あるいは可能性</b> カルデラ内及び山頂火口から約2 kmまでの範囲の立入規制を行う。(入山規制)</p> <p><b>イ カルデラ（外輪山）の外まで重大な影響を及ぼす噴火が発生あるいは可能性</b> カルデラ内及びカルデラ縁から外側約1 kmまでの範囲の立入規制を行う。(入山規制) 避難行動要支援者の避難準備、来島者への島外避難の呼びかけを行う。</p> <p>(4) 噴火警戒レベル4 <b>警戒が必要な居住地域での避難準備、災害時避難行動要支援者の避難等を行う。</b>  <b>ア 移住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態</b> 居住地域の境界から山頂火口までの範囲の登山道、林道、遊歩道の全ての道路または一部の道路の立入規制を行う。(登山道規制) 一般住民の避難準備、避難行動要支援者の島内避難または島外避難、来島者への島外避難の呼びかけを行う。</p> <p>(5) 噴火警戒レベル5 <b>居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生あるいは切迫している状態にある。一般住民・避難行動要支援者の島内避難または島外避難、来島者の島外避難を行う。</b>  <b>ア 山頂噴火または居住地域から遠い場所で発生する山腹噴火</b> 居住地域の境界から山頂火口までの範囲の登山道、林道、遊歩道の全ての道路または一部の道路の立入規制を行う。(登山道規制) 一般住民・避難行動要支援者の島内避難または島外避難、来島者の島外避難を行う。</p> <p><b>イ 居住地域に近い場所で発生する山腹噴火</b> 噴火の影響が及ぶ範囲・及ぶおそれのある範囲の立入規制を行う。(立入規制) 一般住民・避難行動要支援者の島内避難または島外避難、来島者の島外避難を行う。</p>

## 第2章 火山活動が活発化した場合の対応

### 4 噴火警報・予報の伝達

噴火警報・予報は、次の伝達系統により各関係機関に伝達される。

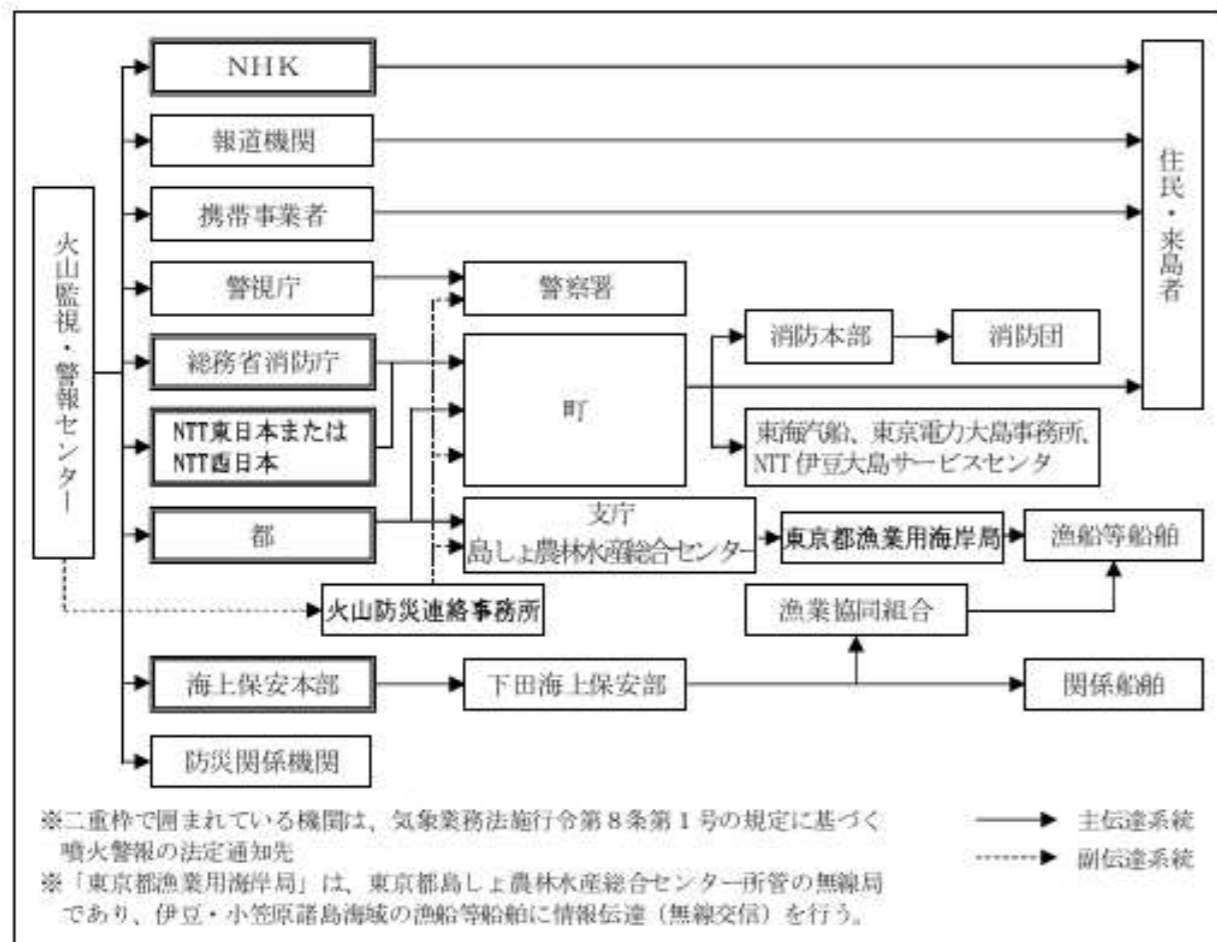


図 噴火警報・予報の伝達系統

## 第2章 火山活動が活発化した場合の対応

### 4 噴火警報・予報等の伝達

噴火警報・予報等は、次の伝達系統により各関係機関に伝達される。

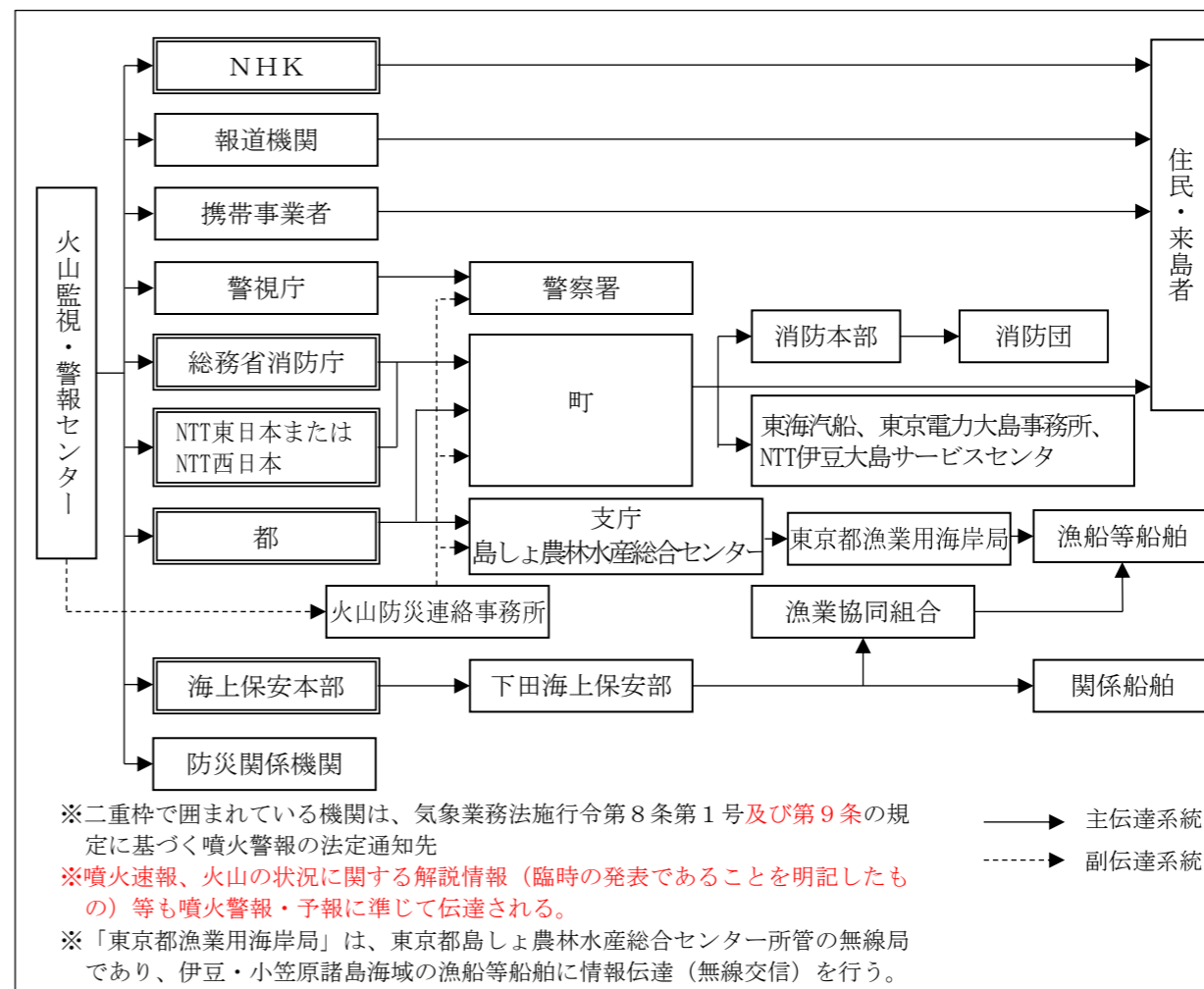


図 噴火警報・予報等の伝達系統

修正前（令和2年10月） 本-44	修正後（令和5年9月） 本-45
<p><b>第4章 警戒区域</b></p> <p><b>1 警戒区域の設定・解除</b></p> <p><b>(1) 警戒区域の設定</b> 町長は、気象庁発表の噴火警報を入手し、火山現象により災害が発生し、またはまさに発生しようとしている場合において、住民および来島者の生命または身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるときは、火山専門家の助言を受け、支庁長、警察署長、火山防災連絡事務所長と協議の上、災害対策基本法第63条に基づき、警戒区域を設定する。 警戒区域の範囲は、次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 泉津、岡田、北の山、元町、野増、間伏、差木地、クダッチ、波浮港の全ての地区または一部の地区</li> <li>○ 山頂火口から居住地域の境界までの全ての範囲または一部の範囲</li> <li>○ 第3章1（1）に定めるところによるものの他、特に町長が設定する範囲</li> </ul> <p><b>(2) 警戒区域の解除</b> 町長は、気象庁発表の噴火警報・予報を入手し、または火山防災連絡事務所もしくは火山専門家からの助言を受け、関係機関との協議の結果、警戒区域の設定の必要がなくなったと判断した場合、警戒区域を解除する。</p> <p><b>(3) 都への報告等</b> 町長は、警戒区域を設定または解除した場合、直ちに、支庁長を経由し、都知事（総務局）に報告するとともに、警察署長、火山防災連絡事務所長、消防団長に通知する。</p> <p><b>(4) 警戒区域への立入制限等</b> 町長は、警戒区域を設定した場合、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、もしくは禁止し、または当該区域からの退去を命ずる。</p> <p><b>2 住民等への周知</b> 町は、警戒区域を設定した場合、支庁と連携し、船客待合所、空港、観光施設、警戒区域に通じる道路などに表示板を設置する。 また、防災行政無線、エリアメール、広報車、表示板、町ホームページ、町広報紙などのほか、関係機関を通じた船客待合所、空港、観光施設、宿泊施設などでのチラシの掲示により、住民および来島者に広く周知を図る。 なお、警戒区域を解除した場合は、設定した場合と同様に、住民および来島者に広く周知を図る。</p>	<p><b>第4章 警戒区域</b></p> <p><b>1 警戒区域の設定・解除</b></p> <p><b>(1) 警戒区域の設定</b> 町長は、気象庁発表の噴火警報を入手し、火山現象により災害が発生し、またはまさに発生しようとしている場合において、住民および来島者の生命または身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるときは、火山専門家の助言を受け、支庁長、警察署長、火山防災連絡事務所長と協議の上、災害対策基本法第63条に基づき、警戒区域を設定する。 警戒区域の範囲は、次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 泉津、岡田、北の山、元町、野増、間伏、差木地、クダッチ、波浮港の全ての地区または一部の地区</li> <li>○ 山頂火口から居住地域の境界までの全ての範囲または一部の範囲</li> <li>○ 第3章1（1）に定めるところによるものの他、特に町長が設定する範囲</li> </ul> <p><b>(2) 警戒区域の解除</b> 町長は、気象庁発表の噴火警報・予報を入手し、または火山防災連絡事務所<del>長</del>もしくは火山専門家からの助言を受け、関係機関との協議の結果、警戒区域の設定の必要がなくなったと判断した場合、警戒区域を解除する。</p> <p><b>(3) 都への報告等</b> 町長は、警戒区域を設定または解除した場合、直ちに、支庁長を経由し、都知事（総務局）に報告するとともに、警察署長、火山防災連絡事務所長、消防団長に通知する。</p> <p><b>(4) 警戒区域への立入制限等</b> 町長は、警戒区域を設定した場合、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、もしくは禁止し、または当該区域からの退去を命ずる。</p> <p><b>2 住民等への周知</b> 町は、警戒区域を設定した場合、支庁と連携し、船客待合所、空港、観光施設、警戒区域に通じる道路などに表示板を設置する。 また、防災行政無線、エリアメール、広報車、表示板、町ホームページ、町広報紙などのほか、関係機関を通じた船客待合所、空港、観光施設、宿泊施設などでのチラシの掲示により、住民および来島者に広く周知を図る。 なお、警戒区域を解除した場合は、設定した場合と同様に、住民および来島者に広く周知を図る。</p>

## 第5章 避難情報

### 1 避難情報の発令

#### (1) 避難情報の発令

町長は、気象庁発表の噴火警報を入手し、火山現象により災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、住民および来島者の生命または身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、火山専門家の助言を受け、支庁長、警察署長、火山防災連絡事務所長、関係機関の長と協議の上、避難対象地域の住民等に対し、「避難準備・高齢者等避難開始」または「避難勧告」もしくは「避難指示（緊急）」を発令する。

なお、「避難勧告」または「避難指示（緊急）」を発令する場合において、必要があると認めるときは、立退き先を定めて発令する。

また、避難のための立退きを行うことによりかえって生命または身体に危険が及ぶおそれがあると認められる場合は、屋内での待避等の安全確保措置の指示を発令する。

#### (2) 都への報告

町長は、避難情報を発令した場合、速やかに、支庁長を経由し、都知事（総務局）に報告する。

#### (3) 「避難準備・高齢者等避難開始」の発令基準

「避難準備・高齢者等避難開始」は、噴火警戒レベル4が発表されるなど、居住地域に重大な被害を及ぼす噴火の可能性がある場合、または住民等の安全確保のため必要と判断した場合に発令する。

なお、噴火警戒レベル3が発表されるなど、カルデラの外まで重大な影響を及ぼす噴火が発生あるいは可能性がある場合には、「避難準備・高齢者等避難開始」の発令の有無にかかわらず、社会福祉施設、大島医療センター、避難行動要支援者、避難支援等関係者に「避難準備」を伝達する。

#### (4) 「避難勧告」・「避難指示（緊急）」の発令基準

「避難勧告」および「避難指示（緊急）」は、噴火警戒レベル5が発表されるなど、居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生あるいは切迫している場合、または住民等の安全確保のため必要と判断した場合に発令し、緊急を要するときは「避難指示（緊急）」を発令する。

なお、島外避難は、次の判断要素から総合的に判断する。

表 島外避難の判断要素

区分	判断要素
島内全域における生命・身体への危険	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 山頂部でのカルデラ形成等に伴う大規模なマグマ水蒸気噴火（火砕流の発生、居住地域への多量の噴石や火山灰の降下）の可能性</li> <li>○ 沿岸部での大規模なマグマ水蒸気噴火（居住地域への多量の噴石や火山灰の降下）の可能性</li> <li>○ 山腹における多量の火山灰堆積後の大雨による島内全域での土石流発生の可能性</li> <li>○ 島内全域での震度5程度の有感地震の続発や顕著な山体変形による山体崩壊の可能性</li> <li>○ 大量の火山ガスの放出による重大な健康被害発生の可能性</li> </ul>
島内避難が困難・島外避難への影響	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 島内の避難所において避難者を収容することが困難</li> <li>○ ライフライン等の被害により島内避難生活の維持が困難</li> <li>○ 気象や火山活動の状況により船舶の接岸や航行が不可能となる可能性</li> <li>○ 複数の避難港が被災し使用が不可能となる可能性</li> <li>○ 大量の火山灰の堆積や降灰後の大雨による土石流の発生などにより避難港への移送が不可能となる可能性</li> </ul>

## 第5章 避難情報

### 1 避難情報の発令

#### (1) 避難情報の発令

町長は、気象庁発表の噴火警報を入手し、火山現象により災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、住民および来島者の生命または身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、火山専門家の助言を受け、支庁長、警察署長、火山防災連絡事務所長、関係機関の長と協議の上、避難対象地域の住民等に対し、「高齢者等避難」または「避難指示」を発令する。

なお、「避難指示」を発令する場合において、必要があると認めるときは、立退き先を定めて発令する。また、避難のための立退きを行うことによりかえって生命または身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、**事態に照らし緊急を要する**と認められる場合は、**緊急安全確保措置**の指示を発令する。

#### (2) 都への報告

町長は、避難情報を発令した場合、速やかに、都知事（総務局）に報告する。

#### (3) 「高齢者等避難」の発令基準

「高齢者等避難」は、噴火警戒レベル4が発表されるなど、居住地域に重大な被害を及ぼす噴火の可能性がある場合、または住民等の安全確保のため必要と判断した場合に発令する。

なお、噴火警戒レベル3が発表されるなど、カルデラの外まで重大な影響を及ぼす噴火が発生あるいは可能性がある場合には、「高齢者等避難」の発令の有無にかかわらず、社会福祉施設、大島医療センター、避難行動要支援者、避難支援等関係者に避難の準備を伝達する。

#### (4) 「避難指示」の発令基準

「避難指示」は、噴火警戒レベル5が発表されるなど、居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生あるいは切迫している場合、または住民等の安全確保のため必要と判断した場合に発令する。

なお、島外避難は、次の判断要素から総合的に判断する。

表 島外避難の判断要素

区分	判断要素
島内全域における生命・身体への危険	<ul style="list-style-type: none"> <li>○山頂部でのカルデラ形成等に伴う大規模なマグマ水蒸気噴火（火砕流の発生、居住地域への多量の噴石や火山灰の降下）の可能性</li> <li>○沿岸部での大規模なマグマ水蒸気噴火（居住地域への多量の噴石や火山灰の降下）の可能性</li> <li>○山腹における多量の火山灰堆積後の大雨による島内全域での土石流発生の可能性</li> <li>○島内全域での震度5程度の地震の続発や顕著な山体変形による山体崩壊の可能性</li> <li>○大量の火山ガスの放出による重大な健康被害発生の可能性</li> </ul>
島内避難が困難・島外避難への影響	<ul style="list-style-type: none"> <li>○島内の避難所において避難者を収容することが困難</li> <li>○ライフライン等の被害により島内避難生活の維持が困難</li> <li>○気象や火山活動の状況により船舶の接岸や航行が不可能となる可能性</li> <li>○複数の避難港が被災し使用が不可能となる可能性</li> <li>○大量の火山灰の堆積や降灰後の大雨による土石流の発生などにより避難港への移送が不可能となる可能性</li> </ul>

修正前（令和2年10月） 本-48	修正後（令和5年9月） 本-49
<p><b>2 避難情報の伝達</b></p> <p><b>(2) 避難情報の伝達内容</b> 避難情報の伝達内容は、次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 避難の理由、可能性のある現象</li><li>○ 避難対象地域</li><li>○ 立入規制範囲</li><li>○ 避難の切迫性</li><li>○ 避難先</li><li>○ 避難方法</li><li>○ 携行品・服装の留意点</li><li>○ 電気・ガス・水道の遮断、戸締り</li><li>○ <u>ペット</u>の同行避難についての留意事項</li><li>○ 近隣の住民等への避難等の呼びかけ</li></ul>	<p><b>2 避難情報の伝達</b></p> <p><b>(2) 避難情報の伝達内容</b> 避難情報の伝達内容は、次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 避難の理由、可能性のある現象</li><li>○ 避難対象地域</li><li>○ 立入規制範囲</li><li>○ 避難の切迫性</li><li>○ 避難先</li><li>○ 避難方法</li><li>○ 携行品・服装の留意点</li><li>○ 電気・ガス・水道の遮断、戸締り</li><li>○ <b>動物</b>の同行避難についての留意事項</li><li>○ 近隣の住民等への避難等の呼びかけ</li></ul>



## 第6章 避難対応

### 2 一般住民の島内避難

#### (1) 避難方法

##### ア 基本とする避難方法

各地区の班ごとに指定された一時集合場所に集合し、自主防災組織役員等の引率により指定された避難場所に徒歩で避難した後、指定された避難場所から避難先まで町が確保したバスで移送する。

##### イ 避難場所への直接避難

避難勧告もしくは避難指示（緊急）を発令するいとまがない場合、または火山活動の状況や居住地域の実情により必要な場合は、避難場所への直接避難を行う。

なお、次の場合は、自家用車による直接避難を可とする。ただし、相乗りを原則とするとともに、避難誘導者から避難方向等の指示を受けて避難する。

- 居住地域近くで噴火が開始するなど、事態が切迫し、やむを得ない場合
- 降雨や強風などの気象状況により、徒歩による避難ができない場合
- 居住地域の実情等により、徒歩による避難では、避難場所まで相当の時間を要する場合

##### ウ 避難経路

避難先までの経路は、大島一周道路を基本とする。

##### エ 孤立した場合の避難

避難経路が寸断され孤立した場合は、最寄りの港から船舶で避難する、または堅牢な建物に避難し救助を待つ。

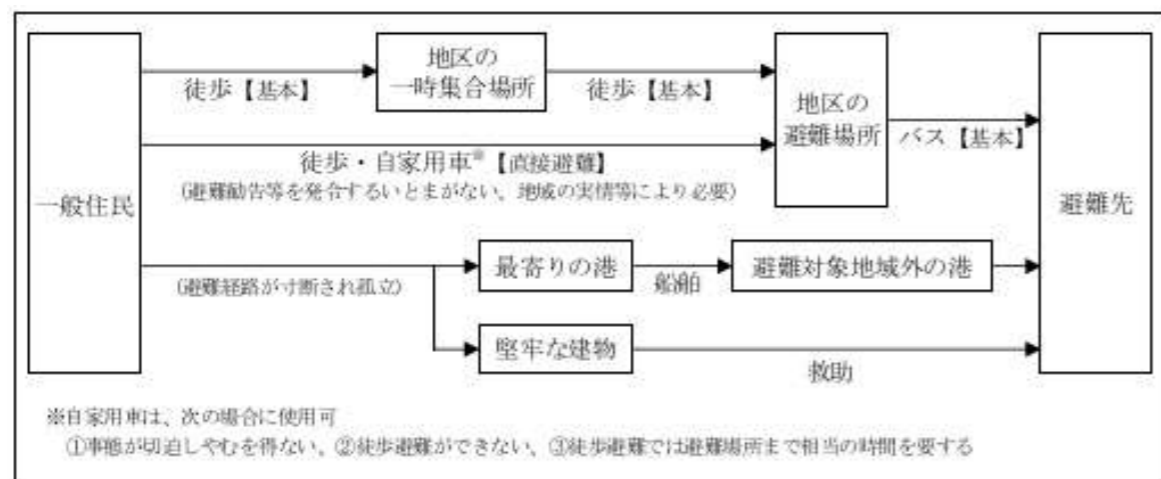


図 島内避難の方法

## 第6章 避難対応

### 2 一般住民の島内避難

#### (1) 避難方法

##### ア 基本とする避難方法

各地区の班ごとに指定された一時集合場所に集合し、自主防災組織役員等の引率により指定された避難場所に徒歩で避難した後、指定された避難場所から避難先まで町が確保したバスで移送する。

##### イ 避難場所への直接避難

**高齢者等避難もしくは避難指示が発令されなくても**、火山活動の状況や居住地域の実情により必要な場合は、避難場所への直接避難を行う。

なお、次の場合は、自家用車による直接避難を可とする。ただし、相乗りを原則とするとともに、避難誘導者から避難方向等の指示を受けて避難する。

- 居住地域近くで噴火が開始するなど、事態が切迫し、やむを得ない場合
- 降雨や強風などの気象状況により、徒歩による避難ができない場合
- 居住地域の実情等により、徒歩による避難では、避難場所まで相当の時間を要する場合

##### ウ 避難経路

避難先までの経路は、大島一周道路を基本とする。

##### エ 孤立した場合の避難

避難経路が寸断され孤立した場合は、最寄りの港から船舶で避難する、または堅牢な建物に避難し救助を待つ。

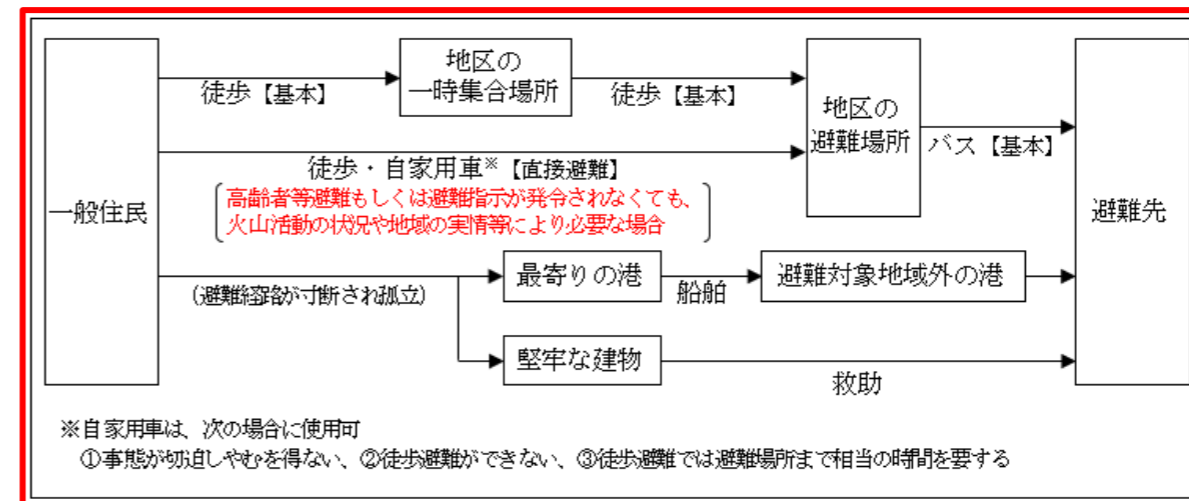


図 島内避難の方法

修正前（令和2年10月） 本-54-本-55	修正後（令和5年9月） 本-55-本-56																
<p><b>4 児童・生徒等の避難</b></p> <p>(1) 避難情報の伝達 町は、児童・生徒等の在校中に<u>避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）</u>が発令された場合、保育園、小学校、中学校に避難情報を伝達する。 支庁は、生徒の在校中に<u>避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）</u>が発令された場合、高等学校に避難情報を伝達する。</p> <p>(2) 避難対応 学校長は、児童・生徒等の在校中に町または支庁から避難情報の連絡があった場合、直ちに授業を中止し、保護者に連絡の上、帰宅の措置をとる。 ただし、事態が切迫している場合には、島内避難の場合は避難先まで、島外避難の場合は避難港までバス等で移送する。</p>	<p><b>4 児童・生徒等の避難</b></p> <p>(1) 避難情報の伝達 町は、児童・生徒等の在校中に<b>高齢者等避難、避難指示</b>が発令された場合、保育園、小学校、中学校に避難情報を伝達する。 支庁は、生徒の在校中に<b>高齢者等避難、避難指示</b>が発令された場合、高等学校に避難情報を伝達する。</p> <p>(2) 避難対応 学校長は、児童・生徒等の在校中に町または支庁から避難情報の連絡があった場合、直ちに授業を中止し、保護者に連絡の上、帰宅の措置をとる。 ただし、事態が切迫している場合には、島内避難の場合は避難先まで、島外避難の場合は避難港までバス等で移送する。</p>																
<p><b>5 避難行動要支援者の避難</b></p> <p>(1) 避難の基準 避難行動要支援者の避難準備、島内避難、島外避難は、次の場合に行う。</p> <p style="text-align: center;">表 避難行動要支援者の避難の基準</p> <table border="1" data-bbox="264 772 1368 1024"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>避難準備</td> <td>○ 噴火警戒レベル3が発表されるなど、カルデラの外まで重大な影響を及ぼす噴火が発生あるいは可能性がある場合</td> </tr> <tr> <td>島内避難</td> <td>○ <u>避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）</u>が発令された場合</td> </tr> <tr> <td>島外避難</td> <td>○ <u>避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）</u>が発令され、火山活動の状況等から島外避難が必要と判断した場合</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 避難支援 避難行動要支援者の避難支援は、町、支庁、警察署、消防団などの避難支援等関係者が連携して行う。</p> <p>(3) 島内避難 避難行動要支援者の島内における避難先は、二次避難所（福祉避難所）とする。 避難先までは、町が関係機関と連携し、適切な手段により移送する。なお、家族等の支援者が移送する場合は、自家用車の利用を可とする。</p> <p>(4) 島外避難 町は、避難行動要支援者の島外避難を判断した場合、支庁を経由し、都（福祉保健局）に島外への移送を要請する。 島外への移送については、都（福祉保健局）と町で協議の上、適切な手段により移送することとし、都（福祉保健局・総務局）が関係機関に移送を要請する。</p>	区分	基準	避難準備	○ 噴火警戒レベル3が発表されるなど、カルデラの外まで重大な影響を及ぼす噴火が発生あるいは可能性がある場合	島内避難	○ <u>避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）</u> が発令された場合	島外避難	○ <u>避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）</u> が発令され、火山活動の状況等から島外避難が必要と判断した場合	<p><b>5 避難行動要支援者の避難</b></p> <p>(1) 避難の基準 避難行動要支援者の避難準備、島内避難、島外避難は、次の場合に行う。</p> <p style="text-align: center;">表 避難行動要支援者の避難の基準</p> <table border="1" data-bbox="1570 772 2674 1024"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>避難準備</td> <td>○ 噴火警戒レベル3が発表されるなど、カルデラの外まで重大な影響を及ぼす噴火が発生あるいは可能性がある場合</td> </tr> <tr> <td>島内避難</td> <td>○ <b>高齢者等避難、避難指示</b>が発令された場合</td> </tr> <tr> <td>島外避難</td> <td>○ <b>高齢者等避難、避難指示</b>が発令され、火山活動の状況等から島外避難が必要と判断した場合</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 避難支援 避難行動要支援者の避難支援は、町、支庁、警察署、消防団などの避難支援等関係者が連携して行う。</p> <p>(3) 島内避難 避難行動要支援者の島内における避難先は、二次避難所（福祉避難所）とする。 避難先までは、町が関係機関と連携し、適切な手段により移送する。なお、家族等の支援者が移送する場合は、自家用車の利用を可とする。</p> <p>(4) 島外避難 町は、避難行動要支援者の島外避難を判断した場合、支庁を経由し、都（福祉局）に島外への移送を要請する。 島外への移送については、都（福祉局）と町で協議の上、適切な手段により移送することとし、都（福祉局・総務局）が関係機関に移送を要請する。</p>	区分	基準	避難準備	○ 噴火警戒レベル3が発表されるなど、カルデラの外まで重大な影響を及ぼす噴火が発生あるいは可能性がある場合	島内避難	○ <b>高齢者等避難、避難指示</b> が発令された場合	島外避難	○ <b>高齢者等避難、避難指示</b> が発令され、火山活動の状況等から島外避難が必要と判断した場合
区分	基準																
避難準備	○ 噴火警戒レベル3が発表されるなど、カルデラの外まで重大な影響を及ぼす噴火が発生あるいは可能性がある場合																
島内避難	○ <u>避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）</u> が発令された場合																
島外避難	○ <u>避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）</u> が発令され、火山活動の状況等から島外避難が必要と判断した場合																
区分	基準																
避難準備	○ 噴火警戒レベル3が発表されるなど、カルデラの外まで重大な影響を及ぼす噴火が発生あるいは可能性がある場合																
島内避難	○ <b>高齢者等避難、避難指示</b> が発令された場合																
島外避難	○ <b>高齢者等避難、避難指示</b> が発令され、火山活動の状況等から島外避難が必要と判断した場合																

修正前（令和2年10月） 本-56	修正後（令和5年9月） 本-57
<p><b>8 避難に際し住民のとりべき対応</b></p> <p>避難に際し住民のとりべき対応は、次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 事前に、避難が必要となる状況、一時集合場所・避難場所・避難所などを防災マップ等で把握しておくこと。</li> <li>○ 事前に、避難の際の携帯ラジオ等の非常用持ち出し品を準備しておき、避難の際は、混乱を避けるため制限を守ること。常備薬等の医薬品は、避難が長期にわたる可能性も含め、十分な量を携帯すること。</li> <li>○ 避難の前には、必ず火気器具は消火を確認し、ガスはボンベのバルブを閉め、電気はブレーカーを切るなど出火を防止すること。</li> <li>○ 避難の際は、頭巾・ヘルメット、動きやすい靴、防塵眼鏡、マスクを着用すること。</li> <li>○ 避難の際は、避難誘導者（町職員、警察官、消防団員）および自主防災組織役員等の引率者の指示に従うこと。</li> <li>○ 避難の際は、近隣への声かけ、町、支庁、警察署、消防団などの避難支援等関係者と連携した避難行動要支援者の避難支援など、互いに協力して全員が安全に避難できるようにすること。</li> <li>○ 島外へ自主避難をする場合は、町役場および自主防災組織役員等に連絡先等を報告すること。また、空港や港に自家用車を放置しないこと。</li> <li>○ <u>ペット</u>と同行避難する場合は、第7章3に定める留意事項を守ること。</li> <li>○ 行動は冷静に行い、不確実な情報に惑わされないよう注意すること。</li> </ul>	<p><b>8 避難に際し住民のとりべき対応</b></p> <p>避難に際し住民のとりべき対応は、次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 事前に、避難が必要となる状況、一時集合場所・避難場所・避難所などを防災マップ等で把握しておくこと。</li> <li>○ 事前に、避難の際の携帯ラジオ等の非常用持ち出し品を準備しておき、避難の際は、混乱を避けるため制限を守ること。常備薬等の医薬品は、避難が長期にわたる可能性も含め、十分な量を携帯すること。</li> <li>○ 避難の前には、必ず火気器具は消火を確認し、ガスはボンベのバルブを閉め、電気はブレーカーを切るなど出火を防止すること。</li> <li>○ 避難の際は、頭巾・ヘルメット、動きやすい靴、防塵眼鏡、マスクを着用すること。</li> <li>○ 避難の際は、避難誘導者（町職員、警察官、消防団員）および自主防災組織役員等の引率者の指示に従うこと。</li> <li>○ 避難の際は、近隣への声かけ、町、支庁、警察署、消防団などの避難支援等関係者と連携した避難行動要支援者の避難支援など、互いに協力して全員が安全に避難できるようにすること。</li> <li>○ 島外へ自主避難をする場合は、町役場および自主防災組織役員等に連絡先等を報告すること。また、空港や港に自家用車を放置しないこと。</li> <li>○ <b>動物</b>と同行避難する場合は、第7章3に定める留意事項を守ること。</li> <li>○ 行動は冷静に行い、不確実な情報に惑わされないよう注意すること。</li> </ul>
修正前（令和2年10月） 本-57	修正後（令和5年9月） 本-58
<p><b>第7章 避難に伴う対応措置</b></p> <p><b>3 <u>ペット</u>の同行避難</b></p> <p><u>ペット</u>は、同行避難を可とする。</p> <p>なお、<u>ペット</u>の所有者に対する同行避難についての留意事項は、次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 避難の際は、リード・首輪を装着し、ケージやキャリーバックに収容すること。</li> <li>○ <u>ペット</u>用の餌、水、食器、トイレ用品などの<u>ペット</u>用品を携行すること。</li> <li>○ 避難所では、指定された飼養スペースにおいて、自己責任で飼養すること。</li> <li>○ 避難所の管理者、現地動物救護本部などの指示に従い、適正な飼養に努めること。</li> </ul>	<p><b>第7章 避難に伴う対応措置</b></p> <p><b>3 <b>動物</b>の同行避難</b></p> <p><b>動物</b>は、同行避難を可とする。</p> <p>なお、<b>動物</b>の所有者に対する同行避難についての留意事項は、次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 避難の際は、リード・首輪を装着し、ケージやキャリーバックに収容すること。</li> <li>○ <b>動物</b>用の餌、水、食器、トイレ用品などの<b>動物</b>用品を携行すること。</li> <li>○ 避難所では、指定された飼養スペースにおいて、自己責任で飼養すること。</li> <li>○ 避難所の管理者、現地動物救護本部などの指示に従い、適正な飼養に努めること。</li> </ul>

修正前（令和2年10月） 本-59	修正後（令和5年9月） 本-60
<p><b>第8章 避難生活</b></p> <p><b>1 島内での避難生活</b></p> <p>(3) 救援体制</p> <p>ア 食料・生活必需品等の供給</p> <p>(ア) 食料の供給</p> <p>町は、炊き出し等の体制が整うまでの間、備蓄または調達する食料を支給し、体制が整った後は、町の給食施設を使用した炊き出しや加工食品の調達を実施する。</p> <p>なお、必要に応じて、<u>支庁を経由し、都（福祉保健局）</u>に食料の調達を要請するとともに、都（総務局）に自衛隊による炊飯等の要請を求める。</p> <p>(イ) 生活必需品等の供給</p> <p>町は、備蓄または調達する生活必需品等を支給する。なお、必要に応じて、<u>支庁を経由し、都（福祉保健局）</u>に生活必需品等の調達を要請する。</p> <p>(ウ) 食料・生活必需品等の輸送拠点</p> <p>調達した食料および生活必需品等の輸送拠点は、町役場、岡田港、元町港、波浮港、大島空港、その他の公共施設等とする。</p> <p>イ 健康管理</p> <p>町は、在宅の難病患者および体調不良を訴える避難者の対応を、大島医療センターまたは避難所に設置する医療救護所において行う。また、巡回健康相談等を行うため、保健師・管理栄養士その他必要な職種からなる保健活動班を編成し、避難所等に派遣する。</p> <p>都（福祉保健局）は、町における保健活動班の活動が円滑に行われるよう支援する。また、こころのケアについて、必要に応じて、<u>巡回精神相談チーム</u>の避難所等への派遣、電話相談窓口や外来相談窓口の設置を行う。</p> <p>(4) 要配慮者対策</p> <p>町は、自宅や避難所で生活している要配慮者（高齢者、障害者など）に対し、状況に応じて二次避難所（福祉避難所）を開設する。また、二次避難所（福祉避難所）を開設した場合は、開設日時、場所、避難者数、開設予定期間、避難所周辺の状況などを、所定の様式により、速やかに、都（福祉保健局）、警察署、消防団などの関係機関に連絡する。</p> <p>町は、島内での避難生活が困難であり、島外の施設または医療機関等への移送が必要と判断した場合、支庁を経由し、都（福祉保健局）に島外への移送を要請する。</p> <p>移送については、都（福祉保健局）と町で協議の上、適切な手段により移送することとし、都（福祉保健局・総務局）が関係機関に移送を要請する。</p> <p>(5) <u>ペット対策</u></p> <p>都（福祉保健局）や東京都獣医師会等関係団体が協働して設置する「動物救援本部」が中心となり、被災動物の保護等を行う。</p> <p>町は、避難所敷地内または近傍に飼養場所を確保するとともに、都（福祉保健局）と協力し、<u>ペット</u>の所有者に適正飼養を指導する。</p> <p>都（福祉保健局）は、「動物保護班」および「動物医療班」を編成し、被災住民等への動物救護に関する情報の提供、被災動物の保護・搬送、町からの応援要請に基づく避難所での獣医療に携わる。また、町と協力し、<u>ペット</u>の所有者に適正飼養を指導する。</p>	<p><b>第8章 避難生活</b></p> <p><b>1 島内での避難生活</b></p> <p>(3) 救援体制</p> <p>ア 食料・生活必需品等の供給</p> <p>(ア) 食料の供給</p> <p>町は、炊き出し等の体制が整うまでの間、備蓄または調達する食料を支給し、体制が整った後は、町の給食施設を使用した炊き出しや加工食品の調達を実施する。</p> <p>なお、必要に応じて、都（<b>福祉局</b>）に食料の調達を要請するとともに、都（総務局）に自衛隊による炊飯等の要請を求める。</p> <p>(イ) 生活必需品等の供給</p> <p>町は、備蓄または調達する生活必需品等を支給する。なお、必要に応じて、都（<b>福祉局</b>）に生活必需品等の調達を要請する。</p> <p>(ウ) 食料・生活必需品等の輸送拠点</p> <p>調達した食料および生活必需品等の輸送拠点は、町役場、岡田港、元町港、波浮港、大島空港、その他の公共施設等とする。</p> <p>イ 健康管理</p> <p>町は、在宅の難病患者および体調不良を訴える避難者の対応を、大島医療センターまたは避難所に設置する医療救護所において行う。また、巡回健康相談等を行うため、保健師・管理栄養士その他必要な職種からなる保健活動班を編成し、避難所等に派遣する。</p> <p>都（<b>福祉局・保健医療局</b>）は、町における保健活動班の活動が円滑に行われるよう支援する。また、こころのケアについて、必要に応じて、<b>災害派遣精神医療チーム（東京DPAT）</b>の避難所等への派遣、電話相談窓口や外来相談窓口の設置を行う。</p> <p>(4) 要配慮者対策</p> <p>町は、自宅や避難所で生活している要配慮者（高齢者、障害者、<b>難病患者、妊産婦、乳幼児、外国人</b>など）に対し、状況に応じて二次避難所（福祉避難所）を開設する。また、二次避難所（福祉避難所）を開設した場合は、開設日時、場所、避難者数、開設予定期間、避難所周辺の状況などを、所定の様式により、速やかに、都（<b>福祉局</b>）、警察署、消防団などの関係機関に連絡する。</p> <p>町は、島内での避難生活が困難であり、島外の施設または医療機関等への移送が必要と判断した場合、支庁を経由し、都（<b>福祉局</b>）に島外への移送を要請する。</p> <p>移送については、都（<b>福祉局</b>）と町で協議の上、適切な手段により移送することとし、都（<b>福祉局・総務局</b>）が関係機関に移送を要請する。</p> <p>(5) <b>動物対策</b></p> <p>都（<b>保健医療局</b>）や東京都獣医師会等関係団体が協働して設置する「動物救援本部」が中心となり、被災動物の保護等を行う。</p> <p>町は、避難所敷地内または近傍に飼養場所を確保するとともに、都（<b>保健医療局</b>）と協力し、<b>動物</b>の所有者に適正飼養を指導する。</p> <p>都（<b>保健医療局</b>）は、「動物保護班」および「動物医療班」を編成し、被災住民等への動物救護に関する情報の提供、被災動物の保護・搬送、町からの応援要請に基づく避難所での獣医療に携わる。また、町と協力し、<b>動物</b>の所有者に適正飼養を指導する。</p>
修正前（令和2年10月） 本-60	修正後（令和5年9月） 本-61
<p><b>2 島外での避難生活</b></p> <p>避難所の開設・運営、要配慮者対策、<u>ペット対策</u>、応急住宅対策、応急教育などの避難生活の支援は、都地域防災計画等に基づき、都、町、関係機関が連携して実施する。</p>	<p><b>2 島外での避難生活</b></p> <p>避難所の開設・運営、要配慮者対策、<b>動物対策</b>、応急住宅対策、応急教育などの避難生活の支援は、都地域防災計画等に基づき、都、町、関係機関が連携して実施する。</p>

修正前（令和2年10月） マ-1	修正後（令和5年9月） マ-1				
<p><b>【マニュアル編】</b></p> <p><b>第1部 全体・共通事項</b></p> <p><b>第1章 マニュアル編の構成</b></p> <p>マニュアル編は、全体事項や各噴火警戒レベルに共通する事項をまとめた第1部、噴火警戒レベルおよび噴火ケースごとに各機関の対応をまとめた第2部により構成される。</p> <p style="text-align: center;">表 マニュアル編の構成</p> <table border="1"> <tr> <td style="vertical-align: top;"> <p><b>第1部 全体・共通事項</b>…………… マ-1</p> <p>第1章 マニュアル編の構成…………… マ-1</p> <p>第2章 噴火警戒レベルと避難対応の目安…………… マ-2</p> <p>第3章 防災関係機関の体制…………… マ-4</p> <p>1 防災関係機関の活動態勢</p> <p>2 情報連絡体制</p> <p>3 共同検討体制</p> <p>第4章 防災関係機関の対応…………… マ-6</p> <p>1 噴火警報・予報の伝達</p> <p>2 立入規制の実施</p> <p>3 避難情報の発令</p> <p>4 自衛隊への災害派遣要請</p> <p><b>第2部 噴火警戒レベル別マニュアル</b>…………… マ-11</p> <p>第1章 噴火警戒レベル1…………… マ-11</p> <p>1 噴火警戒レベルと避難対応の目安</p> <p>2 各機関の活動態勢</p> <p>3 各機関の対応</p> <p>(1) 立入規制</p> <p>(2) 避難対応</p> <p>ア 入山者（避難）</p> <p>第2章 噴火警戒レベル2…………… マ-18</p> <p>1 噴火警戒レベルと避難対応の目安</p> <p>2 各機関の活動態勢</p> <p>3 各機関の対応</p> <p>(1) 立入規制</p> <p>(2) 避難対応</p> <p>ア 入山者（避難）</p> <p>第3章 噴火警戒レベル3…………… マ-26</p> <p>&lt;①カルデラの中だけに重大な影響&gt;…………… マ-26</p> <p>1 噴火警戒レベルと避難対応の目安</p> <p>2 各機関の活動態勢</p> <p>3 各機関の対応</p> <p>(1) 立入規制</p> <p>(2) 避難対応</p> <p>ア 入山者（避難）</p> </td> <td style="vertical-align: top;"> <p>&lt;②カルデラの外まで重大な影響&gt;…………… マ-33</p> <p>1 噴火警戒レベルと避難対応の目安</p> <p>2 各機関の活動態勢</p> <p>3 各機関の対応</p> <p>(1) 立入規制</p> <p>(2) 避難対応</p> <p>ア 入山者（避難）</p> <p>イ 避難行動要支援者（避難準備）</p> <p>ウ 来島者（島外避難）</p> <p>第4章 噴火警戒レベル4…………… マ-45</p> <p>1 噴火警戒レベルと避難対応の目安</p> <p>2 各機関の活動態勢</p> <p>3 各機関の対応</p> <p>(1) 立入規制</p> <p>(2) 避難対応</p> <p>ア 一般住民（避難準備）</p> <p>イ 避難行動要支援者（島内避難／島外避難）</p> <p>ウ 来島者（島外避難）</p> <p>第5章 噴火警戒レベル5…………… マ-55</p> <p>1 噴火警戒レベルと避難対応の目安</p> <p>2 各機関の活動態勢</p> <p>3 各機関の対応</p> <p>(1) 立入規制</p> <p>(2) 避難対応</p> <p>ア 一般住民（島内避難／島外避難）</p> <p>イ 避難行動要支援者（島内避難／島外避難）</p> <p>ウ 来島者（島外避難）</p> <p>&lt;&lt;詳細資料&gt;&gt;</p> <p>・島内避難計画（避難対象地域別避難計画）</p> <p>・島外避難計画（避難港まで）</p> <p>第6章 島外関係機関の対応（島外避難）…………… マ-83</p> <p>1 避難行動要支援者（噴火警戒レベル4・5）</p> <p>2 一般住民（噴火警戒レベル5）</p> </td> </tr> </table>	<p><b>第1部 全体・共通事項</b>…………… マ-1</p> <p>第1章 マニュアル編の構成…………… マ-1</p> <p>第2章 噴火警戒レベルと避難対応の目安…………… マ-2</p> <p>第3章 防災関係機関の体制…………… マ-4</p> <p>1 防災関係機関の活動態勢</p> <p>2 情報連絡体制</p> <p>3 共同検討体制</p> <p>第4章 防災関係機関の対応…………… マ-6</p> <p>1 噴火警報・予報の伝達</p> <p>2 立入規制の実施</p> <p>3 避難情報の発令</p> <p>4 自衛隊への災害派遣要請</p> <p><b>第2部 噴火警戒レベル別マニュアル</b>…………… マ-11</p> <p>第1章 噴火警戒レベル1…………… マ-11</p> <p>1 噴火警戒レベルと避難対応の目安</p> <p>2 各機関の活動態勢</p> <p>3 各機関の対応</p> <p>(1) 立入規制</p> <p>(2) 避難対応</p> <p>ア 入山者（避難）</p> <p>第2章 噴火警戒レベル2…………… マ-18</p> <p>1 噴火警戒レベルと避難対応の目安</p> <p>2 各機関の活動態勢</p> <p>3 各機関の対応</p> <p>(1) 立入規制</p> <p>(2) 避難対応</p> <p>ア 入山者（避難）</p> <p>第3章 噴火警戒レベル3…………… マ-26</p> <p>&lt;①カルデラの中だけに重大な影響&gt;…………… マ-26</p> <p>1 噴火警戒レベルと避難対応の目安</p> <p>2 各機関の活動態勢</p> <p>3 各機関の対応</p> <p>(1) 立入規制</p> <p>(2) 避難対応</p> <p>ア 入山者（避難）</p>	<p>&lt;②カルデラの外まで重大な影響&gt;…………… マ-33</p> <p>1 噴火警戒レベルと避難対応の目安</p> <p>2 各機関の活動態勢</p> <p>3 各機関の対応</p> <p>(1) 立入規制</p> <p>(2) 避難対応</p> <p>ア 入山者（避難）</p> <p>イ 避難行動要支援者（避難準備）</p> <p>ウ 来島者（島外避難）</p> <p>第4章 噴火警戒レベル4…………… マ-45</p> <p>1 噴火警戒レベルと避難対応の目安</p> <p>2 各機関の活動態勢</p> <p>3 各機関の対応</p> <p>(1) 立入規制</p> <p>(2) 避難対応</p> <p>ア 一般住民（避難準備）</p> <p>イ 避難行動要支援者（島内避難／島外避難）</p> <p>ウ 来島者（島外避難）</p> <p>第5章 噴火警戒レベル5…………… マ-55</p> <p>1 噴火警戒レベルと避難対応の目安</p> <p>2 各機関の活動態勢</p> <p>3 各機関の対応</p> <p>(1) 立入規制</p> <p>(2) 避難対応</p> <p>ア 一般住民（島内避難／島外避難）</p> <p>イ 避難行動要支援者（島内避難／島外避難）</p> <p>ウ 来島者（島外避難）</p> <p>&lt;&lt;詳細資料&gt;&gt;</p> <p>・島内避難計画（避難対象地域別避難計画）</p> <p>・島外避難計画（避難港まで）</p> <p>第6章 島外関係機関の対応（島外避難）…………… マ-83</p> <p>1 避難行動要支援者（噴火警戒レベル4・5）</p> <p>2 一般住民（噴火警戒レベル5）</p>	<p><b>【マニュアル編】</b></p> <p><b>第1部 全体・共通事項</b></p> <p><b>第1章 マニュアル編の構成</b></p> <p>マニュアル編は、全体事項や各噴火警戒レベルに共通する事項をまとめた第1部、噴火警戒レベルおよび噴火ケースごとに各機関の対応をまとめた第2部により構成される。</p> <p style="text-align: center;">表 マニュアル編の構成</p> <table border="1"> <tr> <td style="vertical-align: top;"> <p><b>第1部 全体・共通事項</b>…………… マ-1</p> <p>第1章 マニュアル編の構成…………… マ-1</p> <p>第2章 噴火警戒レベルと避難対応の目安…………… マ-2</p> <p>第3章 防災関係機関の体制…………… マ-4</p> <p>1 防災関係機関の活動態勢</p> <p>2 情報連絡体制</p> <p>3 共同検討体制</p> <p>第4章 防災関係機関の対応…………… マ-6</p> <p>1 噴火警報・予報の伝達</p> <p>2 立入規制の実施</p> <p>3 避難情報の発令</p> <p>4 自衛隊への災害派遣要請</p> <p><b>第2部 噴火警戒レベル別マニュアル</b>…………… マ-11</p> <p>第1章 噴火警戒レベル1…………… マ-11</p> <p>1 噴火警戒レベルと避難対応の目安</p> <p>2 各機関の活動態勢</p> <p>3 各機関の対応</p> <p>(1) 立入規制</p> <p>(2) 避難対応</p> <p>ア 入山者（避難）</p> <p>第2章 噴火警戒レベル2…………… マ-18</p> <p>1 噴火警戒レベルと避難対応の目安</p> <p>2 各機関の活動態勢</p> <p>3 各機関の対応</p> <p>(1) 立入規制</p> <p>(2) 避難対応</p> <p>ア 入山者（避難）</p> <p>第3章 噴火警戒レベル3…………… マ-26</p> <p>&lt;①カルデラの中だけに重大な影響&gt;…………… マ-26</p> <p>1 噴火警戒レベルと避難対応の目安</p> <p>2 各機関の活動態勢</p> <p>3 各機関の対応</p> <p>(1) 立入規制</p> <p>(2) 避難対応</p> <p>ア 入山者（避難）</p> </td> <td style="vertical-align: top;"> <p>&lt;②カルデラの外まで重大な影響&gt;…………… マ-33</p> <p>1 噴火警戒レベルと避難対応の目安</p> <p>2 各機関の活動態勢</p> <p>3 各機関の対応</p> <p>(1) 立入規制</p> <p>(2) 避難対応</p> <p>ア 入山者（避難）</p> <p>イ 避難行動要支援者（避難準備）</p> <p>ウ 来島者（島外避難）</p> <p>第4章 噴火警戒レベル4…………… マ-45</p> <p>1 噴火警戒レベルと避難対応の目安</p> <p>2 各機関の活動態勢</p> <p>3 各機関の対応</p> <p>(1) 立入規制</p> <p>(2) 避難対応</p> <p>ア 一般住民（避難準備）</p> <p>イ 避難行動要支援者（島内避難／島外避難）</p> <p>ウ 来島者（島外避難）</p> <p>第5章 噴火警戒レベル5…………… マ-55</p> <p>1 噴火警戒レベルと避難対応の目安</p> <p>2 各機関の活動態勢</p> <p>3 各機関の対応</p> <p>(1) 立入規制</p> <p>(2) 避難対応</p> <p>ア 一般住民（島内避難／島外避難）</p> <p>イ 避難行動要支援者（島内避難／島外避難）</p> <p>ウ 来島者（島外避難）</p> <p>&lt;&lt;詳細資料&gt;&gt;…………… マ-67</p> <p>・島内避難計画（避難対象地域別避難計画）</p> <p>・島外避難計画（避難港まで）</p> <p>第6章 島外関係機関の対応（島外避難）…………… マ-83</p> <p>1 避難行動要支援者（噴火警戒レベル4・5）</p> <p>2 一般住民（噴火警戒レベル5）</p> </td> </tr> </table>	<p><b>第1部 全体・共通事項</b>…………… マ-1</p> <p>第1章 マニュアル編の構成…………… マ-1</p> <p>第2章 噴火警戒レベルと避難対応の目安…………… マ-2</p> <p>第3章 防災関係機関の体制…………… マ-4</p> <p>1 防災関係機関の活動態勢</p> <p>2 情報連絡体制</p> <p>3 共同検討体制</p> <p>第4章 防災関係機関の対応…………… マ-6</p> <p>1 噴火警報・予報の伝達</p> <p>2 立入規制の実施</p> <p>3 避難情報の発令</p> <p>4 自衛隊への災害派遣要請</p> <p><b>第2部 噴火警戒レベル別マニュアル</b>…………… マ-11</p> <p>第1章 噴火警戒レベル1…………… マ-11</p> <p>1 噴火警戒レベルと避難対応の目安</p> <p>2 各機関の活動態勢</p> <p>3 各機関の対応</p> <p>(1) 立入規制</p> <p>(2) 避難対応</p> <p>ア 入山者（避難）</p> <p>第2章 噴火警戒レベル2…………… マ-18</p> <p>1 噴火警戒レベルと避難対応の目安</p> <p>2 各機関の活動態勢</p> <p>3 各機関の対応</p> <p>(1) 立入規制</p> <p>(2) 避難対応</p> <p>ア 入山者（避難）</p> <p>第3章 噴火警戒レベル3…………… マ-26</p> <p>&lt;①カルデラの中だけに重大な影響&gt;…………… マ-26</p> <p>1 噴火警戒レベルと避難対応の目安</p> <p>2 各機関の活動態勢</p> <p>3 各機関の対応</p> <p>(1) 立入規制</p> <p>(2) 避難対応</p> <p>ア 入山者（避難）</p>	<p>&lt;②カルデラの外まで重大な影響&gt;…………… マ-33</p> <p>1 噴火警戒レベルと避難対応の目安</p> <p>2 各機関の活動態勢</p> <p>3 各機関の対応</p> <p>(1) 立入規制</p> <p>(2) 避難対応</p> <p>ア 入山者（避難）</p> <p>イ 避難行動要支援者（避難準備）</p> <p>ウ 来島者（島外避難）</p> <p>第4章 噴火警戒レベル4…………… マ-45</p> <p>1 噴火警戒レベルと避難対応の目安</p> <p>2 各機関の活動態勢</p> <p>3 各機関の対応</p> <p>(1) 立入規制</p> <p>(2) 避難対応</p> <p>ア 一般住民（避難準備）</p> <p>イ 避難行動要支援者（島内避難／島外避難）</p> <p>ウ 来島者（島外避難）</p> <p>第5章 噴火警戒レベル5…………… マ-55</p> <p>1 噴火警戒レベルと避難対応の目安</p> <p>2 各機関の活動態勢</p> <p>3 各機関の対応</p> <p>(1) 立入規制</p> <p>(2) 避難対応</p> <p>ア 一般住民（島内避難／島外避難）</p> <p>イ 避難行動要支援者（島内避難／島外避難）</p> <p>ウ 来島者（島外避難）</p> <p>&lt;&lt;詳細資料&gt;&gt;…………… マ-67</p> <p>・島内避難計画（避難対象地域別避難計画）</p> <p>・島外避難計画（避難港まで）</p> <p>第6章 島外関係機関の対応（島外避難）…………… マ-83</p> <p>1 避難行動要支援者（噴火警戒レベル4・5）</p> <p>2 一般住民（噴火警戒レベル5）</p>
<p><b>第1部 全体・共通事項</b>…………… マ-1</p> <p>第1章 マニュアル編の構成…………… マ-1</p> <p>第2章 噴火警戒レベルと避難対応の目安…………… マ-2</p> <p>第3章 防災関係機関の体制…………… マ-4</p> <p>1 防災関係機関の活動態勢</p> <p>2 情報連絡体制</p> <p>3 共同検討体制</p> <p>第4章 防災関係機関の対応…………… マ-6</p> <p>1 噴火警報・予報の伝達</p> <p>2 立入規制の実施</p> <p>3 避難情報の発令</p> <p>4 自衛隊への災害派遣要請</p> <p><b>第2部 噴火警戒レベル別マニュアル</b>…………… マ-11</p> <p>第1章 噴火警戒レベル1…………… マ-11</p> <p>1 噴火警戒レベルと避難対応の目安</p> <p>2 各機関の活動態勢</p> <p>3 各機関の対応</p> <p>(1) 立入規制</p> <p>(2) 避難対応</p> <p>ア 入山者（避難）</p> <p>第2章 噴火警戒レベル2…………… マ-18</p> <p>1 噴火警戒レベルと避難対応の目安</p> <p>2 各機関の活動態勢</p> <p>3 各機関の対応</p> <p>(1) 立入規制</p> <p>(2) 避難対応</p> <p>ア 入山者（避難）</p> <p>第3章 噴火警戒レベル3…………… マ-26</p> <p>&lt;①カルデラの中だけに重大な影響&gt;…………… マ-26</p> <p>1 噴火警戒レベルと避難対応の目安</p> <p>2 各機関の活動態勢</p> <p>3 各機関の対応</p> <p>(1) 立入規制</p> <p>(2) 避難対応</p> <p>ア 入山者（避難）</p>	<p>&lt;②カルデラの外まで重大な影響&gt;…………… マ-33</p> <p>1 噴火警戒レベルと避難対応の目安</p> <p>2 各機関の活動態勢</p> <p>3 各機関の対応</p> <p>(1) 立入規制</p> <p>(2) 避難対応</p> <p>ア 入山者（避難）</p> <p>イ 避難行動要支援者（避難準備）</p> <p>ウ 来島者（島外避難）</p> <p>第4章 噴火警戒レベル4…………… マ-45</p> <p>1 噴火警戒レベルと避難対応の目安</p> <p>2 各機関の活動態勢</p> <p>3 各機関の対応</p> <p>(1) 立入規制</p> <p>(2) 避難対応</p> <p>ア 一般住民（避難準備）</p> <p>イ 避難行動要支援者（島内避難／島外避難）</p> <p>ウ 来島者（島外避難）</p> <p>第5章 噴火警戒レベル5…………… マ-55</p> <p>1 噴火警戒レベルと避難対応の目安</p> <p>2 各機関の活動態勢</p> <p>3 各機関の対応</p> <p>(1) 立入規制</p> <p>(2) 避難対応</p> <p>ア 一般住民（島内避難／島外避難）</p> <p>イ 避難行動要支援者（島内避難／島外避難）</p> <p>ウ 来島者（島外避難）</p> <p>&lt;&lt;詳細資料&gt;&gt;</p> <p>・島内避難計画（避難対象地域別避難計画）</p> <p>・島外避難計画（避難港まで）</p> <p>第6章 島外関係機関の対応（島外避難）…………… マ-83</p> <p>1 避難行動要支援者（噴火警戒レベル4・5）</p> <p>2 一般住民（噴火警戒レベル5）</p>				
<p><b>第1部 全体・共通事項</b>…………… マ-1</p> <p>第1章 マニュアル編の構成…………… マ-1</p> <p>第2章 噴火警戒レベルと避難対応の目安…………… マ-2</p> <p>第3章 防災関係機関の体制…………… マ-4</p> <p>1 防災関係機関の活動態勢</p> <p>2 情報連絡体制</p> <p>3 共同検討体制</p> <p>第4章 防災関係機関の対応…………… マ-6</p> <p>1 噴火警報・予報の伝達</p> <p>2 立入規制の実施</p> <p>3 避難情報の発令</p> <p>4 自衛隊への災害派遣要請</p> <p><b>第2部 噴火警戒レベル別マニュアル</b>…………… マ-11</p> <p>第1章 噴火警戒レベル1…………… マ-11</p> <p>1 噴火警戒レベルと避難対応の目安</p> <p>2 各機関の活動態勢</p> <p>3 各機関の対応</p> <p>(1) 立入規制</p> <p>(2) 避難対応</p> <p>ア 入山者（避難）</p> <p>第2章 噴火警戒レベル2…………… マ-18</p> <p>1 噴火警戒レベルと避難対応の目安</p> <p>2 各機関の活動態勢</p> <p>3 各機関の対応</p> <p>(1) 立入規制</p> <p>(2) 避難対応</p> <p>ア 入山者（避難）</p> <p>第3章 噴火警戒レベル3…………… マ-26</p> <p>&lt;①カルデラの中だけに重大な影響&gt;…………… マ-26</p> <p>1 噴火警戒レベルと避難対応の目安</p> <p>2 各機関の活動態勢</p> <p>3 各機関の対応</p> <p>(1) 立入規制</p> <p>(2) 避難対応</p> <p>ア 入山者（避難）</p>	<p>&lt;②カルデラの外まで重大な影響&gt;…………… マ-33</p> <p>1 噴火警戒レベルと避難対応の目安</p> <p>2 各機関の活動態勢</p> <p>3 各機関の対応</p> <p>(1) 立入規制</p> <p>(2) 避難対応</p> <p>ア 入山者（避難）</p> <p>イ 避難行動要支援者（避難準備）</p> <p>ウ 来島者（島外避難）</p> <p>第4章 噴火警戒レベル4…………… マ-45</p> <p>1 噴火警戒レベルと避難対応の目安</p> <p>2 各機関の活動態勢</p> <p>3 各機関の対応</p> <p>(1) 立入規制</p> <p>(2) 避難対応</p> <p>ア 一般住民（避難準備）</p> <p>イ 避難行動要支援者（島内避難／島外避難）</p> <p>ウ 来島者（島外避難）</p> <p>第5章 噴火警戒レベル5…………… マ-55</p> <p>1 噴火警戒レベルと避難対応の目安</p> <p>2 各機関の活動態勢</p> <p>3 各機関の対応</p> <p>(1) 立入規制</p> <p>(2) 避難対応</p> <p>ア 一般住民（島内避難／島外避難）</p> <p>イ 避難行動要支援者（島内避難／島外避難）</p> <p>ウ 来島者（島外避難）</p> <p>&lt;&lt;詳細資料&gt;&gt;…………… マ-67</p> <p>・島内避難計画（避難対象地域別避難計画）</p> <p>・島外避難計画（避難港まで）</p> <p>第6章 島外関係機関の対応（島外避難）…………… マ-83</p> <p>1 避難行動要支援者（噴火警戒レベル4・5）</p> <p>2 一般住民（噴火警戒レベル5）</p>				

### 第4章 防災関係機関の対応

#### 1 噴火警報・予報の伝達

噴火警報・予報は、次の伝達系統により各関係機関に伝達される。

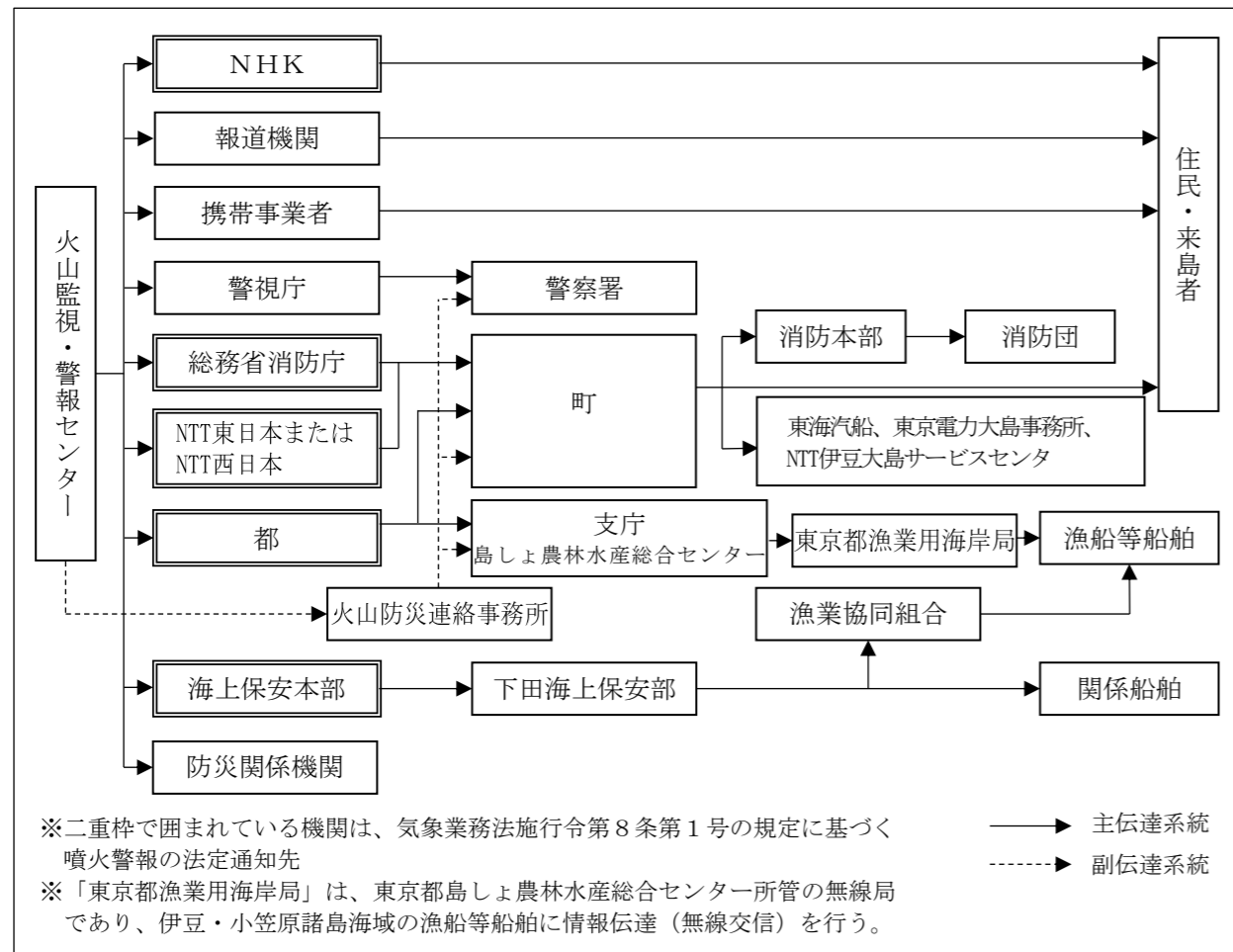


図 噴火警報・予報の伝達系統

### 第4章 防災関係機関の対応

#### 1 噴火警報・予報等の伝達

噴火警報・予報等は、次の伝達系統により各関係機関に伝達される。

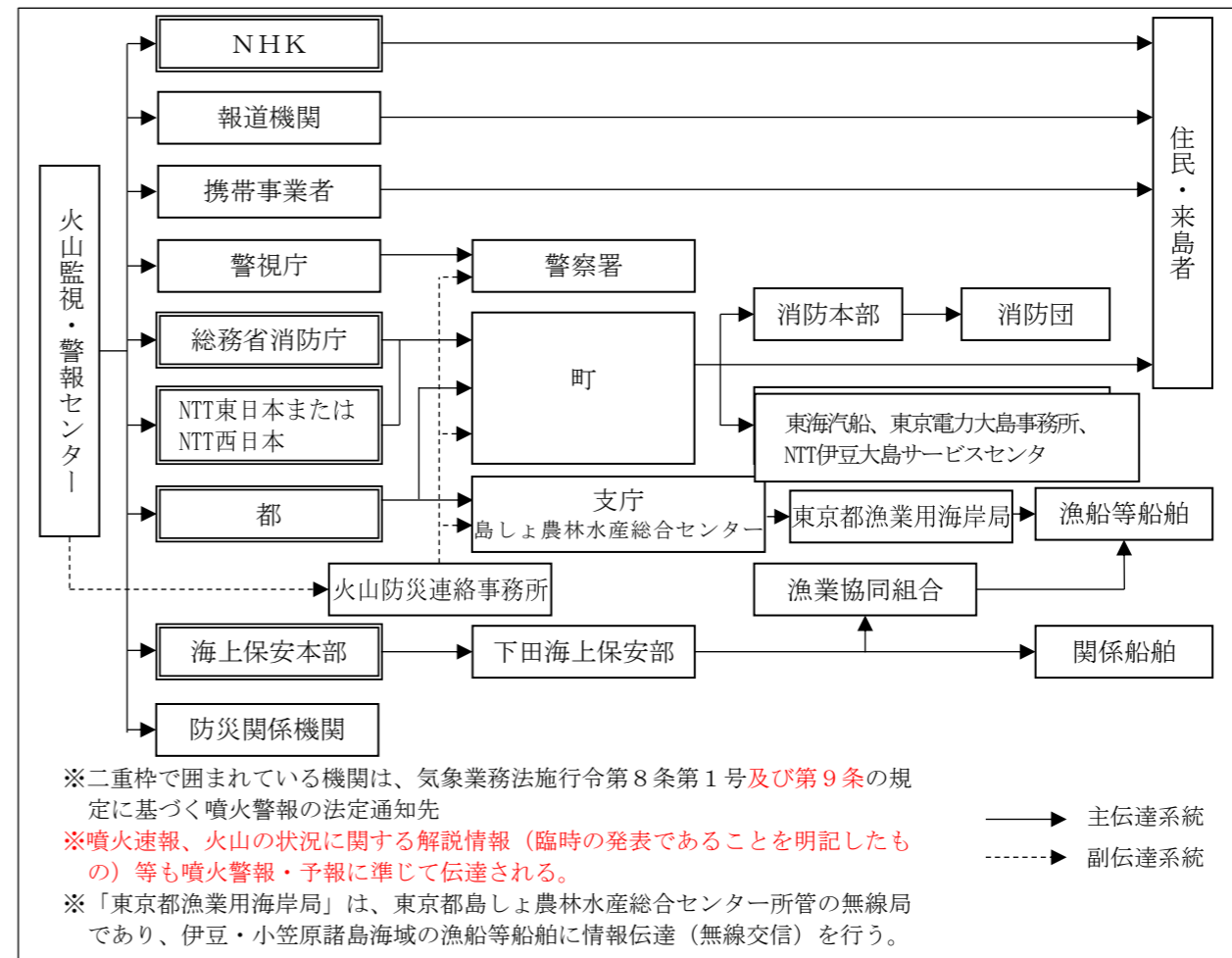


図 噴火警報・予報等の伝達系統

## 第4章 防災関係機関の対応

### 3 避難情報の発令

#### (1) 避難情報の発令

町長は、気象庁発表の噴火警報を入手し、火山現象により災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、住民および来島者の生命または身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、火山専門家の助言を受け、支庁長、警察署長、火山防災連絡事務所長、関係機関の長と協議の上、避難対象地域の住民等に対し、「避難準備・高齢者等避難開始」または「避難勧告」もしくは「避難指示（緊急）」を発令する。

なお、「避難勧告」または「避難指示（緊急）」を発令する場合において、必要があると認めるときは、立退き先を定めて発令する。

また、避難のための立退きを行うことによりかえって生命または身体に危険が及ぶおそれがあると認められる場合は、屋内での待避等の安全確保措置の指示を発令する。

#### (2) 都への報告

町長は、避難情報を発令した場合、速やかに、支庁長を経由し、都知事（総務局）に報告する。

#### (3) 「避難準備・高齢者等避難開始」の発令基準

「避難準備・高齢者等避難開始」は、噴火警戒レベル4が発表されるなど、居住地域に重大な被害を及ぼす噴火の可能性がある場合、または住民等の安全確保のため必要と判断した場合に発令する。

なお、噴火警戒レベル3が発表されるなど、カルデラの外まで重大な影響を及ぼす噴火が発生もしくは可能性がある場合には、「避難準備・高齢者等避難開始」の発令の有無にかかわらず、社会福祉施設、大島医療センター、避難行動要支援者、避難支援等関係者に「避難準備」を伝達する。

#### (4) 「避難勧告」・「避難指示（緊急）」の発令基準

「避難勧告」および「避難指示（緊急）」は、噴火警戒レベル5が発表されるなど、居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生あるいは切迫している場合、または住民等の安全確保のため必要と判断した場合に発令し、緊急を要するときは「避難指示（緊急）」を発令する。

なお、島外避難は、次の判断要素から総合的に判断する。

表 島外避難の判断要素

区分	判断要素
島内全域における生命・身体への危険	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 山頂部でのカルデラ形成等に伴う大規模なマグマ水蒸気噴火（火砕流の発生、居住地域への多量の噴石や火山灰の降下）の可能性</li> <li>○ 沿岸部での大規模なマグマ水蒸気噴火（居住地域への多量の噴石や火山灰の降下）の可能性</li> <li>○ 山腹における多量の火山灰堆積後の大雨による島内全域での土石流発生の可能性</li> <li>○ 島内全域での震度5程度の有感地震の続発や顕著な山体変形による山体崩壊の可能性</li> <li>○ 大量の火山ガスの放出による重大な健康被害発生の可能性</li> </ul>
島内避難が困難・島外避難への影響	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 島内の避難所において避難者を収容することが困難</li> <li>○ ライフライン等の被害により島内避難生活の維持が困難</li> <li>○ 気象や火山活動の状況により船舶の接岸や航行が不可能となる可能性</li> <li>○ 複数の避難港が被災し使用が不可能となる可能性</li> <li>○ 大量の火山灰の堆積や降灰後の大雨による土石流の発生などにより避難港への移送が不可能となる可能性</li> </ul>

## 第4章 防災関係機関の対応

### 3 避難情報の発令

#### (1) 避難情報の発令

町長は、気象庁発表の噴火警報を入手し、火山現象により災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、住民および来島者の生命または身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、火山専門家の助言を受け、支庁長、警察署長、火山防災連絡事務所長、関係機関の長と協議の上、避難対象地域の住民等に対し、「高齢者等避難」または「避難指示」を発令する。

なお、「避難指示」を発令する場合において、必要があると認めるときは、立退き先を定めて発令する。また、避難のための立退きを行うことによりかえって生命または身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認められる場合は、緊急安全確保措置の指示を発令する。

#### (2) 都への報告

町長は、避難情報を発令した場合、速やかに、都知事（総務局）に報告する。

#### (3) 「高齢者等避難」の発令基準

「高齢者等避難」は、噴火警戒レベル4が発表されるなど、居住地域に重大な被害を及ぼす噴火の可能性がある場合、または住民等の安全確保のため必要と判断した場合に発令する。

なお、噴火警戒レベル3が発表されるなど、カルデラの外まで重大な影響を及ぼす噴火が発生もしくは可能性がある場合には、「高齢者等避難」の発令の有無にかかわらず、社会福祉施設、大島医療センター、避難行動要支援者、避難支援等関係者に避難の準備を伝達する。

#### (4) 「避難指示」の発令基準

「避難指示」は、噴火警戒レベル5が発表されるなど、居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生あるいは切迫している場合、または住民等の安全確保のため必要と判断した場合に発令する。

なお、島外避難は、次の判断要素から総合的に判断する。

表 島外避難の判断要素

区分	判断要素
島内全域における生命・身体への危険	<ul style="list-style-type: none"> <li>○山頂部での大規模なマグマ水蒸気噴火（火砕流の発生、居住地域への多量の噴石や火山灰の降下）の可能性</li> <li>○沿岸部での大規模なマグマ水蒸気噴火（居住地域への多量の噴石や火山灰の降下）の可能性</li> <li>○山腹における多量の火山灰堆積後の大雨による島内全域での土石流発生の可能性</li> <li>○島内全域での震度5程度の地震の続発や顕著な山体変形による山体崩壊の可能性</li> <li>○大量の火山ガスの放出による重大な健康被害発生の可能性</li> </ul>
島内避難が困難・島外避難への影響	<ul style="list-style-type: none"> <li>○島内の避難所において避難者を収容することが困難</li> <li>○ライフライン等の被害により島内避難生活の維持が困難</li> <li>○気象や火山活動の状況により船舶の接岸や航行が不可能となる可能性</li> <li>○複数の避難港が被災し使用が不可能となる可能性</li> <li>○大量の火山灰の堆積や降灰後の大雨による土石流の発生などにより避難港への移送が不可能となる可能性</li> </ul>

修正前（令和2年10月） マ-8		修正後（令和5年9月） マ-8	
表 島外避難の判断要素		表 島外避難の判断要素	
区分	判断要素	区分	判断要素
島内全域における生命・身体への危険	<ul style="list-style-type: none"> <li>○山頂部でのカルデラ形成等に伴う大規模なマグマ水蒸気噴火（火砕流の発生、居住地域への多量の噴石や火山灰の降下）の可能性</li> <li>○沿岸部での大規模なマグマ水蒸気噴火（居住地域への多量の噴石や火山灰の降下）の可能性</li> <li>○山腹における多量の火山灰堆積後の大雨による島内全域での土石流発生の可能性</li> <li>○島内全域での震度5程度の有感地震の続発や顕著な山体変形による山体崩壊の可能性</li> <li>○大量の火山ガスの放出による重大な健康被害発生の可能性</li> </ul>	島内全域における生命・身体への危険	<ul style="list-style-type: none"> <li>○山頂部でのカルデラ形成等に伴う大規模なマグマ水蒸気噴火（火砕流の発生、居住地域への多量の噴石や火山灰の降下）の可能性</li> <li>○沿岸部での大規模なマグマ水蒸気噴火（居住地域への多量の噴石や火山灰の降下）の可能性</li> <li>○山腹における多量の火山灰堆積後の大雨による島内全域での土石流発生の可能性</li> <li>○島内全域での最大震度5弱程度の地震の続発や顕著な山体変形による山体崩壊の可能性</li> <li>○大量の火山ガスの放出による重大な健康被害発生の可能性</li> </ul>
島内避難が困難・島外避難への影響	<ul style="list-style-type: none"> <li>○島内の避難所において避難者を収容することが困難</li> <li>○ ライフライン等の被害により島内避難生活の維持が困難</li> <li>○ 気象や火山活動の状況により船舶の接岸や航行が不可能となる可能性</li> <li>○ 複数の避難港が被災し使用が不可能となる可能性</li> <li>○ 大量の火山灰の堆積や降灰後の大雨による土石流の発生などにより避難港への移送が不可能となる可能性</li> </ul>	島内避難が困難・島外避難への影響	<ul style="list-style-type: none"> <li>○島内の避難所において避難者を収容することが困難</li> <li>○ ライフライン等の被害により島内避難生活の維持が困難</li> <li>○ 気象や火山活動の状況により船舶の接岸や航行が不可能となる可能性</li> <li>○ 複数の避難港が被災し使用が不可能となる可能性</li> <li>○ 大量の火山灰の堆積や降灰後の大雨による土石流の発生などにより避難港への移送が不可能となる可能性</li> </ul>



3 各機関の対応

実施項目		町	支庁	警察署	消防本部/団	火山防災連絡事務所	都	掲載ページ	
噴火警報の伝達	□噴火警報の受信	○	○	○	○	○	○	マ-6	
	□東海汽船、東京電力、NTT東日本への伝達	○							
	□住民・来島者への伝達	○							
	□都漁業海岸局への伝達		○						
立入規制	□現地情報の把握、共有	○	○	○	●	○	●	マ-37	
	□立入規制の実施	○	△	△	△	△			
	□立入規制の報告、通知	○	△	△	△	△	△		
	□規制箇所での道路等の封鎖	○	○	△	△				
	□表示板の設置	○	△						
	□立入規制の周知	○	△	△	△				
自衛隊の災害派遣	□自衛隊への災害派遣要請（状況に応じて）	●	▲				●	マ-8	
避難経路等の確保	□道路の点検、機能確保	●	●					-	
	□港・空港の点検、機能確保		●						
	□交通規制	▲	▲	●					
防災機能等の確保	□災害備蓄品の点検	●	●					-	
	□防災機能（庁舎、通信設備など）の確認	●	●	●	●				
	□設備等の点検等			●	●				
噴火警報発表時対応	入山者（避難）								
	□関係機関等への伝達	○						マ-39	
	□入山者への周知	○		○	○				
	□入山者の避難誘導	○	△	○	○				
	□観光施設への退避の要請	○							
	□大島旅客自動車への配車要請	○							
	避難行動要支援者（避難準備）								
	□避難準備の決定	●	▲	▲	▲	▲			マ-42
	□避難準備の決定の報告	●	▲				▲		
	□島内関係機関への伝達	●							
	□社会福祉施設等への伝達	●							
	□避難行動要支援者、避難支援等関係者への伝達	●		●	●				
	□避難者リスト（介添者を含む。）の作成、共有	●							
	□島内の避難先の確保	●							
□島内の移送経路・方法の検討	●	▲			▲				
□東海汽船への避難対応準備の要請（島外避難の準備）	●								
□情報共有、調整（島外避難の準備）	●	▲				▲			
□受入準備（島外避難の準備）						●			
来島者（島外避難）									
□島外避難の決定	●	▲	▲	▲	▲			マ-44	
□島外避難の決定の報告	●	▲				▲			
□島内関係機関への伝達	●								
□人数の把握	●								
□島外避難の呼びかけ	●		▲	▲					
□観光協会等への呼びかけの要請	●								
□島外避難支援	●	▲	▲	▲					
□観光拠点の巡回	●								
継続対応	□現地情報の把握、共有	○	○	○	●	○	●	マ-37	
	□立入規制の周知	○	△	△	△				
	□立入許可申請の対応	○							
	□立入者の把握、共有	○	△	△	△				
	□規制箇所の巡回	○	○	○					

●：主体となる機関  
 ▲：①主体となる機関から協議、共有、報告・通知、要請を受ける機関  
 ②主体となる機関に協力を行う機関  
 ※白抜き（○△）は、噴火警戒レベル3①までに実施していることを表す。

3 各機関の対応

実施項目		町	支庁	警察署	消防本部/団	火山防災連絡事務所	都	掲載ページ	
噴火警報の伝達	□噴火警報の受信	○	○	○	○	○	○	マ-6	
	□東海汽船、東京電力、NTT東日本への伝達	○							
	□住民・来島者への伝達	○							
	□都漁業海岸局への伝達		○						
立入規制	□現地情報の把握、共有	○	○	○	●	○	●	マ-37	
	□立入規制の実施	○	△	△	△	△			
	□立入規制の報告、通知	○	△	△	△	△	△		
	□規制箇所での道路等の封鎖	○	○	△	△				
	□表示板の設置	○	△						
	□立入規制の周知	○	△	△	△				
自衛隊の災害派遣	□自衛隊への災害派遣要請（状況に応じて）	●	▲				●	マ-9	
避難経路等の確保	□道路の点検、機能確保	●	●					-	
	□港・空港の点検、機能確保		●						
	□交通規制	▲	▲	●					
防災機能等の確保	□災害備蓄品の点検	●	●					-	
	□防災機能（庁舎、通信設備など）の確認	●	●	●	●				
	□設備等の点検等			●	●				
噴火警報発表時対応	入山者（避難）								
	□関係機関等への伝達	○						マ-39	
	□入山者への周知	○		○	○				
	□入山者の避難誘導	○	△	○	○				
	□観光施設への退避の要請	○							
	□大島旅客自動車への配車要請	○							
	避難行動要支援者（避難準備）								
	□避難準備の決定	●	▲	▲	▲	▲			マ-42
	□避難準備の決定の報告	●	▲				▲		
	□島内関係機関への伝達	●							
	□社会福祉施設等への伝達	●							
	□避難行動要支援者、避難支援等関係者への伝達	●		●	●				
	□避難者リスト（介添者を含む。）の作成、共有	●							
	□島内の避難先の確保	●							
□島内の移送経路・方法の検討	●	▲			▲				
□東海汽船への避難対応準備の要請（島外避難の準備）	●								
□情報共有、調整（島外避難の準備）	●	▲				▲			
□受入準備（島外避難の準備）						●			
来島者（島外避難）									
□島外避難の決定	●	▲	▲	▲	▲			マ-44	
□島外避難の決定の報告	●	▲				▲			
□島内関係機関への伝達	●								
□人数の把握	●								
□島外避難の呼びかけ	●		▲	▲					
□観光協会等への呼びかけの要請	●								
□島外避難支援	●	▲	▲	▲					
□観光拠点の巡回	●								
継続対応	□現地情報の把握、共有	○	○	○	●	○	●	マ-37	
	□立入規制の周知	○	△	△	△				
	□立入許可申請の対応	○							
	□立入者の把握、共有	○	△	△	△				
	□規制箇所の巡回	○	○	○					

●：主体となる機関  
 ▲：①主体となる機関から協議、共有、報告・通知、要請を受ける機関  
 ②主体となる機関に協力を行う機関  
 ※白抜き（○△）は、噴火警戒レベル3①までに実施していることを表す。

3 各機関の対応

実施項目		町	支庁	警察署	消防本部/団	火山防災連絡事務所	都	掲載ページ
噴火警報の伝達	□噴火警報の受信	○	○	○	○	○	○	マ-6
	□東海汽船、東京電力、NTT東日本への伝達	○						
	□住民・来島者への伝達	○						
	□都漁業海岸局への伝達		○					
避難情報の発令	□避難情報の発令	●	▲	▲	▲	▲		マ-6
	□避難情報発令の報告	●	▲				▲	
	□島内関係機関への伝達	●	●					
	□住民・来島者への伝達	●		●	●			
立入規制	□現地情報の把握、共有	○	○	○	○	○	○	マ-48
	□立入規制の実施	○	△	△	△	△		
	□立入規制の報告、通知	○	△	△	△	△	△	
	□規制箇所での道路等の封鎖	○	○	△	△			
自衛隊の災害派遣	□自衛隊への災害派遣要請（状況に応じて）	○	△				○	マ-8
	□避難経路の検討	●	▲	▲	▲	▲		
	□道路の点検、機能確保	○	○					
	□港・空港の点検、機能確保		○					
防災機能等の確保	□交通規制	△	△	○				-
	□災害備蓄品の点検	○	○					
	□防災機能（庁舎、通信設備など）の確認	○	○	○	○			
	□設備等の点検等			○	○			
避難対応	一般住民（避難準備）							
	□避難準備の決定	●	▲	▲	▲	▲		マ-49
	□避難準備の決定の報告	●	▲				▲	
	□島内関係機関への伝達	●	●					
	□住民への伝達	●		●	●			
	□避難者総数の把握、共有	●	▲	▲	▲			
	□避難所の開設、点検	●						
	□大島旅客自動車への避難対応準備の要請	●						
	□東海汽船への避難対応準備の要請（島外避難の準備）	●						
	□避難手順の確認	●	●	●	●	●	●	
避難行動要支援者（島内避難／島外避難）								
避難対応	□島内の移送経路・方法の検討	○	△			△		マ-51
	□島外への移送の協議（島外避難）	●*	▲*				●*	
	□島内での避難支援	●	●	●	●			
	□島内の避難状況の確認	●	●	●	●			
避難対応	来島者（島外避難）							
	□島外避難の決定	○	△	△	△	△		マ-53
	□島外避難の決定の報告	○	△				△	
	□島内関係機関への伝達	○						
	□人数の把握	○						
	□島外避難の呼びかけ	○		△	△			
	□観光協会等への呼びかけの要請	○						
	□島外避難支援	○	△	△	△			
□観光拠点の巡回	○							
継続対応	立入規制							
	□現地情報の把握、共有	○	○	○	○	○	○	マ-48
	□立入規制の周知	○	△	△	△			
	□立入許可申請の対応	○						
	□立入者の把握、共有	○	△	△	△			
□規制箇所の巡回	○	○	○					

●：主体となる機関  
 ▲：①主体となる機関から協議、共有、報告・通知、要請を受ける機関  
 ②主体となる機関に協力をを行う機関  
 \*：島外避難の場合のみ

※白抜き（○△）は、噴火警戒レベル3②までに実施していることを表す。  
 ※島外避難に関する島外関係機関の対応については、第6章を参照のこと。

3 各機関の対応

実施項目		町	支庁	警察署	消防本部/団	火山防災連絡事務所	都	掲載ページ
噴火警報の伝達	□噴火警報の受信	○	○	○	○	○	○	マ-6
	□東海汽船、東京電力、NTT東日本への伝達	○						
	□住民・来島者への伝達	○						
	□都漁業海岸局への伝達		○					
避難情報の発令	□避難情報の発令	●	▲	▲	▲	▲		マ-6
	□避難情報発令の報告	●	▲				▲	
	□島内関係機関への伝達	●	●					
	□住民・来島者への伝達	●		●	●			
立入規制	□現地情報の把握、共有	○	○	○	○	○	○	マ-48
	□立入規制の実施	○	△	△	△	△		
	□立入規制の報告、通知	○	△	△	△	△	△	
	□規制箇所での道路等の封鎖	○	○	△	△			
自衛隊の災害派遣	□自衛隊への災害派遣要請（状況に応じて）	○	△				○	マ-9
	□避難経路の検討	●	▲	▲	▲	▲		
	□道路の点検、機能確保	○	○					
	□港・空港の点検、機能確保		○					
防災機能等の確保	□交通規制	△	△	○				-
	□災害備蓄品の点検	○	○					
	□防災機能（庁舎、通信設備など）の確認	○	○	○	○			
	□設備等の点検等			○	○			
避難対応	一般住民（避難準備）							
	□避難準備の決定	●	▲	▲	▲	▲		マ-49
	□避難準備の決定の報告	●	▲				▲	
	□島内関係機関への伝達	●	●					
	□住民への伝達	●		●	●			
	□避難者総数の把握、共有	●	▲	▲	▲			
	□避難所の開設、点検	●						
	□大島旅客自動車への避難対応準備の要請	●						
	□東海汽船への避難対応準備の要請（島外避難の準備）	●						
	□避難手順の確認	●	●	●	●	●	●	
避難行動要支援者（島内避難／島外避難）								
避難対応	□島内の移送経路・方法の検討	○	△			△		マ-51
	□島外への移送の協議（島外避難）	●*	▲*				●*	
	□島内での避難支援	●	●	●	●			
	□島内の避難状況の確認	●	●	●	●			
避難対応	来島者（島外避難）							
	□島外避難の決定	○	△	△	△	△		マ-53
	□島外避難の決定の報告	○	△				△	
	□島内関係機関への伝達	○						
	□人数の把握	○						
	□島外避難の呼びかけ	○		△	△			
	□観光協会等への呼びかけの要請	○						
	□島外避難支援	○	△	△	△			
□観光拠点の巡回	○							
継続対応	立入規制							
	□現地情報の把握、共有	○	○	○	○	○	○	マ-48
	□立入規制の周知	○	△	△	△			
	□立入許可申請の対応	○						
	□立入者の把握、共有	○	△	△	△			
□規制箇所の巡回	○	○	○					

●：主体となる機関  
 ▲：①主体となる機関から協議、共有、報告・通知、要請を受ける機関  
 ②主体となる機関に協力をを行う機関  
 \*：島外避難の場合のみ

※白抜き（○△）は、噴火警戒レベル3②までに実施していることを表す。  
 ※島外避難に関する島外関係機関の対応については、第6章を参照のこと。

## 第4章 噴火警戒レベル4（山頂噴火・山腹噴火）

## 3 各機関の対応

## (2) 避難対応

## ■各機関の役割（◎：島外避難のみ）

町	<ul style="list-style-type: none"> <li>・島内避難／島外避難の決定</li> <li>・島内避難／島外避難の決定の報告（報告先：支庁）</li> <li>◎島外への移送の要請（要請先：支庁）</li> <li>・島内の避難先の確保（島内避難）</li> <li>・島内関係機関への島内避難／島外避難の伝達（マ-8参照）</li> <li>・社会福祉施設等への島内避難／島外避難の伝達</li> <li>・避難行動要支援者・避難支援等関係者への島内避難／島外避難の伝達（防災行政無線、エリアメール、広報車）</li> <li>・避難者リスト（介添者を含む。）の作成、共有</li> <li>・島内の移送経路・方法の検討</li> <li>◎島外への移送の協議（協議先：都（福祉保健局））</li> <li>・島内での避難支援</li> <li>・島内の避難状況の確認</li> </ul>
支庁	<ul style="list-style-type: none"> <li>・島内避難／島外避難の決定の報告（町から受理、都（総務局）に報告）</li> <li>◎島外への移送の要請（町から受理、都（福祉保健局）に要請）</li> <li>・避難者リスト（介添者を含む。）の共有を受ける</li> <li>・島内の移送経路・方法の検討</li> <li>◎島外への移送の協議（協議先：都（福祉保健局））</li> <li>・島内での避難支援</li> <li>・島内の避難状況の確認</li> </ul>
警察署	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難行動要支援者・避難支援等関係者への島内避難／島外避難の伝達（広報車による巡回、地域での呼びかけ）</li> <li>・避難者リスト（介添者を含む。）の共有を受ける</li> <li>・島内での避難支援</li> <li>・島内の避難状況の確認</li> </ul>
消防本部／団	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難行動要支援者・避難支援等関係者への島内避難／島外避難の伝達（広報車による巡回、地域での呼びかけ）</li> <li>・避難者リスト（介添者を含む。）の共有を受ける</li> <li>・島内での避難支援</li> <li>・島内の避難状況の確認</li> </ul>
都	<ul style="list-style-type: none"> <li>・島内避難／島外避難の決定の報告（支庁から受理）</li> </ul> <p>※島外避難に関する実施項目は、第6章を参照</p>

※「3 各機関の対応」における主体となる機関・協力を行う機関の実施項目を記載

## 第4章 噴火警戒レベル4（山頂噴火・山腹噴火）

## 3 各機関の対応

## (2) 避難対応

## ■各機関の役割（◎：島外避難のみ）

町	<ul style="list-style-type: none"> <li>・島内避難／島外避難の決定</li> <li>・島内避難／島外避難の決定の報告（報告先：支庁）</li> <li>◎島外への移送の要請（要請先：支庁）</li> <li>・島内の避難先の確保（島内避難）</li> <li>・島内関係機関への島内避難／島外避難の伝達（マ-8参照）</li> <li>・社会福祉施設等への島内避難／島外避難の伝達</li> <li>・避難行動要支援者・避難支援等関係者への島内避難／島外避難の伝達（防災行政無線、エリアメール、広報車）</li> <li>・避難者リスト（介添者を含む。）の作成、共有</li> <li>・島内の移送経路・方法の検討</li> <li>◎島外への移送の協議（協議先：都（福祉局））</li> <li>・島内での避難支援</li> <li>・島内の避難状況の確認</li> </ul>
支庁	<ul style="list-style-type: none"> <li>・島内避難／島外避難の決定の報告（町から受理、都（総務局）に報告）</li> <li>◎島外への移送の要請（町から受理、都（福祉局）に要請）</li> <li>・避難者リスト（介添者を含む。）の共有を受ける</li> <li>・島内の移送経路・方法の検討</li> <li>◎島外への移送の協議（協議先：都（福祉局））</li> <li>・島内での避難支援</li> <li>・島内の避難状況の確認</li> </ul>
警察署	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難行動要支援者・避難支援等関係者への島内避難／島外避難の伝達（広報車による巡回、地域での呼びかけ）</li> <li>・避難者リスト（介添者を含む。）の共有を受ける</li> <li>・島内での避難支援</li> <li>・島内の避難状況の確認</li> </ul>
消防本部／団	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難行動要支援者・避難支援等関係者への島内避難／島外避難の伝達（広報車による巡回、地域での呼びかけ）</li> <li>・避難者リスト（介添者を含む。）の共有を受ける</li> <li>・島内での避難支援</li> <li>・島内の避難状況の確認</li> </ul>
火山防災連絡事務所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・島内の移送経路・方法の検討</li> </ul>
都	<ul style="list-style-type: none"> <li>・島内避難／島外避難の決定の報告（支庁から受理）</li> </ul> <p>※島外避難に関する実施項目は、第6章を参照</p>

※「3 各機関の対応」における主体となる機関・協力を行う機関の実施項目を記載

3 各機関の対応

実施項目		町	支庁	警察署	消防本部/団	火山防災連絡事務所	都	掲載ページ
噴火警報の伝達	<input type="checkbox"/> 噴火警報の受信	○	○	○	○	○	○	マ-6
	<input type="checkbox"/> 東海汽船、東京電力、NTT東日本への伝達	○						
	<input type="checkbox"/> 住民・来島者への伝達	○						
	<input type="checkbox"/> 都漁業海岸局への伝達		○					
避難情報の発令	<input type="checkbox"/> 避難情報の発令	○	△	△	△	△		マ-6
	<input type="checkbox"/> 避難情報発令の報告	○	△				△	
	<input type="checkbox"/> 島内関係機関への伝達	○	○					
	<input type="checkbox"/> 住民・来島者への伝達	○		○	○			
	<input type="checkbox"/> 都漁業海岸局への伝達		○					
立入規制	<input type="checkbox"/> 現地情報の把握、共有	○	○	○	○	○	○	マ-58
	<input type="checkbox"/> 立入規制の実施	○	△	△	△	△		
	<input type="checkbox"/> 立入規制の報告、通知	○	△	△	△	△	△	
	<input type="checkbox"/> 規制箇所での道路等の封鎖	○	○	△	△			
	<input type="checkbox"/> 表示板の設置	○	△					
	<input type="checkbox"/> 立入規制の周知	○	△	△	△			
自衛隊の災害派遣	<input type="checkbox"/> 自衛隊への災害派遣要請（状況に応じて）	○	△				○	マ-8
避難経路等の確保	<input type="checkbox"/> 避難経路の検討	○	△	△	△	△		-
	<input type="checkbox"/> 道路の点検、機能確保	○	○					
	<input type="checkbox"/> 港・空港の点検、機能確保		○					
	<input type="checkbox"/> 交通規制	△	△	○				
防災機能等の確保	<input type="checkbox"/> 災害備蓄品の点検	○	○					-
	<input type="checkbox"/> 防災機能（庁舎、通信設備など）の確認	○	○	○	○			
	<input type="checkbox"/> 装備等の点検等			○	○			
避難対応	一般住民（島内避難）							
	<input type="checkbox"/> 島内避難の決定	●	▲	▲	▲	▲		マ-60
	<input type="checkbox"/> 島内避難の決定の報告	●	▲				▲	
	<input type="checkbox"/> 島内関係機関への伝達	○	○					
	<input type="checkbox"/> 住民への伝達	○		○	○			
	<input type="checkbox"/> 避難者総数の把握、共有	○	△	△	△			
	<input type="checkbox"/> 避難手順の確認	○	○	○	○		○	
	<input type="checkbox"/> 大島旅客自動車への配車要請	○						
	<input type="checkbox"/> 避難所の開設、点検	○						
	<input type="checkbox"/> 避難所の決定	●						
	<input type="checkbox"/> 避難者リストの作成、共有	●	▲	▲	▲			
	<input type="checkbox"/> 避難誘導者の配置	●		▲	▲			
	<input type="checkbox"/> 避難誘導	●		●	●			
	<input type="checkbox"/> 残留者の確認	●		●	●			
	<input type="checkbox"/> 避難完了の確認	●		●	●			
一般住民（島外避難）								
<input type="checkbox"/> 島外避難の決定	●	▲	▲	▲	▲		マ-61	
<input type="checkbox"/> 島外避難の決定の報告	●	▲				▲		
<input type="checkbox"/> 島外への移送の要請	●	▲				▲		
<input type="checkbox"/> 島内関係機関への伝達	○	○						
<input type="checkbox"/> 住民への伝達	○		○	○				

3 各機関の対応

実施項目		町	支庁	警察署	消防本部/団	火山防災連絡事務所	都	掲載ページ
噴火警報の伝達	<input type="checkbox"/> 噴火警報の受信	○	○	○	○	○	○	マ-6
	<input type="checkbox"/> 東海汽船、東京電力、NTT東日本への伝達	○						
	<input type="checkbox"/> 住民・来島者への伝達	○						
	<input type="checkbox"/> 都漁業海岸局への伝達		○					
避難情報の発令	<input type="checkbox"/> 避難情報の発令	○	△	△	△	△		マ-6
	<input type="checkbox"/> 避難情報発令の報告	○	△				△	
	<input type="checkbox"/> 島内関係機関への伝達	○	○					
	<input type="checkbox"/> 住民・来島者への伝達	○		○	○			
	<input type="checkbox"/> 都漁業海岸局への伝達		○					
立入規制	<input type="checkbox"/> 現地情報の把握、共有	○	○	○	○	○	○	マ-58
	<input type="checkbox"/> 立入規制の実施	○	△	△	△	△		
	<input type="checkbox"/> 立入規制の報告、通知	○	△	△	△	△	△	
	<input type="checkbox"/> 規制箇所での道路等の封鎖	○	○	△	△			
	<input type="checkbox"/> 表示板の設置	○	△					
	<input type="checkbox"/> 立入規制の周知	○	△	△	△			
自衛隊の災害派遣	<input type="checkbox"/> 自衛隊への災害派遣要請（状況に応じて）	○	△				○	マ-9
避難経路等の確保	<input type="checkbox"/> 避難経路の検討	○	△	△	△	△		-
	<input type="checkbox"/> 道路の点検、機能確保	○	○					
	<input type="checkbox"/> 港・空港の点検、機能確保		○					
	<input type="checkbox"/> 交通規制	△	△	○				
防災機能等の確保	<input type="checkbox"/> 災害備蓄品の点検	○	○					-
	<input type="checkbox"/> 防災機能（庁舎、通信設備など）の確認	○	○	○	○			
	<input type="checkbox"/> 装備等の点検等			○	○			
避難対応	一般住民（島内避難）							
	<input type="checkbox"/> 島内避難の決定	●	▲	▲	▲	▲		マ-60
	<input type="checkbox"/> 島内避難の決定の報告	●	▲				▲	
	<input type="checkbox"/> 島内関係機関への伝達	○	○					
	<input type="checkbox"/> 住民への伝達	○		○	○			
	<input type="checkbox"/> 避難者総数の把握、共有	○	△	△	△			
	<input type="checkbox"/> 避難手順の確認	○	○	○	○		○	
	<input type="checkbox"/> 大島旅客自動車への配車要請	○						
	<input type="checkbox"/> 避難所の開設、点検	○						
	<input type="checkbox"/> 避難所の決定	●						
	<input type="checkbox"/> 避難者リストの作成、共有	●	▲	▲	▲			
	<input type="checkbox"/> 避難誘導者の配置	●		▲	▲			
	<input type="checkbox"/> 避難誘導	●		●	●			
	<input type="checkbox"/> 残留者の確認	●		●	●			
	<input type="checkbox"/> 避難完了の確認	●		●	●			
一般住民（島外避難）								
<input type="checkbox"/> 島外避難の決定	●	▲	▲	▲	▲		マ-61	
<input type="checkbox"/> 島外避難の決定の報告	●	▲				▲		
<input type="checkbox"/> 島外への移送の要請	●	▲				▲		
<input type="checkbox"/> 島内関係機関への伝達	○	○						
<input type="checkbox"/> 住民への伝達	○		○	○				

3 各機関の対応

実施項目		町	支庁	警察署	消防本部/団	火山防災連絡事務所	都	掲載ページ		
噴火警報発表時対応	避難対応	<input type="checkbox"/> 避難者総数の把握、共有	○	△	△	△		マ-61		
		<input type="checkbox"/> 避難手順の確認	○	○	○	○			○	
		<input type="checkbox"/> 大島旅客自動車への配車要請	○							
		<input type="checkbox"/> 島外への移送手段の確保								●
		<input type="checkbox"/> 避難港決定、報告	●	▲			▲			
		<input type="checkbox"/> 避難者リストの作成、共有	●	▲	▲	▲			▲	
		<input type="checkbox"/> 避難誘導者の配置	●	▲	▲	▲				
		<input type="checkbox"/> 引率者の選定	●							
		<input type="checkbox"/> 島内の避難誘導（乗船まで）	●	●	●	●				
		<input type="checkbox"/> 乗船リストの作成	●							
		<input type="checkbox"/> 島内残留者の確認	●		●	●				
		<input type="checkbox"/> 島内の避難完了の確認	●	●	●	●				
		<input type="checkbox"/> 避難先の決定								●
		<input type="checkbox"/> 避難先別の避難者振り分け	●							●
		避難行動要支援者（島内避難／島外避難）								
	<input type="checkbox"/> 島内避難／島外避難の決定	○	△	△	△	△			マ-63	
	<input type="checkbox"/> 島内避難／島外避難の決定の報告	○	△					△		
	<input type="checkbox"/> 島外への移送の要請（島外避難）	○ <sup>*1</sup>	△ <sup>*1</sup>					△ <sup>*1</sup>		
	<input type="checkbox"/> 島内の避難先の確保（島内避難）	○								
	<input type="checkbox"/> 島内関係機関への伝達	○								
	<input type="checkbox"/> 社会福祉施設等への伝達	○								
	<input type="checkbox"/> 避難行動要支援者・避難支援等関係者への伝達	○		○	○					
	<input type="checkbox"/> 避難者リスト（介添者を含む。）の作成、共有	○	△	△	△			△ <sup>*1</sup>		
	<input type="checkbox"/> 島内の移送経路・方法の検討	○	△			△				
	<input type="checkbox"/> 島外への移送の協議（島外避難）	○ <sup>*1</sup>	△ <sup>*1</sup>					○ <sup>*1</sup>		
	<input type="checkbox"/> 島内での避難支援	○	○	○	○					
	<input type="checkbox"/> 島内の避難状況の確認	○	○	○	○					
	来島者（島外避難） <sup>*2</sup>									
<input type="checkbox"/> 島外避難の決定	○	△	△	△	△			マ-65		
<input type="checkbox"/> 島外避難の決定の報告	○	△					△			
<input type="checkbox"/> 島内関係機関への伝達	○	○								
<input type="checkbox"/> 人数の把握	○									
<input type="checkbox"/> 島外避難の呼びかけ	○		△	△						
<input type="checkbox"/> 観光協会等への呼びかけの要請	○									
<input type="checkbox"/> 島外避難支援	○	△	△	△						
<input type="checkbox"/> 観光拠点の巡回	○									
継続対応	立入規制	<input type="checkbox"/> 現地情報の把握、共有	○	○	○	○	○	○	マ-58	
		<input type="checkbox"/> 立入規制の周知	○	△	△	△				
		<input type="checkbox"/> 立入許可申請の対応	○							
		<input type="checkbox"/> 立入者の把握、共有	○	△	△	△				
		<input type="checkbox"/> 規制箇所の巡回	○	○	○					

●：主体となる機関  
 ▲：①主体となる機関から協議、共有、報告・通知、要請を受ける機関  
 ②主体となる機関に協力をを行う機関  
 \*1：島外避難の場合のみ  
 \*2：来島者の避難は、一般住民が島外避難の場合には、一般住民の避難対応に準じる。  
 ※白抜き（○△）は、噴火警戒レベル4までに実施している項目である。  
 ※島外避難に関する島外関係機関の対応については、第6章を参照のこと。

3 各機関の対応

実施項目		町	支庁	警察署	消防本部/団	火山防災連絡事務所	都	掲載ページ		
噴火警報発表時対応	避難対応	<input type="checkbox"/> 避難者総数の把握、共有	○	△	△	△		マ-61		
		<input type="checkbox"/> 避難手順の確認	○	○	○	○			○	
		<input type="checkbox"/> 大島旅客自動車への配車要請	○							
		<input type="checkbox"/> 島外への移送手段の確保								●
		<input type="checkbox"/> 避難港決定、報告	●	▲			▲			
		<input type="checkbox"/> 避難者リストの作成、共有	●	▲	▲	▲			▲	
		<input type="checkbox"/> 避難誘導者の配置	●	▲	▲	▲				
		<input type="checkbox"/> 引率者の選定	●							
		<input type="checkbox"/> 島内の避難誘導（乗船まで）	●	●	●	●				
		<input type="checkbox"/> 乗船リストの作成	●							
		<input type="checkbox"/> 島内残留者の確認	●		●	●				
		<input type="checkbox"/> 島内の避難完了の確認	●	●	●	●				
		<input type="checkbox"/> 避難先の決定								●
		<input type="checkbox"/> 避難先別の避難者振り分け	●							●
		避難行動要支援者（島内避難／島外避難）								
	<input type="checkbox"/> 島内避難／島外避難の決定	○	△	△	△	△			マ-63	
	<input type="checkbox"/> 島内避難／島外避難の決定の報告	○	△					△		
	<input type="checkbox"/> 島外への移送の要請（島外避難）	○ <sup>*1</sup>	△ <sup>*1</sup>					△ <sup>*1</sup>		
	<input type="checkbox"/> 島内の避難先の確保（島内避難）	○								
	<input type="checkbox"/> 島内関係機関への伝達	○								
	<input type="checkbox"/> 社会福祉施設等への伝達	○								
	<input type="checkbox"/> 避難行動要支援者・避難支援等関係者への伝達	○		○	○					
	<input type="checkbox"/> 避難者リスト（介添者を含む。）の作成、共有	○	△	△	△			△ <sup>*1</sup>		
	<input type="checkbox"/> 島内の移送経路・方法の検討	○	△			△				
	<input type="checkbox"/> 島外への移送の協議（島外避難）	○ <sup>*1</sup>	△ <sup>*1</sup>					○ <sup>*1</sup>		
	<input type="checkbox"/> 島内での避難支援	○	○	○	○					
	<input type="checkbox"/> 島内の避難状況の確認	○	○	○	○					
	来島者（島外避難） <sup>*2</sup>									
	<input type="checkbox"/> 島外避難の決定	○	△	△	△	△			マ-66	
	<input type="checkbox"/> 島外避難の決定の報告	○	△					△		
	<input type="checkbox"/> 島内関係機関への伝達	○	○							
	<input type="checkbox"/> 人数の把握	○								
<input type="checkbox"/> 島外避難の呼びかけ	○		△	△						
<input type="checkbox"/> 観光協会等への呼びかけの要請	○									
<input type="checkbox"/> 島外避難支援	○	△	△	△						
<input type="checkbox"/> 観光拠点の巡回	○									
継続対応	立入規制	<input type="checkbox"/> 現地情報の把握、共有	○	○	○	○	○	○	マ-58	
		<input type="checkbox"/> 立入規制の周知	○	△	△	△				
		<input type="checkbox"/> 立入許可申請の対応	○							
		<input type="checkbox"/> 立入者の把握、共有	○	△	△	△				
		<input type="checkbox"/> 規制箇所の巡回	○	○	○					

●：主体となる機関  
 ▲：①主体となる機関から協議、共有、報告・通知、要請を受ける機関  
 ②主体となる機関に協力をを行う機関  
 \*1：島外避難の場合のみ  
 \*2：来島者の避難は、一般住民が島外避難の場合には、一般住民の避難対応に準じる。  
 ※白抜き（○△）は、噴火警戒レベル4までに実施している項目である。  
 ※島外避難に関する島外関係機関の対応については、第6章を参照のこと。

## 【附属資料編】

## 4 港・空港等

## (1) 港

## ア 港湾（避難港）

港名	区分	水深 (m)	延長 (m)	備考
元町港	岸壁	-7.5	300	5,000 t 級
	岸壁	-6.0	160	500 t 級
	物揚場	-3.0	50	小型船
岡田港	岸壁	-7.5	150	5,000 t 級
	岸壁	-6.5	125	4,000 t 級
	岸壁	-5.0	110	500 t 級
	岸壁	-4.5	45	500 t 級
波浮港	岸壁	-6.5	135	4,000 t 級
	物揚場	-3.0	757	小型船

平成29年4月1日現在

## イ 漁港

港名	区分	水深 (m)	延長 (m)	備考
泉津漁港	岸壁	-3.0	90	小型船
差木地漁港	岸壁	-3.0	111	小型船
野増漁港	岸壁	-3.0	140	小型船
元町漁港	岸壁	-3.0	187	小型船
岡田漁港	岸壁	-3.0	284	小型船

平成29年4月1日現在

## (2) 空港・ヘリポート

## ア 大島空港

基本施設	附帯施設
空港敷地面積62ha 滑走路1,800m×45m 駐機場13スポット	ターミナルビル 駐車場 (233台) [航空保安施設] 計器着陸誘導施設、対空通信施設、航空灯火施設、航空標識、自家用発電施設、消防車、医療用資器材

平成29年4月1日現在

## 【附属資料編】

## 4 港・空港等

## (1) 港

## ア 港湾（避難港）

港名	区分	水深 (m)	延長 (m)	備考
元町港	岸壁	-7.5	300	5,000 t 級
	岸壁	-6.0	160	500 t 級
	物揚場	-3.0	50	小型船
岡田港	岸壁	-7.5	150	5,000 t 級
	岸壁	-6.5	125	4,000 t 級
	岸壁	-5.0	110	500 t 級
	岸壁	-4.5	45	500 t 級
波浮港	岸壁	-6.5	135	4,000 t 級
	物揚場	-3.0	757	小型船

東京都地域防災計画震災編（令和元年修正）

## イ 漁港

港名	区分	水深 (m)	延長 (m)	備考
泉津漁港	岸壁	-3.0	90	小型船
差木地漁港	岸壁	-3.0	111	小型船
野増漁港	岸壁	-3.0	140	小型船
元町漁港	岸壁	-3.0	187	小型船
岡田漁港	岸壁	-3.0	284	小型船

東京都地域防災計画震災編（令和元年修正）

## (2) 空港・ヘリポート

## ア 大島空港

基本施設	附帯施設
空港敷地面積62ha 滑走路1,800m×45m 駐機場13スポット	ターミナルビル 駐車場 (233台) [航空保安施設] 計器着陸誘導施設、対空通信施設、航空灯火施設、航空標識、自家用発電施設、消防車、医療用資器材

東京都地域防災計画震災編（令和元年修正）

修正前（令和2年10月） 附-8

修正後（令和5年9月） 附-8

## 【附属資料編】

## 【附属資料編】

## 資料第3 東京港係留施設

## 資料第3 東京港係留施設

ふ頭名	水深	対象船舶 (DWT)	バース	
	(m)		数	延長 (m)
竹芝ふ頭	-7.5	5,000	3	465
日の出ふ頭	-6.7	3,000	6	564
芝浦ふ頭	-7.5	5,000	6	780
	-5.5	2,000	1	165
品川ふ頭	-8.0～	6,000～ 15,000	9	1,600
	-10.0			
晴海ふ頭	-10.0	20,000 GT	2	456
	-10.0	15,000	1	190
	-9.0	10,000	1	124
月島ふ頭	-7.5	5,000	2	266
大井コンテナふ頭	-15.0	50,000	7	2,354
大井水産物ふ頭	-12.0	30,000	2	450
大井食品ふ頭	-12.0	30,000	1	230
	-11.0	15,000	2	380
大井建材ふ頭	-5.0	1,000	4	280
10号地ふ頭	-7.5	5,000	11	1,500
	-5.0	1,000	13	920
フェリーふ頭	-7.5 ～-8.5	6,000 ～16,000 GT	4	876
10号地その1多目的ふ頭	-7.5	5,000 GT	1	180
お台場ライナーふ頭	-10.0	15,000	9	1,800
青海コンテナふ頭	-15.0	50,000	3	1,050
	-13.0	35,000	2	520
有明ふ頭	-5.0	1,000	10	750
若洲内貿ふ頭	-11.0	15,000	1	190
15号地木材ふ頭	-12.0	25,000	3	720
若洲建材ふ頭	-5.5	2,000	4	370
辰巳ふ頭	-5.0	1,000	13	1,040
城南島建設発生土ふ頭	-7.5	5,000	1	160
中央防波堤内側ばら物ふ頭	-12.0	30,000	1	240
中央防波堤内側内貿ふ頭	-9.0	12,000 GT	2	460
中央防波堤内側建設発生土ふ頭	-7.5	5,000	1	130
中央防波堤外側コンテナふ頭	-16.0	150,000	1	400
	-11.0	20,000	1	230

令和元年12月現在

ふ頭名	水深	対象船舶 (DWT)	バース	
	(m)		数	延長 (m)
竹芝ふ頭	-7.5	5,000	3	465
日の出ふ頭	-6.7	3,000	6	564
芝浦ふ頭	-7.5	5,000	6	780
	-5.5	2,000	1	165
品川ふ頭	-8.0～	6,000～ 15,000	9	1,600
	-10.0			
晴海ふ頭	-10.0	20,000 GT	2	456
	-10.0	15,000	1	190
	-9.0	10,000	1	124
月島ふ頭	-7.5	5,000	2	266
大井コンテナふ頭	-15.0	50,000	7	2,354
大井水産物ふ頭	-12.0	30,000	2	450
大井食品ふ頭	-12.0	30,000	1	230
	-11.0	15,000	2	380
大井建材ふ頭	-5.0	1,000	4	280
10号地ふ頭	-7.5	5,000	11	1,500
	-5.0	1,000	13	920
フェリーふ頭	-7.5 ～-8.5	6,000 ～16,000 GT	4	876
10号地その1多目的ふ頭	-7.5	5,000 GT	1	180
お台場ライナーふ頭	-10.0	15,000	9	1,800
青海コンテナふ頭	-15.0	50,000	3	1,050
	-13.0	35,000	2	520
有明ふ頭	-5.0	1,000	10	750
若洲内貿ふ頭	-11.0	15,000	1	190
15号地木材ふ頭	-12.0	25,000	3	720
若洲建材ふ頭	-5.5	2,000	4	370
辰巳ふ頭	-5.0	1,000	13	1,040
城南島建設発生土ふ頭	-7.5	5,000	1	160
中央防波堤内側ばら物ふ頭	-12.0	30,000	1	240
中央防波堤内側内貿ふ頭	-9.0	12,000 GT	2	460
中央防波堤内側建設発生土ふ頭	-7.5	5,000	1	130
中央防波堤外側コンテナふ頭	-16.0	150,000	1	400
	-11.0	20,000	1	230

東京都地域防災計画震災編（令和元年修正）

## 【附属資料編】

## 資料第4 移送手段

## 2 船舶

## (2) 第三管区海上保安本部

所 属	船 種	船 名	総トン数	全 長 (m)	幅 (m)	
東京海上保安部 (所在地) 東京都江東区青海 2-7-11 東京港湾合同庁舎 ☎03-5564-2021 ☎03-5564-4999	巡視艇	まつなみ	165	35	8.0	
		ゆりかぜ	23	20	4.3	
		はやかぜ				
		ゆめかぜ				
		いそぎく	26	20	4.5	
		やまぶき				
横浜海上保安部 (所在地) 横浜市中区新港 1-2-1 ☎045-671-4999 ☎045-671-0118	ヘリ搭載型 巡視船	あきつしま	6,500	150	17.0	
	巡視船	おおすみ	3,100	105	15.0	
		いず	1,500	110	15.0	
		ぶこう	1500	96	11.5	
	消防船	ひりゆう	280	35	12.2	
		巡視艇	はまなみ	110	35	6.3
			はまぐも			
			いそづき	64	27	5.6
		きりかぜ	23	20	4.3	
		はまかぜ	26	20	4.5	
		のげかぜ				
		やまゆり				
		しおかぜ	23	20	4.3	
たまかぜ		26	20	4.5		
下田海上保安部 (所在地) 静岡県下田市 3-18-23 ☎0558-23-0118 ☎0558-22-4999	巡視船	しきね	1300	89	11.0	
		かの	335	56	8.5	
	巡視艇	いずなみ	100	32	6.5	

令和元年12月現在

第三管区海上保安本部  
(所在地) 横浜市中区北仲通 5-57 横浜第二合同庁舎  
☎045-211-1118 (代表)  
☎045-211-0774 (運用司令センター)

## 【附属資料編】

## 資料第4 移送手段

## 2 船舶

## (2) 第三管区海上保安本部

所 属	船 種	船 名	総トン数	全 長 (m)	幅 (m)	
東京海上保安部 (所在地) 東京都江東区青海 2-7-11 東京港湾合同庁舎 ☎03-5564-2021 ☎03-5564-4999	巡視艇	まつなみ	165	35	8.0	
		ゆりかぜ	26	20	4.5	
		いそぎく				
		やまぶき				
		ゆめかぜ	23	20	4.3	
		はやかぜ	19	18	4.3	
横浜海上保安部 (所在地) 横浜市中区新港 1-2-1 ☎045-671-0118 ☎045-671-4999	ヘリ搭載型 巡視船	あきつしま	6,500	150	17.0	
	巡視船	さがみ	3,100	105	15.0	
		いず	3,500	110	15.0	
		ぶこう	1500	96	11.5	
	消防船	ひりゆう	280	35	12.2	
		巡視艇	はまなみ	110	35	6.3
			はまぐも			
			いそづき	64	27	5.6
		きりかぜ	26	20	4.5	
		のげかぜ				
やまゆり						
はまかぜ	23	20	4.3			
下田海上保安部 (所在地) 静岡県下田市 3-18-23 ☎0558-23-0118 ☎0558-22-4999	巡視船	しきね	1300	89	11.0	
		かの	335	56	8.5	
	巡視艇	いずなみ	100	32	6.5	

令和4年10月現在

第三管区海上保安本部  
(所在地) 横浜市中区北仲通 5-57 横浜第二合同庁舎  
☎045-211-1118 (代表)  
☎045-211-0774 (運用司令センター)



修正前（令和2年10月） 附-12

修正後（令和5年9月） 附-12

## (3) 海上自衛隊（横須賀）

船種	船名	基準排水量 (トン)	全長 (m)	最大幅 (m)	喫水 (m)
護衛艦	いずも	19,950	248.0	38.0	7.2
	きりしま	7,250	161.0	21.0	6.2
	てるづき	5,050	151.0	18.3	5.4
	たかなみ	4,650	151.0	17.4	5.3
	おおなみ				
	むらさめ	4,550	151.0	17.4	5.2
	いかづち				
	やまぎり	3,500	137.0	14.6	4.5
	ゆうぎり				
	あまぎり				
掃海母艦	うらが	5,650	141.0	22.0	5.4
掃海艦	あわじ	690	67.0	11.0	2.7
掃海艇	えのしま	570	60.0	10.1	2.4
	ちちじま				
	はつしま				
海洋観測艦	しょうなん	2,950	103.0	16.4	4.5
	にちなん	3,350	111.0	17.0	4.5
	わかさ	2,050	97.0	15.0	4.2
砕氷艦	しらせ	12,500	138.0	28.0	9.2
潜水艦救難母艦	ちよだ	5,600	128.0	20.0	4.6
試験艦	あすか	4,250	151.0	17.3	5.0
補給艦	ときわ	8,100	167.0	22.0	8.1
輸送艇	輸送艇2号	420	52.0	8.7	1.6
多用途支援艦	えんしゅう	980	65.0	12.0	3.5
特務艇	はしだて	400	62.0	9.4	2.0

令和元年12月現在

## (3) 海上自衛隊（横須賀）

船種	船名	基準排水量 (トン)	全長 (m)	最大幅 (m)	喫水 (m)
護衛艦	いずも	19,950	248.0	38.0	7.2
	まや	8,200	170.0	21.0	6.2
	きりしま	7,250	161.0	21.0	6.2
	てるづき	5,050	151.0	18.3	5.4
	たかなみ	4,650	151.0	17.4	5.3
	おおなみ				
	むらさめ	4,550	151.0	17.4	5.2
	いかづち				
	もがみ	3,900	133.0	16.3	4.7
	くまの				
	やまぎり	3,500	137.0	14.6	4.5
	ゆうぎり				
	あまぎり				
掃海母艦	うらが	5,650	141.0	22.0	5.4
掃海艦	あわじ	690	67.0	11.0	2.7
	ひらど				
掃海艇	えのしま	570	60.0	10.1	2.4
	ちちじま				
	はつしま				
海洋観測艦	しょうなん	2,950	103.0	16.4	4.5
	にちなん	3,350	111.0	17.0	4.5
	わかさ	2,050	97.0	15.0	4.2
砕氷艦	しらせ	12,500	138.0	28.0	9.2
潜水艦救難母艦	ちよだ	5,600	128.0	20.0	4.6
試験艦	あすか	4,250	151.0	17.3	5.0
補給艦	ときわ	8,100	167.0	22.0	8.1
輸送艇	輸送艇2号	420	52.0	8.7	1.6
多用途支援艦	えんしゅう	980	65.0	12.0	3.5
特務艇	はしだて	400	62.0	9.4	2.0

令和4年11月現在

## 3 航空機

## (1) 東京消防庁

機体名		ひばり	ゆりかもめ	こうのとり はくちょう	ちどり	かもめ つばめ おおたか
項目	型式	ユーロコプター式 AS332L1型	ユーロコプター式 EC225LP型	ユーロコプター式/ エアバスヘリコプター式 EC225LP型	アグスタエストラント式 AW139型	ユーロコプター式 AS365N3型
性能	全備重量	8,600kg	11,000kg	11,000kg	6,800kg	4,300kg
	巡航速度	252km/h	262km/h	262km/h	259km/h	269km/h
	航続時間	5時間54分	4時間33分	4時間37分	5時間13分	4時間06分
	航続距離	1,105km	937km	946km	1,061km	792km
	座席数 (乗員含む。)	23座席	23座席	22座席	16座席	14座席 (おおたか：13 席)
	エンジン	ターボメカ式 1,877馬力×2基	ターボメカ式 2,358馬力×2基	ターボメカ式 2,382馬力×2基	プラット・アンド・ ホイットニーカタ式 1,872馬力×2基	ターボメカ式 977馬力×2基
	使用燃料	航空用ジェットA-1				
装備品等	消火装置 (容量)	胴体下部取付式 2,000L	胴体下部取付式 2,500L		胴体下部取付式 1,893L	胴体下部取付式 900L
	ホイスト装置 (最大つり 上げ重量)	272kg				
	スリング (最大つり 下げ重量)	3,000kg	3,800kg		2,200kg	1,600kg

令和元年12月現在

## 3 航空機

## (1) 東京消防庁

機体名		ひばり	ゆりかもめ	こうのとり はくちょう	ちどり	かもめ つばめ おおたか
項目	型式	レオナルド式 AS332L1型	ユーロコプター式 EC225LP型	ユーロコプター式/ エアバスヘリコプター式 EC225LP型	アグスタエストラント式 AW139型	ユーロコプター式 AS365N3型
性能	全備重量	8,600kg	11,000kg	11,000kg	6,800kg	4,300kg
	巡航速度	235km/h	262km/h	262km/h	259km/h	269km/h
	航続時間	6時間11分	4時間33分	4時間37分	5時間13分	4時間06分
	航続距離	1,206km	937km	946km	1,061km	792km
	座席数 (乗員含む。)	21座席	23座席	22座席	16座席	14座席 (おおたか：13 席)
	エンジン	ゼネラル・エレクト リック式 2,104馬力×2基	ターボメカ式 2,358馬力×2基	ターボメカ式 2,382馬力×2基	プラット・アンド・ ホイットニーカタ式 1,872馬力×2基	ターボメカ式 977馬力×2基
	使用燃料	航空用ジェットA-1				
装備品等	消火装置 (容量)	胴体下部吊下げ式 2,000L	胴体下部取付式 2,500L		胴体下部取付式 1,893L	胴体下部取付式 900L
	ホイスト装置 (最大つり 上げ重量)	272kg				
	スリング (最大つり 下げ重量)	2,800kg	3,800kg		2,200kg	1,600kg

令和4年11月現在

(2) 警視庁

区分	はやぶさ				おおとり								おおぞら		
	1号	2号	3号	4号	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	1号	2号	
巡航速度	280 km/h	257 km/h	280 km/h	285 km/h	271 km/h	290 km/h			271 km/h	290 km/h	226 km/h			272 km/h	
航続時間	3:00	3:30	3:00	3:00	4:30	5:10			4:30	5:10	3:30			4:00	
有効搭載量	1019 kg	1012 kg	1019 kg	855 kg	1642 kg	2132 kg			1642 kg	2132 kg	1801 kg	1815 kg	未定	4218 kg	
座席数	8席	8席			14席		17席	14席		13席			21席		
離着陸面積	江東飛行センター（駐機スポット38）				立川飛行センター100m×60m（駐機スポット10）										
使用燃料	航空用ジェットA-1														
耐風性	15.3 m/s	15.3 m/s		18 m/s	23 m/s			18 m/s	23 m/s	18 m/s			未定	18 m/s	
最小視程	通常は5km以上、緊急時は1.5km以上														
最低雲高	300m以上														
夜間飛行	法に定められた地上設備を有する場所であれば離着陸可能														
山間部飛行	視程、風速等気象上の制約がなければ上昇性能、停止飛行可能範囲で可能														
テレビカメラ搭載装置	○				—	○		—							
救助用吊上装置	—	230kg	—	272kg											
吊下装置（カーゴフック）	—	1300kg	—	1000kg	1600kg	—	2200kg	—						3600kg	
担架装置（リッターキット）	—	1人	—	1人	—		1人	—						3人	
投光機（サーチライト）	○	○								—					○
拡声器（スピーカー）	○	○				—						○			
地震判読システム搭載用装置	○	—	○	—	○	—	○	—							
備考	1 飛行速度、航続時間、搭載量等の性能は、各項目単独の性能であり、燃料や積載重量、外気温度等により飛行性能は制限される。 2 性能はいずれも標準大気15℃を基準としており、温度が上昇すれば効率は低下する。														

令和元年12月現在

(2) 警視庁

区分	はやぶさ				おおとり								おおぞら		
	1号	2号	3号	4号	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	1号	2号	
巡航速度	280 km/h	257 km/h	280 km/h	285 km/h	271 km/h	290 km/h			271 km/h	290 km/h	226 km/h			262 km/h	240 km/h
航続時間	3:00	3:10	3:00	3:10	3:55	4:15			3:55	4:10	4:20			4:55	4:40
有効搭載量	1,019 kg	1,012 kg	1,019 kg	855 kg	1,712 kg	2,132 kg			1,667 kg	1,846 kg	1,801 kg	1,870 kg	2,666 kg	4,097 kg	
座席数	8席				14席		17席	14席		13席			22席		
離着陸面積	江東飛行センター（駐機スポット38）				立川飛行センター100m×60m（駐機スポット10）										
使用燃料	航空用ジェットA-1														
耐風性	20 m/s	26 m/s	20 m/s	18 m/s	26 m/s			18 m/s	25 m/s	18 m/s		35 m/s	28 m/s		
最小視程	通常は5km以上、緊急時は1.5km以上														
最低雲高	300m以上														
夜間飛行	法に定められた地上設備を有する場所であれば離着陸可能														
山間部飛行	視程、風速等気象上の制約がなければ上昇性能、停止飛行可能範囲で可能														
テレビカメラ搭載装置	○				—	○		—							
救助用吊上装置	—	230kg	—	272kg										272kg	
吊上装置（カーゴフック）	—	1,300kg	—	1,000kg	1,600kg	—	2,200kg	—						3,800kg	
担架装置（リッターキット）	—	1人	—	1人	—		1人	—						3人	
投光機（サーチライト）	○														
拡声器（スピーカー）	○				—						○		○		
地震判読システム搭載用装置	—				○	—		○	—						
備考	1 飛行速度、航続時間、搭載量等の性能は、各項目単独の性能であり、燃料や積載重量、外気温度等により飛行性能は制限される。 2 性能はいずれも標準大気15℃を基準としており、温度が上昇すれば効率は低下する。														

令和5年4月現在

（3）第三管区海上保安本部

（3）第三管区海上保安本部

ア 機種・型式

ア 機種・型式

所 属	機 種	機番号	型 式 (略 称)
羽田航空基地 (所在地) 東京都大田区 羽田空港1-12-1 ☎ 03-3747-1118	中型回転翼航空機	MH 691	ユーロコプター式 EC225LP型 (スーパーピューマ225)
		MH 692	
		MH 689	
		MH 690	
巡視船「あきつしま」搭載機			
巡視船「おおすみ」搭載機	中型回転翼航空機	MH912	シコルスキー式 S-76D型 (シコルスキー76D)

所 属	機 種	機番号	型 式 (略 称)
羽田航空基地 (所在地) 東京都大田区 羽田空港1-12-1 ☎ 03-3747-1118	中型回転翼航空機	MH 691	エアバス・ヘリコプターズ 式 EC225LP型 (スーパーピューマ225)
		MH 692	
		MH 689	
		MH 690	
巡視船「あきつしま」搭載機			
巡視船「さがみ」搭載機	中型回転翼航空機	MH912	シコルスキー式 S-76D型 (シコルスキー76D)

イ 性能

イ 性能

区 分	巡行速度 (kt)	搭載能力			使用 燃 料	
		人	物 資 (Kg)	物資最大容積 高さ×幅×奥行き (cm)		
回 転 翼	スーパーピューマ 225	150	21	1355	129×119×168	ジェットA-1
	シコルスキー76D	145	14	235	125×70×175	ジェットA-1

区 分	巡行速度 (kt)	搭載能力			使用 燃 料	
		人	物 資 (Kg)	物資最大容積 高さ×幅×奥行き (cm)		
回 転 翼	スーパーピューマ 225	150	21	1355	129×119×168	ジェットA-1
	シコルスキー76D	145	14	96	125×70×175	ジェットA-1

- ※1 搭載能力は、人又は物資のいずれか一つの場合の基準を示す。
- ※2 物資最大容積は、航空機に搬入可能な1個あたりの最大容積をいう。
- ※3 気象状況、飛行距離、高度、物資の形状等によっては、基準以下となる。
- ※4 搭載能力の人は、乗組員を含めた人数を示す。

- ※1 搭載能力は、人又は物資のいずれか一つの場合の基準を示す。
- ※2 物資最大容積は、航空機に搬入可能な1個あたりの最大容積をいう。
- ※3 気象状況、飛行距離、高度、物資の形状等によっては、基準以下となる。
- ※4 搭載能力の人は、乗組員を含めた人数を示す。

令和元年12月現在

令和4年10月現在

(4) 陸上自衛隊・航空自衛隊

機 能 機 種	性 能					飛行制限		装 備 部 隊	
	巡航速度 km/h	航続時間 h 又は航続距 Km	搭載能力: 人 (物資:kg)	離着陸場所 要面積 長さ×巾m	使用燃料	最小視程 km	最低雲高 m		
回転翼機 (ヘリコプター)	UH1H (中型ヘリ)	215	420Km	2+11	40×40	JP-4	5.0 VMC基準	300 VMC基準	陸 上 自 衛 隊
	UH1J (中型ヘリ)	216	370Km	2+11	40×40	〃	〃	〃	
	CH47J (大型ヘリ)	267	537Km	3+55	100×100	〃	〃	〃	
	CH47JA (大型ヘリ)	257	1,037Km	3+55	100×100	〃	〃	〃	
	CH-47 (大 型)	270	2.0km	48	100×100	JP-4A	〃	〃	
	CH47J (大型ヘリ)	257	1,111Km	3+55	100×100	〃	〃	〃	航 空 自 衛 隊
	UH-60J (中 型)	243	463Km	2+0	100×100	〃	〃	〃	

令和2年1月現在

(4) 陸上自衛隊・航空自衛隊

機 能 機 種	性 能					飛行制限		装 備 部 隊	
	巡航速度 km/h	航続時間 h 又は航続距 Km	搭載能力: 人 (物資:kg)	離着陸場所 要面積 長さ×巾m	使用燃料	最小視程 km	最低雲高 m		
回転翼機 (ヘリコプター)	UH1H (中型ヘリ)	215	420Km	2+11	40×40	JP-4	5.0 VMC基準	300 VMC基準	陸 上 自 衛 隊
	UH1J (中型ヘリ)	216	370Km	2+11	40×40	〃	〃	〃	
	CH47J (大型ヘリ)	267	537Km	3+55	100×100	〃	〃	〃	
	CH47JA (大型ヘリ)	257	1,037Km	3+55	100×100	〃	〃	〃	
	CH-47 (大 型)	270	2.0km	48	100×100	JP-4A	〃	〃	
	CH47J (大型ヘリ)	257	1,111Km	3+55	100×100	Jet A-1+	〃	〃	航 空 自 衛 隊
	UH-60J (中 型)	243	463Km	2+0	100×100	〃	〃	〃	

令和5年9月現在

## 資料第5 関係機関連絡先

## 1 官公署

名称	所在地	電話
大島町役場	元町1-1-14	2-1441
泉津出張所	泉津字川之原15	2-8523
岡田出張所	岡田字助田64-1	2-8121
北の山出張所	元町字佐吾右衛門野地7-4	2-3525
野増出張所	野増字大宮	2-2378
差木地出張所	差木地字カミワケ179	4-0441
波浮港出張所	波浮港6	4-0444
大島町消防本部	元町北の山270-2	2-0119
東京都大島支庁	元町字オンダシ222-1	2-4411
大島港湾空港管理事務所	元町字北の山270	2-1400
教育庁大島出張所	元町字オンダシ222-1	2-4451
島しょ保健所大島出張所	元町字馬の背275-4	2-1436
東京都漁業用海岸局 (島しょ農林水産総合センター八丈事業所内)	八丈町三根4222-1	04996-2-0808
大島警察署	元町1-15-16	2-0110
気象庁伊豆大島火山防災連絡事務所	元町1-1-14	2-1166
環境省関東地方環境事務所伊豆諸島自然保護官事務所	元町字家の上445-9	2-7115

## 資料第5 関係機関連絡先

## 1 官公署

名称	所在地	電話
大島町役場	元町1-1-14	2-1441
泉津出張所	泉津字川之原15	2-8523
岡田出張所	岡田字助田64-1	2-8121
北の山出張所	元町字佐吾右衛門野地7-4	2-3525
野増出張所	野増字大宮	2-2378
差木地出張所	差木地字カミワケ179	4-0441
波浮港出張所	波浮港6	4-0444
大島町消防本部	元町北の山270-2	2-0119
東京都大島支庁	元町字赤禿90-14	2-4411
大島港湾空港管理事務所	元町字北の山270	2-1400
教育庁大島出張所	元町字赤禿90-14	2-4451
島しょ保健所大島出張所	元町字馬の背275-4	2-1436
東京都漁業用海岸局 (島しょ農林水産総合センター八丈事業所内)	八丈町三根4222-1	04996-2-0808
大島警察署	元町1-15-16	2-0110
気象庁伊豆大島火山防災連絡事務所	元町1-1-14	2-1166
環境省関東地方環境事務所伊豆諸島自然保護官事務所	元町字家の上445-9	2-7115

## 資料第7 広報文例・表示板等例

## 1 広報文例

## (3) 避難準備・高齢者等避難開始

- ・こちらは防災おおしまです。
- ・町役場から火山活動に伴う避難準備・高齢者等避難開始についてお知らせします。
- ・本日、気象庁から噴火警報が発表され、噴火警戒レベルが[ ]から[ ]に引き上げられました。
- ・このため、[ 対象範囲 ]に避難準備・高齢者等避難開始を発令しました。  
[ 対象範囲 ]の住民の皆さんは、いつでも避難できるよう避難準備を進めてください。
- ・避難行動要支援者の皆さんは、[ 避難所名 ]に避難を開始してください。
- ・来島者の皆さんは、島外への退避をお願いします。
- ・避難の準備として、避難場所の確認、非常用持ち出し品の確保、家族との連絡先の確認などを行ってください。
- ・避難支援者の方は、避難の支援をお願いします。
- ・避難対象地域以外でも、町の広報や報道機関などによる火山活動の状況や火山情報に注意し、身の安全に心がけてください。

- ・ This is an announcement from the Oshima Town Office.
- ・ We will announce the state of volcanic activity at Oshima-volcano.
- ・ Today, the Japan Meteorological Agency announced a volcanic warning and the volcanic alert level was raised from [ ] to [ ] so, the Town Office issued “evacuation preparation” and “evacuation of elderly and others that need assistance”.
- ・ Residents of [target area] should proceed evacuation preparation so that you can evacuate at any time.
- ・ For people requiring special help, please start evacuating to [evacuation shelter name].
- ・ Visitors should evacuate from Oshima Island.
- ・ As preparation for evacuation, please confirm the evacuation shelter, secure emergency items to take, and confirm the contact details of family members.
- ・ For evacuation supporters, please start supporting evacuation.
- ・ Those people outside the selected evacuation area, as well, should pay attention to volcanic information issued by the Japan Meteorological Agency, and secure your own safety and security.

## 資料第7 広報文例・表示板等例

## 1 広報文例

## (3) 高齢者等避難

- ・こちらは防災おおしまです。
- ・町役場から火山活動に伴う高齢者等避難についてお知らせします。
- ・本日、気象庁から噴火警報が発表され、噴火警戒レベルが[ ]から[ ]に引き上げられました。
- ・このため、[ 対象範囲 ]に高齢者等避難を発令しました。  
[ 対象範囲 ]の住民の皆さんは、いつでも避難できるよう避難準備を進めてください。
- ・避難行動要支援者の皆さんは、[ 避難所名 ]に避難を開始してください。
- ・来島者の皆さんは、島外への退避をお願いします。
- ・避難の準備として、避難場所の確認、非常用持ち出し品の確保、家族との連絡先の確認などを行ってください。
- ・避難支援者の方は、避難の支援をお願いします。
- ・避難対象地域以外でも、町の広報や報道機関などによる火山活動の状況や火山情報に注意し、身の安全に心がけてください。

- ・ This is an announcement from the Oshima Town Office.
- ・ We will announce the state of volcanic activity at Oshima-volcano.
- ・ Today, the Japan Meteorological Agency announced a volcanic warning and the volcanic alert level was raised from [ ] to [ ] so, the Town Office issued “evacuation of elderly and others that need assistance”.
- ・ Residents of [target area] should proceed evacuation preparation so that you can evacuate at any time.
- ・ For people requiring special help, please start evacuating to [evacuation shelter name].
- ・ Visitors should evacuate from Oshima Island.
- ・ As preparation for evacuation, please confirm the evacuation shelter, secure emergency items to take, and confirm the contact details of family members.
- ・ For evacuation supporters, please start supporting evacuation.
- ・ Those people outside the selected evacuation area, as well, should pay attention to volcanic information issued by the Japan Meteorological Agency, and secure your own safety and security.

修正前（令和2年10月） 附-26	修正後（令和5年9月） 附-26
<p>1 広報文例</p> <p>(4) 島内避難</p> <div data-bbox="261 231 1389 772" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・こちらは防災おおしまです。</li> <li>・町役場から火山活動に伴う[避難勧告/指示]についてお知らせします。</li> <li>・本日、気象庁から噴火警報が発表され、噴火警戒レベルが[ ]から[ ]に引き上げられました。</li> <li>・このため、[ 対象範囲 ]に[避難勧告/指示]を発令しました。</li> <li>・[ 対象範囲 ]の住民の皆さんは、自主防災組織の班ごとに集合し、徒歩で[ 避難場所の名称 ]に避難してください。</li> <li>・[ 避難場所の名称 ]から、バスで[ 避難先 ]に避難を行います。</li> <li>・避難にあたっては、原則として自動車の使用を禁止します。</li> <li>・避難に際しては、町、警察、消防、自主防災組織の役員等の指示に従ってください。</li> <li>・避難対象地域以外でも、町の広報や報道機関などによる火山活動の状況や火山情報に注意し、身の安全に心がけてください。</li> </ul> </div> <div data-bbox="261 823 1389 1402" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ This is an announcement from the Oshima Town Office.</li> <li>・ We will announce the state of volcanic activity at Oshima-volcano.</li> <li>・ Today, the Japan Meteorological Agency announced a volcanic warning and the volcanic alert level was raised from [ ] to [ ], so Town Office issued “<u>evacuation recommendation/order</u>” to [target area].</li> <li>・ Residents of [target area] should gather at their group of independent anti-disaster organization and evacuate to [evacuation site name] on foot.</li> <li>・ We will evacuate to [designated evacuation site name] by the Oshima Town bus.</li> <li>・ It is prohibited to use automobile for evacuation.</li> <li>・ When evacuating, please follow the instruction of the town, police, firefighters, officials of independent anti-disaster organization etc.</li> <li>・ Those people outside the selected evacuation area, as well, should pay attention to volcanic warning issued by the Japan Meteorological Agency, and secure your own safety and security.</li> </ul> </div>	<p>1 広報文例</p> <p>(4) 島内避難</p> <div data-bbox="1567 231 2694 772" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・こちらは防災おおしまです。</li> <li>・町役場から火山活動に伴う[避難指示]についてお知らせします。</li> <li>・本日、気象庁から噴火警報が発表され、噴火警戒レベルが[ ]から[ ]に引き上げられました。</li> <li>・このため、[ 対象範囲 ]に[避難指示]を発令しました。</li> <li>・[ 対象範囲 ]の住民の皆さんは、自主防災組織の班ごとに集合し、徒歩で[ 避難場所の名称 ]に避難してください。</li> <li>・[ 避難場所の名称 ]から、バスで[ 避難先 ]に避難を行います。</li> <li>・避難にあたっては、原則として自動車の使用を禁止します。</li> <li>・避難に際しては、町、警察、消防、自主防災組織の役員等の指示に従ってください。</li> <li>・避難対象地域以外でも、町の広報や報道機関などによる火山活動の状況や火山情報に注意し、身の安全に心がけてください。</li> </ul> </div> <div data-bbox="1567 823 2694 1402" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ This is an announcement from the Oshima Town Office.</li> <li>・ We will announce the state of volcanic activity at Oshima-volcano.</li> <li>・ Today, the Japan Meteorological Agency announced a volcanic warning and the volcanic alert level was raised from [ ] to [ ], so Town Office issued “<b>evacuation order</b>” to [target area].</li> <li>・ Residents of [target area] should gather at their group of independent anti-disaster organization and evacuate to [evacuation site name] on foot.</li> <li>・ We will evacuate to [designated evacuation site name] by the Oshima Town bus.</li> <li>・ It is prohibited to use automobile for evacuation.</li> <li>・ When evacuating, please follow the instruction of the town, police, firefighters, officials of independent anti-disaster organization etc.</li> <li>・ Those people outside the selected evacuation area, as well, should pay attention to volcanic warning issued by the Japan Meteorological Agency, and secure your own safety and security.</li> </ul> </div>



資料第8 火山防災に関する情報

1 気象庁が発表する情報

(1) 噴火警報・予報

噴火警報・予報は、噴火災害軽減のため、全国の活火山を対象として、観測・監視・評価の結果に基づき発表されている。

噴火警報は、生命に危険を及ぼす火山現象（大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流など、発生から短時間で火口周辺や居住地域に到達し、避難までの時間的猶予がほとんどない現象）の発生やその拡大が予想される場合に「警戒が必要な範囲」（生命に危険を及ぼす範囲）を明示して発表される。「警戒が必要な範囲」が火口周辺に限られる場合は「噴火警報（火口周辺）」（または「火口周辺警報」）、「警戒が必要な範囲」が居住地域まで及ぶ場合は「噴火警報（居住地域）」（または「噴火警報」）として発表され、海底火山については「噴火警報（周辺海域）」として発表される。

これらの噴火警報は、報道機関、都道府県などの関係機関に通知されるとともに直ちに住民等に周知される。噴火警報を解除する場合等には、「噴火予報」が発表される。なお、「噴火警報（居住地域）」は、特別警報に位置付けられている。

(2) 噴火警戒レベル

噴火警戒レベルは、火山活動の状況に応じて「警戒が必要な範囲」と防災機関や住民等の「とるべき防災対応」を、「避難」「避難準備」「入山規制」「火口周辺規制」「活火山であることに留意」のキーワードを付して5段階に区分した指標である。火山防災協議会での共同検討の結果、火山活動の状況に応じた避難開始時期・避難対象地域が設定され、噴火警戒レベルに応じた「警戒が必要な範囲」と「とるべき防災対応」が市町村・都道府県の「地域防災計画」に定められた火山で、噴火警戒レベルは運用が開始（導入）される。

噴火警戒レベルが運用されている火山では、火山防災協議会で合意された避難計画等に基づき、気象庁は、「警戒が必要な範囲」を明示し、噴火警戒レベルを付して噴火警報・予報を発表し、市町村等の防災機関は、入山規制や避難勧告等の防災対応をとる。

種別	名称	対象範囲	レベルとキーワード		説明		
			火山活動の状況	住民等の行動	登山者・入山者への対応		
特別警報	噴火警報 (居住地域) 又は 噴火警報	居住地域 及び それより 火口側	レベル5 避難	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生。あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難が必要（状況に応じて対象地域や方法を判断）。		
			レベル4 避難準備	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まってきている）。	警戒が必要な居住地域での避難の準備、高齢者等の避難が必要（状況に応じて対象地域を判断）。		
警報	噴火警報 (火口周辺) 又は 火口周辺警報	火口から 居住地域 近くまで  火口周辺	レベル3 入山規制	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生。あるいは発生すると予想される。	通常の生活（今後の火山活動の推移に注意。入山規制）。状況に応じて要配慮者の避難準備等。	登山禁止・入山規制等、危険な地域への立入規制等（状況に応じて規制範囲を判断）。	
			レベル2 火口周辺規制	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生。あるいは発生すると予想される。	通常の生活。	火口周辺への立入規制等（状況に応じて火口周辺の規制範囲を判断）。	
予報	噴火予報	火口内等	レベル1 活火山であることに留意	火山活動は静穏。火山活動の状況によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）。	通常の生活。	特になし（状況に応じて火口内への立入規制等）。	

(出典：気象庁ホームページ)

資料第8 火山防災に関する情報

1 気象庁が発表する情報

(1) 噴火警報・予報

噴火警報・予報は、噴火災害軽減のため、全国の活火山を対象として、観測・監視・評価の結果に基づき発表されている。

噴火警報は、**噴火に伴って**、生命に危険を及ぼす火山現象（大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流など、発生から短時間で火口周辺や居住地域に到達し、避難までの時間的猶予がほとんどない現象）の発生やその**危険が及ぶ範囲**の拡大が予想される場合に「警戒が必要な範囲」（生命に危険を及ぼす範囲）を明示して発表される。「警戒が必要な範囲」が火口周辺に限られる場合は「噴火警報（火口周辺）」（または「火口周辺警報」）、「警戒が必要な範囲」が居住地域まで及ぶ場合は「噴火警報（居住地域）」（または「噴火警報」）として発表され、海底火山については「噴火警報（周辺海域）」として発表される。

これらの噴火警報は、報道機関、都道府県などの関係機関に通知されるとともに直ちに住民等に周知される。**火山活動の状況が静穏である場合、あるいは火山活動の状況が噴火警報には及ばない程度と予想される場合には**「噴火予報」が発表される。なお、「噴火警報（居住地域）」は、特別警報に位置付けられている。

(2) 噴火警戒レベル

噴火警戒レベルは、火山活動の状況に応じて「警戒が必要な範囲」と防災機関や住民等の「とるべき防災対応」を、「避難」「**高齢者等避難**」「入山規制」「火口周辺規制」「活火山であることに留意」のキーワードを付して5段階に区分した指標である。火山防災協議会での共同検討の結果、火山活動の状況に応じた避難開始時期・避難対象地域が設定され、噴火警戒レベルに応じた「警戒が必要な範囲」と「とるべき防災対応」が市町村・都道府県の「地域防災計画」に定められた火山で、噴火警戒レベルは運用が開始（導入）される。

噴火警戒レベルが運用されている火山では、火山防災協議会で合意された**避難開始時期・避難対象地域の設定**に基づき、気象庁は、「警戒が必要な範囲」を明示し、噴火警戒レベルを付して噴火警報・予報を発表し、市町村等の防災機関は、入山規制や**避難指示**等の防災対応をとる。

種別	名称	対象範囲	噴火警戒レベルとキーワード		説明		
			火山活動の状況	住民等の行動	登山者・入山者への対応		
特別警報	噴火警報 (居住地域) 又は 噴火警報	居住地域 及び それより 火口側	レベル5 避難	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生。あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難が必要（状況に応じて対象地域や方法を判断）。		
			レベル4 <b>高齢者等避難</b>	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まってきている）。	警戒が必要な居住地域での高齢者等の要配慮者の避難。住居の避難の準備等が必要（状況に応じて対象地域を判断）。		
警報	噴火警報 (火口周辺) 又は 火口周辺警報	火口から 居住地域 近くまで  火口周辺	レベル3 入山規制	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生。あるいは発生すると予想される。	通常の生活（今後の火山活動の推移に注意。入山規制）。状況に応じて要配慮者の避難の準備等。	登山禁止・入山規制等、危険な地域への立入規制等（状況に応じて規制範囲を判断）。	
			レベル2 火口周辺規制	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生。あるいは発生すると予想される。	通常の生活。（状況に応じて火山活動に関する情報収集、避難手段の確認、防災訓練への参加等）。	火口周辺への立入規制等（状況に応じて火口周辺の規制範囲を判断）。	
予報	噴火予報	火口内等	レベル1 活火山であることに留意	火山活動は静穏。火山活動の状況によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）。	通常の生活。	特になし（状況に応じて火口内への立入規制等）。	

(出典：気象庁ホームページ)

修正前（令和2年10月） 附-34	修正後（令和5年9月） 附-34
<p><b>(3) 噴火速報</b></p> <p>噴火速報は、登山者や周辺住民に噴火の発生をいち早く知らせ、直ちに身を守る行動をとることを促すための情報。以下の場合に発表する。</p> <p>① 噴火警報が発表されていない常時観測火山において、噴火が発生した場合</p> <p>② 噴火警報が発表されている常時観測火山(※1)において、噴火警戒レベルの引き上げや警戒が必要な範囲の拡大を検討する規模の噴火が発生した場合(※2)</p> <p>③ このほか、社会的に影響が大きく、噴火の発生を速やかに伝える必要があると判断した場合</p> <p>※1 気象庁が火山活動を24時間体制で常時観測・監視している火山であり、伊豆諸島の火山では、伊豆大島、新島、神津島、三宅島、八丈島、青ヶ島が該当する。</p> <p>※2 噴火の規模が確認できない場合は発表する。</p> <p>噴火の発生の確認にあたっては、気象庁が監視に活用しているデータだけでなく、関係機関からの通報等も活用する。</p> <p>また、噴火速報の発表の有無に関わらず、噴火が発生した場合は、その状況を「火山の状況に関する解説情報」で速やかにお知らせする。なお、普段から噴火している火山において、普段と同じ規模の噴火が発生した場合は、同情報によりその状況を定期的にお知らせする。</p> <p>なお、噴火速報は、気象庁ホームページのほか、テレビやラジオ、携帯端末で知ることが出来る。</p> <p style="text-align: center;">＜噴火速報の情報の例＞</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <p>火山名 ○○山 噴火速報 令和△△年△△月△△日△△時△△分 気象庁地震火山部発表 **（見出し）** ＜○○山で噴火が発生＞</p> <p>**（本文）** ○○山で、令和△△年△△月△△日△△時△△分頃、噴火が発生しました。</p> </div> <p><b>(4) 降灰予報</b></p> <p>降灰予報は、噴火後に、どこに、どれだけの量の火山灰が降るかについて、火山活動が活発化した場合に定期的に発表される「降灰予報（定時）」、噴火後すぐ降り始める火山灰や小さな噴石への対応行動をとれるようにするために発表される「降灰予報（速報）」、火山から離れた地域も含め降灰量に応じた適切な対応行動をとれるようにするために発表される「降灰予報（詳細）」の3種類が発表される。</p> <p>《情報発表の流れ》</p> <p>① 降灰予報（定時）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>噴火警報発表中の火山で、噴火により人々の生活に影響を及ぼす降灰が予想される場合に、定期的（3時間毎）に発表される。</li> <li>18時間先（3時間区切り）までに噴火した場合に予想される降灰範囲や小さな噴石の落下範囲が提供される。</li> </ul> <p>② 降灰予報（速報）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>噴火の発生を通報する「噴火に関する火山観測報」を受けて発表される。</li> <li>降灰予報（定時）を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予測された場合に発表される。</li> <li>降灰予報（定時）が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表される。</li> <li>事前計算された降灰予報結果*から適切なものを抽出することで、噴火後速やかに（5～10分程度で）発表される。</li> <li>噴火発生から1時間以内に予想される降灰量分布や小さな噴石の落下範囲が提供される。</li> </ul> <p>※降灰予測計算には時間がかかるため、噴火発生後に計算を開始したのでは、噴火後すぐに降り始める火山灰や小さな噴石への対応に間に合わない。そこであらかじめ、噴火時刻や噴火規模（噴煙高）について複数のパターンで降灰予測計算を行い、計算結果を蓄積しておく。</p>	<p><b>(3) 噴火速報</b></p> <p>噴火速報は、登山者や周辺住民に噴火の発生をいち早く知らせ、直ちに身を守る行動をとることを促すための情報。以下の場合に発表する。</p> <p>① 噴火警報が発表されていない常時観測火山(※1)において、噴火が発生した場合</p> <p>② 噴火警報が発表されている常時観測火山において、噴火警戒レベルの引き上げや警戒が必要な範囲の拡大を検討する規模の噴火が発生した場合(※2)</p> <p>③ このほか、社会的に影響が大きく、噴火の発生を速やかに伝える必要があると判断した場合</p> <p>※1 気象庁が火山活動を24時間体制で常時観測・監視している火山であり、伊豆諸島の火山では、伊豆大島、新島、神津島、三宅島、八丈島、青ヶ島が該当する。</p> <p>※2 噴火の規模が確認できない場合は発表する。</p> <p>噴火の発生の確認にあたっては、気象庁が監視に活用しているデータだけでなく、関係機関からの通報等も活用する。</p> <p>また、噴火速報の発表の有無に関わらず、噴火が発生した場合は、その状況を「火山の状況に関する解説情報」で速やかにお知らせする。なお、普段から噴火している火山において、普段と同じ規模の噴火が発生した場合は、同情報によりその状況を定期的にお知らせする。</p> <p>なお、噴火速報は、気象庁ホームページのほか、テレビやラジオ、携帯端末で知ることが出来る。</p> <p style="text-align: center;">＜噴火速報の情報の例＞</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <p>火山名 ○○山 噴火速報 令和△△年△△月△△日△△時△△分 気象庁地震火山部発表 **（見出し）** ＜○○山で噴火が発生＞</p> <p>**（本文）** ○○山で、令和△△年△△月△△日△△時△△分頃、噴火が発生しました。</p> </div> <p><b>(4) 降灰予報</b></p> <p>降灰予報は、噴火後に、どこに、どれだけの量の火山灰が降るかについて、火山活動が活発化した場合に定期的に発表される「降灰予報（定時）」、噴火後すぐ降り始める火山灰や小さな噴石への対応行動をとれるようにするために発表される「降灰予報（速報）」、火山から離れた地域も含め降灰量に応じた適切な対応行動をとれるようにするために発表される「降灰予報（詳細）」の3種類が発表される。</p> <p>《情報発表の流れ》</p> <p>① 降灰予報（定時）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>噴火警報発表中の火山で、噴火により人々の生活に影響を及ぼす降灰が予想される場合に、定期的（3時間毎）に発表される。</li> <li>18時間先（3時間区切り）までに噴火した場合に予想される降灰範囲や小さな噴石の落下範囲が提供される。</li> </ul> <p>② 降灰予報（速報）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>噴火の発生を通報する「噴火に関する火山観測報」を受けて発表される。</li> <li>降灰予報（定時）を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予測された場合に発表される。</li> <li>降灰予報（定時）が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表される。</li> <li>事前計算された降灰予報結果*から適切なものを抽出することで、噴火後速やかに（5～10分程度で）発表される。</li> <li>噴火発生から1時間以内に予想される降灰量分布や小さな噴石の落下範囲が提供される。</li> </ul> <p>※降灰予測計算には時間がかかるため、噴火発生後に計算を開始したのでは、噴火後すぐに降り始める火山灰や小さな噴石への対応に間に合わない。そこであらかじめ、噴火時刻や噴火規模（噴煙高）について複数のパターンで降灰予測計算を行い、計算結果を蓄積しておく。</p>

修正前（令和2年10月） 附-37		修正後（令和5年9月） 附-37	
<b>(6) その他の情報等</b>		<b>(6) その他の情報等</b>	
情報名	概要	情報名	概要
火山の状況に関する解説情報	噴火警戒レベルの引き上げ基準に現状達していないが、噴火警戒レベルを引き上げる可能性があるとして判断した場合、または判断に迷う場合に、「火山の状況に関する解説情報（臨時）」を <u>発表</u> する。 また、現時点では、噴火警戒レベルを引き上げる可能性は低いと判断した場合、火山活動に変化がみられるなど、火山活動の状況を伝える必要があると判断した場合には、「火山の状況に関する解説情報」を適時発表する。	火山の状況に関する解説情報	噴火警戒レベルの引き上げ基準に現状達していないが、噴火警戒レベルを引き上げる可能性があるとして判断した場合、または判断に迷う場合に、「火山の状況に関する解説情報（臨時）」が発表される。 また、現時点では、噴火警戒レベルを引き上げる可能性は低いと判断した場合、火山活動に変化がみられるなど、火山活動の状況を伝える必要があると判断した場合には、「火山の状況に関する解説情報」が適時発表される。
火山活動解説資料	写真や図表を用いて、火山の活動の状況や警戒事項について、定期的または必要に応じて臨時に解説する資料	火山活動解説資料	写真や図表等を用いて、火山の活動の状況や警戒事項等について、解説するため、随時及び定期的に公表される資料
月間火山概況	前月1ヶ月間の火山活動の状況や警戒事項をとりまとめた資料	月間火山概況	前月1ヶ月間の火山活動の状況や警戒事項をとりまとめた資料
地震・火山月報（防災編）	月ごとの地震・火山に関連した各種防災情報や地震・火山活動に関する分析結果をまとめた資料	地震・火山月報（防災編）	月ごとの地震・火山に関連した各種防災情報や地震・火山活動に関する分析結果をまとめた資料
噴火に関する火山観測報	噴火（ごく小規模なものは除く。）が発生したときに、発生時刻や噴煙高度等を知らせる情報。おおむね30分以上、連続的に継続している噴火について、その状態が継続している場合には「連続噴火継続」、停止した場合には「連続噴火停止」と知らせる。	噴火に関する火山観測報	噴火が発生したことや、噴火に関する情報（噴火の発生時刻・噴煙高度・噴煙の流れる方向・噴火を伴って観測された火山現象等）を噴火後直ちに知らせる情報。
火山現象に関する海上警報	火山現象に関する海上警報は、噴火の影響が海上や沿岸に及ぶ恐れがある場合に発表される。 緯度・経度と範囲を指定し、付近を航行する船舶に対して警戒が呼びかけられる。	火山現象に関する海上警報	噴火の影響が海上や沿岸に及ぶ恐れがある場合に発表される。 緯度・経度と範囲を指定し、付近を航行する船舶に対して警戒が呼びかけられる。
航空路火山灰情報	航空機のための火山灰情報として、航空路火山灰情報が提供されている。 火山灰は、航空機のエンジンに吸い込まれるとエンジンが停止したり、操縦席の風防ガラスに衝突すると擦りガラス状になり視界が利かなくなったり、飛行場に堆積すると離着陸できなくなるなど、火山灰による被害は多岐にわたる。 このような被害を回避するため、火山灰の分布や拡散予測を含む航空路火山灰情報（VAA）の提供を行う航空路火山灰情報センター（VAAC）を世界9か所に設置することになり、日本においては、気象庁が東京VAACとして、民間航空会社、航空関係機関、気象監視局、他のVAACにVAAを提供している。	航空路火山灰情報	噴火による火山灰が航空機の運航に与える影響を回避するために発表する航空路上の火山灰情報（火山灰の分布や拡散予測、VAA）。 予報期間は最大で18時間。気象庁が、東アジアおよび北西太平洋地域を担当する航空路火山灰情報センター（東京VAAC）として、民間航空会社、航空関係機関、気象監視局にVAAを提供している。東京VAACは東アジア・北西太平洋及び北極圏の一部に対する監視と情報提供を担当している。

修正前（令和2年10月） 附-38	修正後（令和5年9月） 附-38
<p><b>2 国土交通省が発表する情報</b></p> <p>(1) 土砂災害緊急情報</p> <p>噴火によって山腹斜面に火山灰や火砕流堆積物が堆積すると、少量の雨でも土石流が発生することがある。</p> <p>土砂災害緊急情報は、こうした火山噴火に起因する土石流による重大な土砂災害が急迫している場合に、国土交通省が土砂災害防止法に基づく緊急的な調査を行い、被害の想定される区域と時期に関して、関係地方公共団体の長に通知するとともに、一般に周知する情報である。</p> <p>市町村は、土砂災害緊急情報に基づいて、<u>避難勧告等の防災情報を発表する</u>。市町村の指示に従って規制された範囲から避難する必要がある。</p>	<p><b>2 国土交通省が発表する情報</b></p> <p>(1) 土砂災害緊急情報</p> <p>噴火によって山腹斜面に火山灰や火砕流堆積物が堆積すると、少量の雨でも土石流が発生することがある。</p> <p>土砂災害緊急情報は、こうした火山噴火に起因する土石流による重大な土砂災害が急迫している場合に、国土交通省が土砂災害防止法に基づく緊急的な調査を行い、被害の想定される区域と時期に関して、関係地方公共団体の長に通知するとともに、一般に周知する情報である。</p> <p>市町村は、土砂災害緊急情報に基づいて、<b>避難指示等の防災情報を発表する</b>。市町村の指示に従って規制された範囲から避難する必要がある。</p>
<p><b>3 市町村等が発表する情報</b></p> <p>(1) <b>避難準備・高齢者等避難開始</b></p> <p>避難準備・高齢者等避難開始は、市町村長が、必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立退きを準備してもらうために発表する情報である。<u>居住者等は、非常用持ち出し品などを用意するなど、避難準備を行う。</u></p> <p>要配慮者等、避難に時間を要する人たちは、<u>避難準備・高齢者等避難開始が発令された段階で、避難を始めることになる。</u></p> <p>(2) <b>避難勧告、避難指示（緊急）</b></p> <p><u>避難勧告および避難指示（緊急）</u>は、市町村長が、災害対策基本法第60条に基づいて、災害が発生するおそれがある場合等において発令するものである。</p> <p><u>避難勧告は、危険が迫り避難が必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立退きを促すものである。避難指示（緊急）は、より危険が切迫している場合、避難が必要と認める地域の居住者等に対して、避難のための立退きを指示するものである。また、避難のための立退きを行うことがかえって危険な場合には、屋内での安全の確保を行うことが指示されることもある。</u></p>	<p><b>3 市町村等が発表する情報</b></p> <p>(1) <b>高齢者等避難</b></p> <p><b>高齢者等避難</b>は、市町村長が、必要と認める地域の<b>必要と認める</b>居住者等に対し、避難のための立退きを準備してもらうために発表する情報である。</p> <p>要配慮者等、避難に時間を要する人たちは、<b>高齢者等避難が発令された段階で、避難を始めることになる。</b></p> <p><b>また、居住者等は、非常用持出品などを用意するなど、避難準備や、自主的な避難を行う。</b></p> <p>(2) <b>避難指示</b></p> <p><b>避難指示</b>は、市町村長が、災害対策基本法第60条に基づいて、災害が発生するおそれがある場合等において発令するものである。</p> <p><b>避難指示</b>は、避難が必要と認める地域の<b>必要と認める</b>居住者等に対して、避難のための立退きを指示するものである。また、避難のための立退きを行うことがかえって<b>危険であり、かつ、事態に照らし緊急を要する場合には、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での退避等、緊急に安全を確保することが指示されることもある。</b></p>
修正前（令和2年10月） 附-41	修正後（令和5年9月） 附-41
<p><b>資料第9 火山用語</b></p> <p><b>【た】</b></p> <p><b>テフラ</b></p> <p>火山噴火によって大気中に噴出され、地表に堆積した降下火山砕屑物の総称。</p>	<p><b>資料第9 火山用語</b></p> <p><b>【た】</b></p> <p><b>テフラ</b></p> <p>火山噴火によって<b>大気中に噴出された火山砕屑物の総称。</b></p>
修正前（令和2年10月） 附-44	修正後（令和5年9月） 附-44
<p>(参考)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>火山防災マップ作成指針（内閣府等，平成25年3月）</li> <li>火山噴火災害危険区域予測図作成指針（国土庁，平成4年）</li> <li>火山活動解説資料（web版）「火山」の用語に関する解説（気象庁）</li> <li>地震及び火山噴火予知のための観測研究計画（文部科学省，平成23年度年次報告）</li> <li>伊豆諸島における火山噴火の特質等に関する調査・研究報告書（東京都防災会議，平成2年5月）</li> <li>東京都地域防災計画，火山編（東京都防災会議，平成30年修正）</li> <li>地学事典，新版（地学団体研究会編，平成8年10月，平凡社）</li> <li>ブリタニカ国際大百科事典，小項目電子辞書版（ブリタニカジャパン株式会社，平成27年）</li> </ul>	<p>(参考)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>火山防災マップ作成指針（内閣府等，平成25年3月）</li> <li>火山噴火災害危険区域予測図作成指針（国土庁，平成4年）</li> <li><b>気象庁が噴火警報等で用いる用語集</b>（気象庁）</li> <li>地震及び火山噴火予知のための観測研究計画（文部科学省，平成23年度年次報告）</li> <li>伊豆諸島における火山噴火の特質等に関する調査・研究報告書（東京都防災会議，平成2年5月）</li> <li>東京都地域防災計画，火山編（東京都防災会議，平成30年修正）</li> <li>地学事典，新版（地学団体研究会編，平成8年10月，平凡社）</li> <li>ブリタニカ国際大百科事典，小項目電子辞書版（ブリタニカジャパン株式会社，平成27年）</li> </ul>